

年 報

2015（平成 27）年度
自己点検・評価報告書

日本赤十字看護大学

目 次

序章	1
第1章 理念・目的	2
第2章 教育研究組織	6
第3章 教員・教員組織	10
第4章 教育内容・方法・成果	18
第1節 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	
第2節 教育課程・教育内容	
第3節 教育方法	
第4節 成果	
第5章 学生の受け入れ	53
第6章 学生支援	61
第7章 教育研究等環境	70
第8章 社会連携・社会貢献	79
第9章 管理運営・財務	88
第1節 管理運営	
第2節 財務	
第10章 内部質保証	94
終章	98

序章

前年度(2014年度)の年報の序章でも書いたように、2014(平成26)年度の自己点検・評価は、毎年行っているPDCAサイクルに基づく点検・評価だけでなく、大学基準協会の大学評価を2015(平成27)年度に受けるための点検・評価の2つを実施した。大学評価(認証評価)の結果は、2016(平成28)年4月1日付けで「大学基準適合認定証」(認定期間は2016(平成28)年4月1日から2023年(平成35)3月31日まで)および「日本赤十字看護大学に対する大学評価(認証評価)結果」として受領した。それらは自己点検・評価報告書とともに本学ホームページの情報公開のページで公開した。

2015(平成27)年度は、大学基準協会による大学評価を受けた年度であり、大学基準協会評価委員の学校訪問による実地調査を受けた。こうした中、例年と同様に、年度末において各委員会・担当部署による単年度単位での自己点検・評価を実施した。2015(平成27)年度の年報は、従来の大学基準協会に提出する自己点検・評価報告書のスタイルに戻して記述した。よって、大学基準協会に提出した2014(平成26)年度版の報告書に基づいて2015(平成27)年度の現状の説明を記述した。将来に向けた発展方策に関しては、2016(平成28)年度に向けた発展方策として記述してある。

今回の年報において新たな記述を追加した。それは、日本赤十字学園中期計画(2014年度～2020年度)における本学のPDCAサイクルに関する進捗状況について、終章において一覧表としてまとめたことである。もとより大学評価の評価項目と学園中期計画の評価項目は異なるが、本学のPDCAサイクルとしては同時並行的に行っている以上、両者を統合的に自己点検・評価することが必要であると考えたからである。

点検・評価のシステムにも新たな仕組みが導入された。2016(平成28)年度から自己点検評価委員会に外部委員が加わることになったのである。これにより、2015(平成27)年度年報にまとめられている自己点検・評価の内容に外部委員のチェックが入ることで、より客観的な検証システムへと一歩前進したといえる。

第1章 理念・目的

1. 2014(平成26)年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・学部生を対象とする教育評価アンケートの実施を継続する。
- ・卒業生を対象とする教育評価アンケートの実施を継続する。

〈看護学研究科〉

- ・大学院生を対象とする教育評価アンケートの実施を継続する。
- ・大学院修了生を対象とする教育評価アンケートの実施を継続する。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・2013(平成25)年度から2015(平成27)年度までの教育評価アンケートの結果を比較検討する。

〈看護学研究科〉

- ・2013(平成25)年度から2015(平成27)年度までの教育評価アンケートの結果を比較検討する。

2. 現状の説明

(1)大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

〈大学全体〉

本学は、日本赤十字社が看護婦養成を開始した1890(明治23)年から数えて125年の歴史をもつ。今日まで一貫して、赤十字の理想とする人道の理念に基づき、国内外の保健医療の分野で活躍する多くの人材を育成してきた。本学の目的は、日本赤十字看護大学学則第1条に「赤十字の理想とする人道の理念に基づき、広い知識と深い専門の学芸とを教授、研究し、知的、道徳的及び応用的能力を発展させることによって、保健医療の分野で活躍できる人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉に寄与すること」とされている(資料1-1)。

なお、大学の経営母体である学校法人日本赤十字学園は、寄附行為第3条において「赤十字の理想とする人道の理念を基調とし、教育基本法及び学校教育法に従い、看護教育及び介護福祉教育を行い、資質の高い優秀な看護師及び介護福祉士を育成することを目的とする」と謳っている(資料1-2)。

〈看護学部〉

看護学部の教育理念は、学則に掲げる大学の目的に基づき、「人々の尊厳と権利を守り、看護を通して赤十字の理念である「人道(HUMANITY)」の実現にむけて人間を育てる」ことにある。教育目的は、「赤十字の理念に基づき、看護の実践と研究に必要な基礎的能力をもち、人類と国際社会に貢献できる、幅広い教養と豊かな人間性のある人材を育てること」である(資料1-3)。

〈看護学研究科〉

研究科の目的は、「日本赤十字看護大学大学院は赤十字の理念である人道の精神に基づき、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と方法を教授し、高度な看護専門職者としての深い学識および卓越した能力、豊かな感性と人間性を培うことを通して、看護学の発展と深化に寄与するとともに、人びとの福祉とつながりを基盤とした文化の創造と発展に貢献すること」と掲げている（資料1-4）。

(2)大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

〈大学全体〉

大学の理念・目的は、教職員には採用時の学内オリエンテーションにおいて学長から説明され、在籍教職員には諸規程集が配付され、周知が図られている（資料1-5）。また、学生には毎年発行する学生便覧（学部・大学院共通）、大学院履修の手引き/シラバスにおいて周知が図られている（資料1-3、1-6）。また、大学ホームページ（以後、HPと表記する）、大学案内、大学院案内にて、社会へ公表されている。

さらに、入学式、オープンキャンパス等の大学行事等において、理事長、学長から本学の建学の精神、教育の理念・目的を伝えており、学生、保護者、受験生等にも周知が図られている。そのほか、保護者、同窓生等にも保護者会会報、同窓会会報等においても繰り返し周知が図られている。

〈看護学部〉

建学の精神、教育理念・目的を記載した学生便覧を、毎年全学生および教職員に配付し、新入生に対しては学長、学部長から入学式、オリエンテーション等で周知を図っている。在学生には、新学期オリエンテーションの時に、理念、目的、ディプロマ・ポリシーを各学年に即して説明し周知を図っている。また大学HPにも掲載し、社会へ公表している。

〈看護学研究科〉

建学の精神、理念・目的を学生便覧、大学院履修の手引き/シラバスに記載し、毎年全学生および教職員に配付し、新入生に対しては学長、研究科長から入学式、オリエンテーション等で周知を図っている。また大学のHPにも掲載し、社会へ公表している。

(3)大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈大学全体〉

自己点検・評価の実施体制としては、10章で詳述するが、学長の下に大学評価委員会を設置し、学長、学部長、研究科長、事務局長、図書館長、学務部長、フロンティアセンター長、保健センター長により構成している。大学評価委員会には、大学評価実施委員会および大学評価報告書編集委員会（年報編集委員会）をおき、毎年、自己点検・評価報告書（年報）を発行している。大学評価実施委員会は各委員長が構成員となり、PDCAサイクルに沿った自己点検・評価を実際に推進している。理念・目的の適切性についても毎年学部関連委員会および研究科委員会において検証を行っている。

日本赤十字看護大学には、大学運営に関する情報収集、協議、検証を行い学長の意思決定を支える組織として、6つの学長諮問委員会と5つの会議、9つの常置委員会を置いてい

る（資料 1-7）。日本赤十字学園傘下の 6 大学長が参加し検討・決定している 2014(平成 26)年度から 2018(平成 30)年度にわたる第二次中期計画をもとに、経営会議で大学の理念、目的に基づいた本学独自の中期計画を立案している（資料 1-8）。この中期計画の立案および評価のプロセスの検証は、本学の教育理念、目的と照らして検証すると同時に、本学の理念、目的が社会のニーズに適合しているかどうか等の観点から、その適切性に関する検証を行っている。

〈看護学部〉

教授会、大学評価実施委員会等において、理念の適切性の検証を行い、2010(平成 22)年の第 8 次新カリキュラム改訂の際に臨時で第 8 次カリキュラム検討委員会を発足し、目的等の検証を行った後、教務委員会において検証を継続している。

〈看護学研究科〉

研究科委員会、大学評価実施委員会等において、理念の適切性の検証を行い、研究科教務委員会において検証を継続している。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈大学全体〉

- ・大学案内、大学院案内、学生便覧、HP、オープンキャンパスや外部の進学相談会等において、教職員、学生、受験生、社会一般の理解が図られてきている。それに伴い本学の特色や教育理念・目的等について聞かれる機会が増え、関心が高まっている。

②改善すべき事項

〈大学全体〉

- ・学則に学部の目的の記載がないことや、学生便覧や大学案内、HP などに掲げられている教育理念などにおいて一部不統一な点が見られるので、修正を行うこと。

4. 2016(平成 28)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈大学全体〉

- ・大学創立 30 周年を迎える 2016(平成 28)年を機に、本学の理念および目的の検証を行うと同時に、学外に向けて広報し、広く賛同者・支援者を求めていく。

②改善すべき事項

〈大学全体〉

- ・学則に学部の目的の記載がないことや、学生便覧や大学案内、HP などに掲げられている教育理念などにおいて一部不統一な点が見られるので、修正を行う。

5. 根拠資料

- 1-1 日本赤十字看護大学学則
- 1-2 学校法人日本赤十字学園寄附行為
- 1-3 学生便覧（2015(平成 27)年度）
- 1-4 日本赤十字看護大学院学則

第1章 理念・目的

- 1-5 日本赤十字看護大学 諸規程集
- 1-6 大学院履修の手引き/シラバス (2015(平成 27)年度)
- 1-7 日本赤十字看護大学組織分掌規程
- 1-8 第二次日本赤十字学園中期計画 (2014(平成 26)年度から 2020(平成 32)年度)
大学 HP <http://www.jrc.ac.jp/pdf/chukikeikaku-2.pdf>

第2章 教育研究組織

1. 2014(平成26)年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

- ・大学の理念に基づく諸活動を行うため、大学の組織図や教員組織に関する検討を進め、具体的な組織の改正案を実施する。

②改善すべき事項

- ・新たな組織の運営に関する規程の改正を行い、適切な運営かどうかの検証を行う。

2. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

〈大学全体〉

日本赤十字看護大学は、学校法人日本赤十字学園のもと、赤十字の理想とする人道の理念に基づき、1986年に看護学部看護学科が開設された。また、高度な地域連携・者育成を目的とした大学院看護学研究科修士課程が1993(平成5)年に開設されたのに続き、大学院看護学研究科博士後期課程が1995(平成7)年に開設された。2007(平成19)年には、看護学研究科修士課程国際保健助産学専攻を設置し、修士課程で助産師育成を開始した。さらに2014(平成26)年には共同大学院博士課程共同災害看護学専攻が開設された。

日本赤十字看護大学は、赤十字学園理事会のもと経営会議、教授会、研究科委員会を置き、さらに諮問委員会、常置委員会、臨時委員会を置いている。それぞれの委員会活動に基づき、教授会、研究科委員会での審議のもと学長による決議の方法で教育研究組織の管理運営を行っている。

自己点検・評価の実施体制としては、10章で詳述するが、学長の下に大学評価委員会を設置し、学長、学部長、研究科長、事務局長、図書館長、学務部長、フロンティアセンター長、保健センター長により構成している。大学評価委員会には、大学評価実施委員会および大学評価報告書編集委員会(年報編集委員会)をおき、毎年、自己点検・評価報告書(年報)を発行している。大学評価実施委員会は各委員長が構成員となり、PDCAサイクルに沿った自己点検・評価を実際に推進している。教育研究組織の適切性についても毎年学部関連委員会および研究科委員会において検証を行っている。

日本赤十字学園の6大学長が参加し検討・決定している2014(平成26)年度から2018(平成30)年度にわたる第二次計画をもとに、経営会議で大学の理念、目的に基づいた本学独自の中期計画を立案している。この中期計画の立案および評価のプロセスの検証は、本学の教育理念、目的と照らして検証すると同時に、教育研究組織、目的が社会のニーズに適合しているかどうか等の観点から、その適切性に関する検証を行っている。

また、教育専門科目、看護系科目群毎で、調整が必要な事項に関しては、教養・基礎教員連絡会、看護教授連絡会議で連絡・調整がされる。この後、教授会での審議に至るという経緯を経て決議に至っている。また教員が全員参加する教員会議があり、職位や領域を

超えて情報の共有や意見交換を行っている。

〈看護学部〉

1986年に日本赤十字看護大学が設置された後、2005(平成17)年に日本赤十字武蔵野短期大学と統合した。教育課程に則して、学科目制をとっている。教養教育、外国語、専門基礎、基礎看護学、精神保健看護学、成人看護学、母性看護学、小児看護学、老年看護学、地域看護学、看護教育学、看護管理学、国際・災害看護学の教育研究組織としている。看護学部では、看護学を修めることによって、今日の医療保健分野における重要な人材である看護師並びに保健師の育成を行っている。

〈看護学研究科〉

修士課程には、看護学専攻に加えて、高度な実践力をもつ助産師育成を目的とする、国際保健助産学専攻が2007(平成19)年に開設された。看護学専攻には、基礎看護学、成人看護学、小児看護学、母性看護学、老年看護学、精神保健看護学、地域看護学、国際・災害看護学、看護管理学、看護教育学の10領域があり、修士論文作成を最終目標とする研究コースのほかに専門看護師(以下、CNSという)育成のための実践コースとして、小児看護、精神看護、慢性看護、クリティカルケア看護、がん看護、老年看護に加え、2013(平成25)年から災害看護のCNS教育課程を設置しており、多様な学習ニーズに対応できるようにしている。2015(平成27)年度からは、クリティカルケア看護コースを除く6コースで38単位の履修カリキュラムに基づき、社会の要請に対応できる高度な実践力を有するCNS育成を行っている。

2013(平成25)年に高知県立大学、兵庫県立大学、東京医科歯科大学、千葉大学との共同大学院が文部科学省「2012(平成24)年度博士課程教育リーディングプログラム」に採択され、2014(平成26)年に共同大学院5年一貫制博士課程共同災害看護学専攻を開設した。

看護学研究科では看護領域での指導者になる人材として、高度看護専門職者(助産師、CNSを含む)と教育・研究者および管理者の育成を行っている。いずれも社会からのニーズが高く、それに対応できるような高度な能力をもつ人材育成を目指している。

〈地域連携・フロンティアセンター〉

本学がこれまで蓄積してきた看護の知的・実践的なノウハウを社会に還元し、実践・教育・研究の3つを統合しながら、広く人々の心身の健康を維持向上させていくための場を提供するために、2005(平成17)年に地域連携・フロンティアセンター(以下、「フロンティアセンター」という)を設立した。フロンティアセンターの組織は、①研究・実践リンク部門、②災害看護部門、③フロンティアセミナー部門、④認定看護師教育課程、⑤広報に大別され、フロンティアセンター長と各部門長を置く。同センターの運営は、フロンティアセンター運営委員会にて検討されている。運営委員会の構成員はフロンティアセンター長、学部長、部門長、事務局長、事務局である。運営委員会では、①年間計画および会計・予算、②認定看護師教育課程の運営、③各事業の運営等を審議する。運営に関わる財源は、原則として自主財源であり、専従の職員は雇用せず、事務局が兼担している。フロンティアセンターの組織、運用について規程に定められている(資料2-1、資料2-2)。

フロンティアセンターでは、2006(平成18)年から2014(平成26)年まで「感染管理」「皮膚・排泄ケア」「がん化学療法看護」「認知症看護」「慢性呼吸器疾患看護」「糖尿病看護」の計6つのコースの認定看護師教育課程を開設し、2014(平成26)年に休止した。

2014(平成 26)年からは、渋谷区広尾地域にある赤十字関連の病院や福祉施設、乳児院等との連携のもと、実践と教育、研究を繋げるための場としてフロンティアセンターの下部組織として「ケアリング・フロンティア広尾」を設置した。ここでは、医療機関と大学との共同研究やリサーチ・フェスタ、一般市民を対象とした健康教室、サロン、桜祭り等の企画や運営を行っている。

さらに、フロンティアセンターの「なみえプロジェクト」として、2011(平成 23)年から福島県いわき市に「なみえ保健室」を設置している。「なみえ保健室」では、福島県に在住する浪江町住民(原発被害地域住民)の健康調査および支援活動を行っている。日本赤十字社および福島県浪江町との共同事業として運営しており、中長期における災害支援に関する研究や研修・実習場所として機能している。

看護専門科目の各領域に関する教員組織は、教授 1~2 名、准教授あるいは講師 1~2 名と定員を定めており、それぞれの領域定数は、助教あるいは助手を含めて 5 名から 10 名と定めており、教養教育科目および専門基礎科目に関しては、教授あるいは准教授が、それぞれ 1~3 名と定めている(資料 2-3)。

学科目制をとっていることにより、教育理念に即した演習・実習などによって協力体制をとることができている。

(2)教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

〈大学全体〉

本学では、大学全体としては経営会議、学部は教授会、研究科は研究科委員会、フロンティアセンターはフロンティアセンター運営委員会が、各委員会の上位機関として置かれ、それぞれの委員会組織の適切性について検証を行っている。2014(平成 26)年度から、新たに教学マネジメント委員会(IR 部門含む)を設置し、大学の組織としての適切性を検証すべく、大学組織内外の情報収集に努め、経営・教育・研究の観点から検討している。

また、大学組織の課題や運用状況等は、各委員会での年度目標、活動内容、成果検証をもとに、大学評価実施委員会で大学での活動全体に関する検討を行っている。各委員会活動の次年度課題の明確化を図り、結果を年報にまとめる作業を通して毎年検証している(資料 2-4、資料 2-5)。これらの結果をもとに、経営会議で大学全体の運営方針および年度計画、中期計画の立案を行っている。また将来構想推進協議会や危機管理委員会等の諮問委員会と連動し、運営方針や中長期計画の検証を行っている。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

- ・教育課程に即した教育研究組織になっていることで、設置目的の達成に相応しい組織体制である。
- ・フロンティアセンターの活動は発展的に展開しているので、設置目的に即した組織であるといえる。

②改善すべき事項

- ・教育目的に即して国際交流を活性化させているが、その活動をさらに推進していく。

4. 2016(平成28)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- ・これまでの取り組みを継続する。

②改善すべき事項

- ・国際交流センターの組織的な活動を充実させ、本学の教育研究における国際化を推進させる。

5. 根拠資料

- 2-1 日本赤十字看護大学看護実践・研究・教育フロンティアセンター規程
- 2-2 日本赤十字看護大学看護実践・研究・教育フロンティアセンター運営委員会規程
- 2-3 2014(平成26)年度日本赤十字看護大学看護学部教員組織図
- 2-4 年報(大学HP)
<http://www.redcross.ac.jp/disclosure/annualreport.html>
- 2-5 自己点検・評価報告書(大学HP)
<http://www.redcross.ac.jp/disclosure/report.html>

第3章 教員・教員組織

1. 2014(平成26)年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

〈大学全体〉

- ・FD・SD 委員会は、各委員会が実施するFDの年間計画を把握し、ポリシーマップに基づいた体系化・系統化のシステムを構築していく。

〈看護学部〉

- ・レベルⅢおよびレベルⅣ-1の実習評価アンケートを実施する。

〈看護学研究科〉

- ・今後も授業評価の結果を大学院教育の改善に役立てる。

②改善すべき事項

〈大学全体〉

- ・FD・SD 委員会主催による教員の教育能力向上および大学財務の基礎知識向上に役立つFDを実施する。

〈看護学部〉

- ・授業評価結果の公表に関する学生や教員の評価を調査する。

〈看護学研究科〉

- ・大学院の授業評価の今後のあり方を検討する。

2. 現状の説明

(1)大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

〈大学全体〉

大学として求める教員像は、2013(平成25)年度に明文化された「選考したい教員像」にまとめられている(資料3-1)。具体的には、教育の理念並びに目的・目標を十分理解し、人道の理念に基づいた教育実践ができる人、同時にそれぞれの専門分野における高い研究能力を有している人、さらに地域貢献等に関する役割を果たし、大学運営の観点から、積極的な役割を果たすなど組織に貢献できる人である。また日本赤十字看護大学は、大学院博士後期課程まで有する組織であるため、教授、准教授の採用や昇格に際しては、博士後期課程の教育や研究を担うことができることが要件となっている。

上記における教員の資質等を反映させるものとして、職位の資格要件を定めている(資料3-2)。教授・准教授・講師・助教・助手、それぞれの職位に、求められる教員の教育・研究業績、資質等を規程で定め(資料3-3)、かつ職位の昇格基準に関する規程(資料3-4、資料3-5)もある。こうした規程は諸規程集にまとめられ、全教員に配付されている。新任教員に対しては、着任時のオリエンテーションで学長からの講話等で周知されている。

看護専門科目の教員組織の編成方針は、原則として教授1名、准教授あるいは講師1～2名とし、これに演習・実習を含む担当科目時間数に応じて、助教あるいは助手を2～5名としており、教養教育科目および専門基礎科目の教員組織の編成方針は、教授あるいは准教

授1～3名としている（資料3-6）。

上記の編成方針に従い教員組織を編成し、学長が年度始めに経営会議および教授会・研究科委員会（資料3-7、資料3-8）でその結果を報告し、名簿を公表する。またHPや学生便覧などでも教員組織を公表している。

なお、各領域における教員編成においては、年齢構成および人数等に偏りがないよう配慮した組織編成となっている（資料3-9）。

〈看護学部〉

学部の教員組織は、上記で述べたように教養科目群、看護専門科目群毎に必要な教員人数が定められ配置されている。2014(平成26)年度現在で、学部の教員の総人数は学長をいれて69名となっている(表3-1)。69名には保健室担当教員のほか、共同災害看護学専攻教員2名、特任教授2名を含んでいる。総数以外は名誉教授6名、客員教授2名おり、非常勤講師は37名となっている。非常勤教員は主に教養・外国語科目の授業を担当している。

〈看護学研究科〉

研究科の教授・准教授は学部と兼務の編制方針であり、研究科組織は原則的には教授1名、准教授1名と組織の編成方針を定めている。大学院設置基準に規定されている各専攻の教員を配置している。また、CNS教育分野では各コースに専任教員が2名必要であるという日本看護系大学協議会における教育機関認定上の条件により、講師を配置している。2015(平成27)年度から、専門看護師教育課程38単位の教育に移行する予定であり、教員の教育業務量が増加することが予測され、教員組織の編成方針の見直しが必要になると考えている

2014(平成26)年度は、研究科の教員総数は30名である(表3-2、表3-3、表3-4)。看護学専攻は全員が学部との兼務であり、国際保健助産学専攻は、全教員12名中専任教員は6名である。共同災害看護学専攻は、専任教員2名を配置している。また、非常勤講師は34名であり、主にCNS教育分野、助産学分野等の専門に特化した授業を担当している。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

〈大学全体〉

本学には看護学部看護学科および大学院看護学研究科（修士課程および博士後期課程）が設置されており、教員には学位取得者を中心に高い教育・研究能力をもつことが求められる。教授、准教授の教員選考規程は博士後期課程の教育を担う人材の要件が示されており、それに照らし合わせて適切な人材を配置している。その結果、博士号取得者など専門能力の高い教員が35名配置されている。講師および助教、助手も学部で質の高い教育を行えるよう研究実践だけでなく、豊富な臨床経験を持っている教員を配置している。

また、実習科目や演習科目においては、質の高い教育を行うために、ティーチング・アシスタント（TA）制度を設けている。大学院修士課程および博士後期課程の院生をTAとして任用しているほか、実践経験があり本学の理念に基づいた教育方針を理解している看護師・保健師を非常勤助手として配置している。さらに、実習病院の教育担当副部長や、CNS等、臨床実践能力の高い看護専門職を臨床教授・臨床准教授・臨床講師等に任命し、臨床との連携を強化し実習教育体制の充実化を図っている。

〈看護学部〉

看護学部看護学科の教育研究組織は、教養教育科目・専門基礎科目・看護専門科目から

構成されている（表 3-1）。大学設置基準によって定められた必要数を満たしている。現状では教員一人当たり学生 9 名である。

表 3-1 2015(平成 27)年度 看護学部 教員組織

科目区分 \ 職 位		教授	准教授	講師	助教	助手
教養教育		1	1			
外国語		1	1			
専門基礎		3				
看護専門	基礎看護学	2	2	1	3	1
	精神保健看護学	1	1	2		1
	成人看護学	1	2	2	3	
	母性看護学	2	1	3	4	
	小児看護学	1	1	1	2	
	老年看護学	1	1	1	2	
	地域看護学	1	1	2	1	1
	看護教育学	1	1			
	看護管理学	1	1			
国際・災害看護学		2		1	1	

〈看護学研究科〉

看護学研究科博士後期課程には看護学専攻、修士課程には看護学専攻と国際保健助産学専攻、共同大学院博士課程（共同災害看護学専攻）があり、それぞれの教員組織体制をもつ（表 3-2、表 3-3、表 3-4、表 3-5）。大学院設置基準によって定められた必要数を満たしているだけでなく、本学では、それぞれの専門領域で高度な実践を遂行できる能力を有し、博士号を有する研究教育能力の高い教員を多く配置している。

表 3-2 2015(平成 27)年度 看護学研究科・修士課程看護学専攻 教員組織

領域 \ 職位	教 授	准教授	講師・助教
基礎看護学 がん看護学	2	2	
小児看護学	1	1	
成人看護学	1	2	2
老年看護学	1	1	
精神保健看護学	1	1	2
地域看護学	1	1	1
看護教育学	1	1	
看護管理学	1	1	
国際・災害看護学	3		
共 通	4		

表3-3 2015(平成27)年度 看護学研究科・修士課程国際保健助産学専攻 教員組織

専/兼	職位	教 授	准教授	講師・助教
専	任	2	1	3
兼	任	2	2	

表3-4 2015(平成27)年度 看護学研究科・博士後期課程 教員組織

領域	職位	教 授	准教授
基 礎 看 護 学		2	2
母 性 看 護 学		2	
小 児 看 護 学		1	1
成 人 看 護 学		1	1
老 年 看 護 学		1	
精神保健看護学		1	
地 域 看 護 学		1	1
看 護 教 育 学		1	
看 護 管 理 学		1	1
国際・災害看護学		1	
共 通		2	

表 3-5 2015(平成 27)年度 共同大学院博士課程（共同災害看護学専攻） 教員組織

領域	職位	教 授	講 師
共同災害看護学		1	1

(3)教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。**〈大学全体〉**

教員の募集については、公募制を採用しており、本学HPおよび独立行政法人科学技術振興機構の研究者人材データベースにおいて公募している。応募者は公募数を超えていることが多く、特に教養系科目の非常勤教員の選考については高い倍率となっている。

教員の採用・選考・昇格等については、学校教育法・大学設置基準・大学院設置基準に定める教員の資格要件等をに基づき、「教員選考規程」「教員選考規程細則」「教員選考基準規程」「教員昇格内規」「教員業績基準」（資料3-10、資料3-2、資料3-3、資料3-4、資料3-5）を定め、それに則って教員選考委員会で選考を行い、教授会もしくは研究科委員会で審議、学長が最終的な決定を行っている。また、2013(平成25)年度に教員選考規程について見直しをはかり、教員選考規程内に基準規程を盛り込み、細則を精査し、学部・研究科の「教員選考規程」、「教員選考規程細則」の統一を行い、2014(平成26)年4月1日から施行した。更に追加修正を11月にも施行した結果、2015(平成27)年度の、教員の採用、昇格に関わる教員選考のプロセスがより明確で厳密となった。

〈看護学部〉

教員選考に関わる一連の諸規程に基づき、経営会議および教授会にて教員選考にかかる

領域・職位の審議を経て、教員選考委員会を設置する。教員選考委員会は、公募案の審議、応募者の書類選考、面接を行う。その結果を報告書として提出し、教授会、研究科委員会で審議し、学長が決定する。

また、特別任用教員、臨床教授、客員教授においては、「特別任用教員内規」、「臨床教授等に関する規程及び運用に関する申合せ」、「客員教授規程」に基づき、教授会の審議を経て、学長が決定する（資料 3-11、資料 3-12、資料 3-13、資料 3-14）。

〈看護学研究科〉

教員選考に関わる一連の諸規程に基づき、経営会議での審議の後、修士課程の教員については研究科教授会、博士後期課程の教員については博士後期課程教授会にて教員選考委員会を設置する。教員選考委員会は公募案の作成、応募者の書類選考、面接を行い、人事選考結果の報告書を作成する。人事選考の結果は研究科教授会もしくは博士後期課程教授会にて審議・投票が行われた後、学長が決定し、研究科委員会で報告される。

(4)教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

〈大学全体〉

本学では、FD・SD 委員会規程に則り、2012(平成 24)年に FD・SD 委員会を設置した。これまで FD・SD 委員会のほか、各委員会や事務局等の主催で、例年、活発な FD・SD 活動が行われてきた。しかし、FD・SD として行われる研修会も多岐にわたるようになり、日程や内容の調整が難しくなってきたため、全学的に FD・SD の体系化・組織化を図る目的で、FD・SD 委員会で FD・SD ポリシーと FD・SD マップを策定した（資料 3-15）。

2015(平成 27)年度は、FD・SD ポリシー・マップに基づき、FD・SD 委員会がセンターや委員会などと協力しながら、教育、研究、大学運営に関する各種の FD・SD 活動を統括した。

学生による授業評価アンケートは例年と同様に実施した。また、現在の紙媒体方式の実施方法の見直しを行い、2016(平成 28)年度からはパソコンやスマートフォンからの Web 入力方式を看護学部で導入することに決定した。

教員の教育研究業績・社会的活動に関する報告書は、例年同様、全教員に対して年度末に学内教職員共有フォルダ（通称「S ファイル」）に提出してもらった。また、昨年度から実施している教員の自己評価による勤務評価表は、年度末までに学長への提出を求めた。

〈看護学部〉

2015(平成27)年度に実施したFDは表3-6の通りである。

学生による授業評価アンケートは、すべての授業科目（講義・演習）で実施し、その結果をHP（PDFファイル）と図書館（冊子ファイル）で公表した（資料3-16）。教員が授業評価の結果をどのように授業改善に役立てているか把握するために、年度末にアンケート調査を実施した。前年度から授業評価の数値が高い科目一覧表を教授会に提出し報告するようになったが、さらに授業改善を進めるために教員がそれらの授業を見学できるような体制を2016(平成28)年度からスタートさせることに決定し、教員授業見学実施要領を作成した（資料3-17）。

実習評価アンケートは、1年次と2年次のレベルⅠとレベルⅡの実習で完全実施、3年次のレベルⅢとレベルⅣ-1の実習では試行実施した（来年度から完全実施）。その公表方法は講義・演習科目と同様である。

表3-6 2015(平成27)年度実施FD一覧(看護学部)

開催日	テーマ(主催)
5月28日	看護の臨床研究に関する倫理について(研究倫理審査委員会)
6月15日	実習指導者研修会・第1回(地域連携・フロンティアセンター)
8月 3日	科研費応募書類の書き方のポイント(研究推進委員会)
8月 3日	教育評価プロジェクトの学部に関する調査結果について(FD・SD委員会)
8月 4日	実習指導者研修会・第2回(地域連携・フロンティアセンター)
8月 5日	実習指導者研修会・第3回(地域連携・フロンティアセンター)
9月24日	公正な研究活動に向けて、科研費の申請について(研究支援センター)
11月6日	ワトソンのケアリング理論と実践(国際交流センター)
11月25日	実習指導者研修会・第4回(地域連携・フロンティアセンター)
1月 26日	実習指導者研修会・第5回(地域連携・フロンティアセンター)
12月1日	実習を語る会・第1回(実習委員会)
3月 2日	実習を語る会・第2回(実習委員会)

〈看護学研究科〉

2015(平成27)年度に実施したFDは表3-7の通りである。

学生による授業評価アンケートは前年度と同様に一部の科目で実施した。検討課題であった全講義科目での実施については、研究科委員会での協議を経て、平成28年度から修士課程の全講義科目(非常勤講師担当科目を含む、各専門領域の特別研究・演習・実習は含まない)で実施することに決定した。結果の公表については、HPにおいて学期ごとの全体集計結果のグラフを一般公開し、学内専用ページで学期ごとの全体集計結果のグラフのほか、各科目の学生コメントに対する教員コメント(改善策など)を在学生向けに公開する予定である。

表3-7 2015(平成27)年度実施FD一覧(看護学研究科)

開催日	テーマ(主催)
11月 5日	赤十字リサーチ・フェスタ2015(地域連携・フロンティアセンター、研究推進委員会)
3月29日	教育評価プロジェクトの大学院に関する調査結果について(FD・SD委員会)

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈大学全体〉

- ・本学教員組織としては、領域毎に実践・教育・研究において豊富な業績をもつ教授が配置されており、職位の構成もバランスがとれており、スムーズな組織運営ができています。
- ・教養・基礎教員連絡会、看護教授連絡会議や教員が全員参加する教員会議等、活発な情報交換が行われることで、領域間で協力し合う組織体制ができています。
- ・教員選考における基準や規約の整備を行った結果、教員選考における公平性、透明性、

厳密性を担保し、優秀な教員が採用できる体制が整っている。

- ・FD・SD ポリシー・マップに基づいてFDを体系的系統的に立案し実施する体制が整えられている（資料3-18）。
- ・FD参加者アンケート結果から判断すると、いずれのFDに対しても満足度は高く、教員の資質向上に役立っていると考え（資料3-19）。
- ・FDに関する参加者アンケート結果から判断すると、大学院に関する内容が多いことから、研究科での教育研究の質向上につながっているようである（資料3-19、資料3-20）。
- ・教員の意見、感想を加えた授業評価の開示を始めたことで、授業評価がどのように生かされるのかが、学生、教員共に分かりやすくなった。

〈看護学部〉

- ・授業改善に生かすための教員授業見学実施の準備が整った。
- ・2013(平成 25)年度から、実習評価の対象を、レベルⅠ、レベルⅡ、レベルⅢ、レベルⅣ-1へと学年進行で段階的に拡大してきた。

〈看護学研究科〉

- ・授業評価の対象を全講義科目にまで拡大することが決定できた。

②改善すべき事項

〈大学全体〉

- ・大学院修士課程看護学専攻のCNS教育課程の内容の変更を行うため、CNS講義・演習を担当する教員（非常勤教員も含め）の配置等、教員組織の検証を進める。
- ・2015(平成 27)年度末に示された大学基準協会による大学評価の結果、①授業評価アンケートが授業改善のための取組として組織的に活用されていない点、②FD 研修会が学部・研究科ともに教育内容・方法の改善を目的としたものになっていない点の2点が努力課題として指摘された。今後、早急にこれらの改善を図る必要がある。

〈看護学部〉

- ・授業評価に対する学生の意見について調査を行う。
- ・教員授業見学導入1年目の実態をもとにその方法の妥当性について検討を行う。

〈看護学研究科〉

- ・授業評価の対象を全講義科目にしたことへの教員や院生の意見を調査し改善につなげる。

4. 2016(平成 28)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈大学全体〉

- ・FD・SD 委員会は、各委員会が実施するFDの年間計画を把握し、ポリシー・マップに照らして過不足がないかチェックし、教育・研究・大学運営のバランスのとれた能力開発のためのFDを行う。

〈看護学部〉

- ・教員授業見学導入の初年度として円滑に実施できるように努める。
- ・実習評価は、1年次から3年次の実習まで完全実施、4年次の実習を試行実施する。

〈看護学研究科〉

- ・全講義科目を対象とする授業評価の初年度として円滑に実施できるように努める。

②改善すべき事項

〈大学全体〉

- ・FD・SD委員会が大学全体のFD・SDを統括し推進する役割を積極的に果たすため、FD・SDポリシー・マップに基づき年度当初に年間の体系的なFD・SD計画を作成し、実施、評価、改善のPDCAサイクルを確実に実施する。これにより大学基準協会から指摘を受けた努力課題の解決を図っていく。
- ・教職員の教育能力向上のためのFD・SDを充実させる。

〈看護学部〉

- ・授業評価に対する学生の意見について調査を行う。
- ・教員授業見学について授業担当教員と見学教員の双方から情報収集を行い、必要に応じて実施要領を改定する。

〈看護学研究科〉

- ・授業評価の対象を全科目に拡大したことに対する教員や院生の意見を調査する。

5. 根拠資料

- 3-1 本学で選考したい教員像
- 3-2 日本赤十字看護大学教員選考規程細則
- 3-3 日本赤十字看護大学教員選考基準規程
- 3-4 日本赤十字看護大学教員業績基準の申合せ
- 3-5 日本赤十字看護大学教員昇格内規
- 3-6 2014(平成26)年度日本赤十字看護大学看護学部教員組織図
- 3-7 日本赤十字看護大学教授会規程
- 3-8 日本赤十字看護大学看護学研究科委員会規程
- 3-9 大学情報の公表 I 教育研究活動等の状況についての情報
(2)教育研究上の基本組織に関すること(大学HP)
<http://www.redcross.ac.jp/disclosure/documents/H26-PDF-2.pdf>
- 3-10 日本赤十字看護大学教員選考規程
- 3-11 日本赤十字看護大学特別任用教員内規
- 3-12 日本赤十字看護大学臨床教授等に関する規程
- 3-13 日本赤十字看護大学臨床教授等の運用に関する申合せ
- 3-14 日本赤十字看護大学客員教授規程
- 3-15 日本赤十字看護大学FD・SDポリシー・マップ
- 3-16 本学HP 2015(平成27)年度前期授業評価結果
- 3-17 教員授業見学実施要領
- 3-18 2016(平成28)年度開催予定全学FD一覧
- 3-19 FD参加者アンケート結果
- 3-20 研究科学生による授業評価の結果

第4章 教育内容・方法・成果

第1節 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 2014(平成26)年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・今後も教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて、学生便覧、大学HP、大学案内で明示するとともに、その浸透に向けて、学内においては教授会や新学期ガイダンス等の機会をとらえて周知を図る。入学希望者にはオープンキャンパス等の機会を利用して説明し、周知の徹底を図る。
- ・今後も、教務委員会、広報委員会、事務局等で連携しながらディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて整合性を確保する。
- ・また、シラバスにも、教育目標やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを掲載し、学生への周知を図る。

〈看護学研究科〉

- ・研究科教務委員会で、2012(平成24)年度に策定されたディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて定期的に点検・評価を行う。
- ・ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを周知させることによって、大学院教育に携わる全教員が本大学院の方針を再認識し、よりよい教育を実施することへの意識を高めていく。
- ・ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに関して、今後も院生・修了生に対して質問紙調査を行い、目標の達成度についての教育評価を継続して行う。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・特になし。

〈看護学研究科〉

- ・教育目的、教育目標、ディプロ・ポリシーとの内容の一貫性に課題があるため、教育目的の改訂も視野に検討する必要がある。

2. 現状の説明

(1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

〈看護学部〉

看護学部では、ディプロマ・ポリシー(学位授与方針)として、「関係を築く力」「擁護する力」「探求する力」「実践する力」「連携する力」「国際貢献する力」「成長する力」「変化を生み出す力」の8つの力を定め、学生便覧、履修の手引き/シラバス(資料4-1-1)、看護学部HP(資料4-1-2)、大学案内(資料4-1-3)に明示している。なお、2014(平成26)年度に学生便覧について再構成し、「履修要項」の項目をシラバスに移行し、2015(平成27)年度か

ら「履修の手引き/シラバス」として、この中にも教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを明示するようになった。(資料 4-1-1、~~pp. 7-8~~)

〈看護学研究科〉

a. 修士課程

修士課程では、「広い視野に立って深い学識を教授し、人間性を涵養するとともに、看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職者としての高い能力を培うこと」を目的に(資料 4-1-4)、以下の教育目標、ディプロマ・ポリシーを定めて、大学院履修の手引き/シラバス(資料 4-1-4)、学生便覧(資料 4-1-5)、大学院 HP(資料 4-1-6)、大学院案内(資料 4-1-3)に明示している。

【教育目標】

幅広い視点で看護の現象を捉え、人々の尊厳と権利を尊重した高い倫理観とともに、高度な看護実践能力や基礎的研究能力のもとに、様々な課題を探究することで看護学の発展と人々の健康に貢献できる看護専門職を育成する。

【ディプロマ・ポリシー】

看護学研究科修士課程に所定の期間在学し、本研究科の修了要件となる単位数を修得するとともに、学位論文審査に合格し、以下の要件を満たす者に、学位(修士(看護学))を授与する。

- ①現場のさまざまな課題を幅広い視点から捉え探究する能力を有している。
- ②人間の尊厳と権利を擁護し、倫理観をもとに問題を探究する能力を有している。
- ③研究に取り組むための基礎的能力を有している。
- ④保健医療福祉システムにおいて、他の専門職との協働、看護職としての役割を発揮する能力を有している。

高度専門職業人を目指す者は①～④に加え、以下の能力を有している。

- ⑤看護学の専門分野における卓越した臨床看護能力
- ⑥課題を解決するために、既存のシステムのみならず新たなシステムを構築し、マネジメントする能力

研究・教育者を目指す者は①～④に加え、以下の能力を有している。

- ⑦看護学の専門分野についての知識を体系化する能力
- ⑧看護学の発展に寄与する研究、それらに基づく教育に取り組む基礎的な能力

b. 博士後期課程

博士後期課程では、「看護学研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる幅広く豊かな学識を養うこと」を目的に(資料 4-1-4)、以下の教育目標、ディプロマ・ポリシーを、大学院履修の手引き/シラバス(資料 4-1-4)、学生便覧(資料 4-1-5)、大学院 HP(資料 4-1-6)、大学院案内(資料 4-1-3)に明示している。

【教育目標】

看護学における深い学識や高度な実践能力とともに、卓越した専門性と倫理観に基づき人々の健康に貢献しうる研究を自立して行う能力をもち、国際的・学際的に看護学の発展に寄与できる看護専門職を育成する。

【ディプロマ・ポリシー】

博士後期課程に所定の期間在学し、修了要件となる単位数を修得するとともに、学位論文審査に合格し、以下の要件を満たす者に、学位（博士（看護学））を授与する。

- ①看護学において、深い学識や高度な実践能力に基づき、看護学の発展と深化に寄与し、人びとの健康と福祉に貢献しうる研究活動を独立して担う能力を有している。
- ②卓越した専門性と倫理観を有し、指導者、管理者、教育者、研究者として、国際的・学際的にリーダーシップを発揮できる資質・能力を有している。

c. 博士課程共同災害看護学専攻（DNGL）

2014(平成 26)年に開講した博士課程共同災害看護学専攻は、高知県立大学、兵庫県立大学、千葉大学、東京医科歯科大学、日本赤十字看護大学の5大学が共同で設立した5年一貫課程の共同大学院で、災害看護グローバルリーダー養成プログラム（DNGL）を実施している。この専攻の目的は、「看護学を基盤として、他の関連諸学問と相互に関連・連携しつつ、学術の理論および応用について産官学を視野に入れた研究を行い、特に災害看護に関してその深奥を極め、人々の健康社会の構築と安全・安心・自立に寄与すること」であり（資料4-1-4）、以下の教育目標、ディプロマ・ポリシーを、大学院履修の手引き/シラバス（資料4-1-4）、学生便覧（資料4-1-5）、大学院HP（資料4-1-6）、大学院案内（資料4-1-3）に明示している。

【教育目標】

求められている災害看護に関する多くの課題に的確に対応し解決できる、学際的・国際的指導力を発揮するグローバルリーダーとして高度な実践能力を有した災害看護実践者並びに災害看護教育・研究者を養成する。

【ディプロマ・ポリシー】

博士課程共同災害看護学専攻に所定の期間在学し、修了要件となる単位数を修得するとともに、博士論文の審査及び最終試験に合格し、以下の要件を満たす者に学位を授与する。学位の名称は、博士（看護学）とし、Disaster Nursing Global Leader を付記する。

- ①人間の安全保障を理念として、いかなる災害状況でも「その人らしく健康に生きる」ことを支援することができる能力を有している。
- ②災害サイクル諸局面において「健康に生きるための政策提案」に取り組むことができる能力を有している。
- ③グローバルな視点から安全安心社会の実現に向けて、産学官との連携を築き、制度やシステムを変革できる能力を有している。
- ④学際的な視点、国際的な視点から災害看護学を構築し、災害看護学を研究開発できる能力を有している。

(2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

〈看護学部〉

本学のカリキュラムは、前述のディプロマ・ポリシーや教育目的・目標の実現をめざし、看護専門職として基礎的な内容から専門的・応用的な内容にわたる学習段階を重視したカリキュラム構造としている。特に、基礎的な学習においては、学生一人ひとりの個別性に応じた丁寧な教育を実施し、学習段階が進む中で、常に人道（Humanity）を実現するための看護の原点に立ち返って探求できるようなカリキュラムとしている。さらに、学生の自律

的・創造的な力を強化するために、自己学習を促進するようなゆとりのあるカリキュラムとし、より応用的・発展的な学習を選択的に履修できるような科目設定をしている。具体的には、基礎科目群と看護専門科目群の2つの科目群によって構成し、バランスを配慮したカリキュラム構造としている。

これらについては、カリキュラム・ポリシーとして、HP（資料4-1-2）、大学案内（資料4-1-3）への掲載を継続している。加えて、2014（平成26）年度にはディプロマ・ポリシーと各科目を関連付けてカリキュラム・マップを作成し、2015（平成27）年度にHPに掲載し公表を行った。

〈看護学研究科〉

a. 修士課程

修士課程の教育目標に基づいて、カリキュラム・ポリシーを以下のように定め、大学院履修の手引き/シラバス（資料4-1-4）、学生便覧（資料4-1-5、~~pp.12~~）、大学院HP（資料4-1-6）、大学院案内（資料4-1-3）に明示している。

2012（平成24）年度に定め、2013（平成25）年度より明示されてきた修士課程のカリキュラム・ポリシーは、2014（平成26）年度に、CNS教育課程（26単位）からCNS教育課程（38単位）への改正に伴う修正、また大学院履修の手引き/シラバス、学生便覧、大学院HP、大学院案内等における一貫性のある表記に統一した。

【カリキュラム・ポリシー】

看護学専攻と国際保健助産学専攻の2専攻があり、それぞれのカリキュラムを開設している。専攻ごとに看護学・国際保健助産学の課題に対応する実践能力の向上、研究能力の育成を積極的に推し進める。将来的には、国際的・学際的な指導力、管理能力、教育力、研究力を発揮できる人材の育成を基本理念としている。

看護学専攻・国際保健助産学専攻の教育目標に到達するため、以下の方針に基づき、教育課程を編成している。

- ・専攻を超えた学習が必要な内容を共通科目として置く。
- ・研究能力育成のための科目を置く。
- ・看護学を探究するため看護科学特講を共通科目に置く。
- ・赤十字の理念に基づく人道、国際性に関する科目を置く。

看護学専攻においては、さらに以下の方針に基づき、教育課程を編成している。

- ・10の専門領域（基礎看護学、がん看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、精神保健看護学、地域看護学、看護教育学、看護管理学、国際・災害看護学）に必要な科目（特講・演習・実習）を置く。
- ・専門看護師認定試験受験（CNSコース：がん看護、小児看護、クリティカルケア看護、慢性看護、老年看護、精神看護、在宅看護、災害看護）に必要な科目を置く。
- ・高度専門職業人育成として認定看護管理者認定審査受験、及び看護師等養成所の専任教員または教務主任の養成講習会修了資格取得に必要となる科目を置く。

国際保健助産学専攻においては、さらに以下の方針に基づき教育課程を編成している。

- ・専門領域に必要な科目（特講・演習・実習）を置く。
- ・助産師国家試験受験資格に必要となる科目を置く。

b. 博士後期課程

博士後期課程のカリキュラム・ポリシーについても、以下のように定め、大学院履修の手引き/シラバス（資料4-1-4）、学生便覧（資料4-1-5、pp.12）、大学院HP（資料4-1-6）、大学院案内（資料4-1-3）に明示している。修士課程と同様に、2012（平成24）年度に定め、2013（平成25）年度より明示されてきた博士後期課程のカリキュラム・ポリシーも、2014（平成26）年度に、大学院履修の手引き/シラバス、学生便覧、大学院HP、大学院案内等における一貫性のある表記に統一した。

【カリキュラム・ポリシー】

看護学研究科博士後期課程の教育目的に到達するため、以下の方針に基づき教育課程を編成している。

- ・分野として、基礎看護学、応用看護学（母性看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、精神保健看護学、地域看護学、国際・災害看護学）、看護教育・管理学を置く。
- ・分野毎に必要な特論、特別研究、共通科目を置く。
- ・高度な研究能力育成のため、看護科学特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、看護研究特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ、研究計画書セミナーを共通科目に置く。
- ・学生の個別性に即した論文指導を行うため、3年間にわたり分野毎に特別研究を置く。

c. 博士課程共同災害看護学専攻（DNGL）

博士課程共同災害看護学専攻のカリキュラム・ポリシーについては、教育目的・教育目標に基づき以下のように定め、大学院履修の手引き/シラバス（資料4-1-4）、学生便覧（資料4-1-5）、大学院HP（資料4-1-6）、大学院案内（資料4-1-3）に明示している。

【カリキュラム・ポリシー】

博士課程共同災害看護学専攻は、災害看護のグローバルリーダーを養成するために、教育目的に基づき、以下のような方針で教育課程を編成している。

- ・カリキュラムは、災害看護学の基礎となる「看護学の基盤に関する科目群」「災害グローバルリーダーに必要な学際的科目群」、災害看護学を学問として構築する能力を養うための「災害看護学に関する科目群」、災害看護学に関する専門的な実践や研究、グローバルリーダーとしての機能・役割を身につけるための「災害看護学演習」「災害看護学実習」及び「災害看護学に関する研究支援科目群」の6つの科目群によって構成する。
- ・学生が自分の関心や課題に沿って自律的に学び、グローバルリーダーとしての能力を培うことができるように、「災害看護学演習」及び「災害看護学実習」の科目群に「インディペンデントスタディ」を科目として置く。
- ・構成大学院（「高知県立大学大学院看護学研究科」「兵庫県立大学大学院看護学研究科」「千葉大学大学院看護学研究科」「東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科」「日本赤十字看護大学大学院看護学研究科」）は、学生が各構成大学院から10単位以上の履修ができるように必要な科目を開講する。
- ・学修の過程で、その成果を確認するために、Preliminary Examination と Qualify Examinationを実施する。
- ・構成大学院の専任教員による研究指導体制の下で災害看護学に関連する理論、高度な実践や研究についての知識を統合し、災害看護学の「博士論文」を作成できるように科目を編成する。

(3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

〈看護学部〉

看護学部の教育目的・教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーは、HP、大学案内等に掲載し社会に公表している。特に入学を希望する高校生やその保護者等には、オープンキャンパスの機会を用いて説明している。大学構成員に対しては、教授会・教員会議等を通じて適宜、共通理解を図っており、カリキュラム等が大幅改定される際にはFD・SDを開催して周知している。学生への周知として従来は学生便覧に掲載していたが、2015(平成 27)年度より履修の手引き/シラバスにも掲載し、新年度のガイダンスに説明することで、一層の浸透を図った。

〈看護学研究科〉

2014(平成 26)年度に明文化された教育目標、2012(平成 24)年度に策定して 2014(平成 26)年度に改正されたディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、大学院履修の手引き/シラバス（資料 4-1-4）、学生便覧（資料 4-1-5）、大学院 HP（資料 4-1-6）、大学院案内（資料 4-1-3）に明示し、新年度ガイダンスやオリエンテーション、大学院進学説明会等を通して教職員や学生、受験生等に周知している。また、情報の透明性や明瞭性が増すよう、2014(平成 26)年度からフェイスブック等の広報媒体も用いて周知徹底を図っている。

また、2014(平成 26)年度に開講した博士課程共同災害看護学専攻（DNGL）の教育目標、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについても、大学院履修の手引き/シラバス（資料 4-1-8）、学生便覧（資料 4-1-5）、大学院 HP（資料 4-1-6）、大学院案内（資料 4-1-3）に明示し、新年度ガイダンスやオリエンテーション、大学院進学説明会等を通して教職員や学生、受験生等に周知している。

(4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈看護学部〉

2010(平成 22)年度に立ち上がった第 8 次カリキュラム検討委員会による検討の結果 2012(平成 24)年度改定されたカリキュラムが 2015(平成 27)年度に完成年度を迎えた。教育の成果に対する評価を明らかにするため 2013(平成 25)年度より在校生、卒業生などを対象とした調査を継続して実施している。2015(平成 27)年度はその結果をもとに、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーなどの観点から本学の教育の課題について議論・共有することをねらいとして全教員が参加しての FD ワークショップを開催し、教員からの意見も集約した。

これらをもとに、カリキュラム全体の評価と一層の改善を図るため、2014(平成 26)年度設置の教学マネジメント委員会と教務委員会のプロジェクトが定期的に検証を行い、改善策について検討を行った。

〈看護学研究科〉

2012(平成 24)年度に、研究科教務委員会で修士課程と博士後期課程のディプロマ・ポリ

シーとカリキュラム・ポリシーを検討し、その後研究科委員会で承認を得た。翌年 2013(平成 25)年度には、再度追加修正を行った。ディプロマ・ポリシーは修士課程と博士後期課程で一部表記の修正、カリキュラム・ポリシーは修士課程で CNS コースに「災害看護」を追加、博士後期課程で教育課程の変更に伴う科目名の修正を行った。さらに 2014(平成 26)年度は、修士課程のディプロマ・ポリシーの一部表記の修正し、カリキュラム・ポリシーは修士課程で科目名の削除と CNS コースに「在宅看護」を追加、博士後期課程で一部表記の修正を行った。また、教育目標を新たに作成した。2015(平成 27)年度には、研究科教務委員会で教育目的、教育目標、ディプロマ・ポリシーの内容の一貫性について検討した。その結果、入学から修了に至るまでの一貫性を持ったアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、修了時到達目標と到達度を再検討する必要性が認識されたため、次年度の取り組むこととなった。

以上のように、各年度開始時に研究科教務委員会において、教育目標、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに関して前年度から持ち越された目標について確認し、その年度末に教育目標も含めてディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーに関する目標の達成度について検討を行っている。

また、学部と同様に 2014(平成 26)年に続いて 2015(平成 27)年度 3 月にも、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに関して、修士課程 2 年次と博士後期課程 3 年次の学生に対して質問紙調査を行い、2 年間および 3 年間以上を通しての目標の達成度についての評価を実施した(資料 4-1-7)。

その結果、修士課程の看護学専攻では、ディプロマ・ポリシーに関する 16 項目のうち、「強くそう思う」「そう思う」と回答した看護学専攻の学生が 60%以上だった項目は、「人間の尊厳と権利を擁護する能力」が 67%で最も高く、「看護実践における課題を幅広い視点から分析できる能力」「根拠に基づいて看護実践における課題に対応できる能力」など 14 項目と 2014(平成 26)年度結果と比較して 9 項目多くなり、30%未満の項目はなかった。国際保健助産学専攻でも、「強くそう思う」「そう思う」と回答した学生が 60%以上であった項目は、「人間の尊厳と権利を擁護する能力」が 85%で最も高く、「自らの研究課題を見出しテーマに即した研究計画書を作成する能力」72%であり 12 項目にわたった。2014(平成 26)年度の結果と比較して 6 項目多くなり、30%未満の項目はなかった。また、カリキュラム・ポリシーに関する 5 項目うち、「強くそう思う」「そう思う」と回答した学生が 60%以上であった項目は、看護学専攻、国際保健助産学専攻とも 4 項目で、30%未満の項目はなかった。

博士後期課程の学生では、ディプロマ・ポリシーに関する 10 項目の内、「強くそう思う」「そう思う」と回答した学生が 60%以上だった項目は「自らの専門性に基づき、広く保健医療福祉に関する現象を捉える能力」と「高い倫理観を備え人々の尊厳と権利を擁護する能力」の 2 項目のみで、30%未満の項目は研究者や管理者としてのリーダーシップに関する 2 項目であった。これらの結果は、前年度の結果と比較して 30%未満の項目が 3 項目減ったものの、1、2 年次の学生や、3 年を超えて在籍している院生も回答しているため、肯定的回答が少なくなった可能性がある。また、カリキュラム・ポリシーに関する 4 項目のうち、「強くそう思う」「そう思う」と回答した学生が 60%以上であった項目は 4 項目すべてであった。

2014(平成 26)年度開講の博士課程共同災害看護学専攻(DNGL)では、DNGL プログラム管理運営委員会のもと教育課程連絡協議会をおき、遠隔 TV 会議システムを用いて、教育目

標、学位授与方針、および教育課程の編成・実施方針について確認・検討を行っている。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの明示・公表は、大学案内、学部 HP などの媒体を通して行ってきた。2015(平成 27)年度、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーなどの観点から本学の教育の課題について議論・共有することをねらいとした FD ワークショップを実施したことで、教員間で看護学部の教育目標を共有すると共に課題について検討することができ、教員全体へのディプロマ・ポリシーや教育目標等の浸透が図られるとともに意識が高まった。
- ・カリキュラム・マップを作成し、ディプロマ・ポリシーと学年配当の順序性を明確化することで、教育課程の見直しが推進された。

〈看護学研究科〉

- ・教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを周知することによって、大学院教育に携わる全教員の教育改善への意識向上が促され、目標とポリシーに基づいて教育内容を改善し、それらは具体的にシラバス作成に反映された。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに関して、修士課程 2 年次と博士後期課程の学生に対して質問紙調査を行い、前年度の結果と比較して 60%以上到達している項目が増え、30%未満の項目が減っており、目標の達成度についての肯定的な評価を受けた。
- ・教育目標を明文化した際、内容の一貫性を検討する必要がある指摘された教育目的については、目的、目標、入学から修了に至るまでの一貫性を持ったアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、修了時到達目標と到達度との整合性を勘考しつつ、再検討する必要が認識された。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・学生が看護学部の学習目標やディプロマ・ポリシーをより身近に感じ、それらと関連付けながら学べる環境を整える。
- ・検討の結果、学生の学習効果を高めるための教育課程の変更の必要性が見出された。次年度以降、学年配当などを変更し、効果について引き続き評価していく。

〈看護学研究科〉

- ・大学院の在校生や修了生のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに関する質問紙調査の結果をもとに、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの内容や表現について追加修正が必要かどうかの評価を行う。
- ・上記課題にあるように、目的、目標、修士課程入学から修了に至るまでの一貫性を持ったアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、修了時到達目標と到達度を再検討する必要が認識されたため、次年度に優先度の高い課題として取り組むこととなった。

4. 2016(平成 28)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・FD を継続し、新任教員へもディプロマ・ポリシーや教育目標の浸透を図ると共に、新たな課題への対策を立てて行く。
- ・今後も教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて、HP、大学案内等で明示するとともに、その浸透に向けて、学内においては教授会や新学期ガイダンス等の機会をとらえて周知を図る。入学希望者にはオープンキャンパス等の機会を利用して説明し、周知を継続する。
- ・今後も教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについては、教務委員会を中心にして3年毎に点検・評価を行うと同時に、学生による教育評価を継続する。卒業生、就職先の管理者にも、3年毎を目処に行い、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて、定期的に検証していくとともに、時代の要請に沿った質の高い看護職者育成のための教育を提供できるように、必要に応じて見直しを行っていく。

〈看護学研究科〉

- ・教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを周知することにより、大学院教育に携わる全教員が本大学院の方針を再認識し、よりよい教育を実施することへの意識を高め、さらなる具体的教育内容・方法改善につなげる。
- ・ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに関して、今後も院生・修了生に対して質問紙調査を行い、目標の達成度についての教育評価を継続して行う。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・各教科目の内容や目標と、本学のディプロマ・ポリシーや教育目標を関連付けて提示できるように検討を行う。
- ・新たに作成したカリキュラム・マップの有効活用を組織的に行い、特に学年配当等を変更した科目についてはその適切性について評価を行う。

〈看護学研究科〉

- ・大学院の在校生や修了生のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに関する質問紙調査の結果をもとに、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの内容や表現について追加修正が必要かどうかの評価を行う。
- ・目的、目標、修士課程入学から修了に至るまでの一貫性を持った、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、修了時到達目標と到達度を再検討する。

5. 根拠資料

- 4-1-1 履修の手引き／シラバス 看護学部 (2015(平成 27)年度)
- 4-1-2 看護学部 HP (カリキュラム) (大学 HP)
<https://www.redcross.ac.jp/faculty/curriculum>
- 4-1-3 大学・大学院案内 (2016(平成 28)年度)
- 4-1-4 履修の手引き／シラバス 大学院 (2015(平成 27)年度)
- 4-1-5 学生便覧 (2015(平成 27)年度)

4-1-6 教育方針・受入方針（大学院）（大学 HP）

<https://www.redcross.ac.jp/graduate/policy>

4-1-7 教育評価に関する集計結果（2014(平成 26)年度）

第2節 教育課程・教育内容

1. 2014(平成 26)年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・2012(平成24)年度新カリキュラムは、変動する社会・医療状況に対応できる、実践能力の高い看護師を育成することを目指して編成したカリキュラムである。

〈看護学研究科〉

- ・2015(平成27)年度以降、「在宅看護」のCNS教育課程の設置も入れて計7コースの教育課程を26単位から38単位に移行し、さらなる高度専門職業人の育成とその教育の質向上に積極的に取り組んでいる。
- ・博士後期課程では、ディプロマ・ポリシーに照らし、国際的・学際的知識と共に、理論的知識や研究方法をより体系的に習得し、確実に学位論文執筆に結びつけることができるようコースワークの充実を図っている。
- ・2014(平成 26)年から他の4つの国公立大学と共同して、私立看護大学としては唯一、世界的視野でリーダーシップを発揮できる研究者や実践者の育成を図る5年一貫制博士課程共同災害看護学専攻(DNGL)のプログラムに加わったことは、本学の母体でもある日本赤十字社のこれまでの国際的な災害救援活動が高く評価されたと考えられ、当プログラムの実習や演習を展開する上での強みとなっている。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・2012(平成 24)年度新カリキュラムについては、2015(平成 27)年度に完成年次を迎えることから、検証方法を明確にしていく。また学生や教職員、卒業生の就職先等の意見をもとに、2016(平成 28)年度にはカリキュラム全体の適切性に関する評価を行う。

〈看護学研究科〉

- ・今回、CNS課程の38単位移行の申請をしなかった「クリティカルケア看護」について、条件がそろい次第移行の申請を行っていく。

2. 現状の説明

(1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

〈大学全体〉

本学は、看護学部と看護学研究科のカリキュラム・ポリシーに基づき、体系的なカリキュラムを編成し、必要十分な授業科目を開講している。教育課程の編成の適切性の検証については、毎年、教学マネジメント会議において、教育課程全体の評価をしながら方針を

出し、教務委員会、研究科教務委員会で具体的な内容について検討し、改善すべき項目については、教授会、研究科委員会での審議を経て行っている。また、大幅なカリキュラム改訂を行う場合には、学長諮問によるカリキュラム検討委員会を立ち上げて検討を行い、経営会議および、教学マネジメント会議、教授会での審議を経て、改訂を行っている。学則変更が必要な場合には、学園本部の理事会での審議を経て行っている。

学部と研究科の教育課程の編成の現状は以下の通りである。

〈看護学部〉

2012(平成24)年度開始のカリキュラムは、2011(平成23)年の保健師助産師看護師学校等養成所指定規則（以下、「指定規則」という）の改正に伴い、第8次カリキュラム検討委員会での検討に基づいて作成し、教務委員会、教授会、経営会議の検討を経て、2011(平成23)年10月に文部科学省に申請を行い、2012(平成24)年1月に承認された。2012(平成24)年度開始カリキュラムは、従来の科目編成方針を踏襲し、基礎科目群と看護専門科目群から構成されているが、指定規則の改正に伴い、保健師教育課程を選択制にするとともに必要単位数を増加した。さらに、新たに「健康レベル別看護学」を設け、現在の医療状況を踏まえた看護実践能力の育成の強化を図った。

2012(平成24)年度開始カリキュラムの構成は、以下の通りである（資料4-2-1）。

a. 基礎科目群

建学の理念を基盤とした幅広い教養と豊かな人間性をもつ人材育成を目的とするための科目群で、「赤十字」「人間」「社会」「自然と科学」「情報」「言葉」「基礎ゼミ」「健康」から構成されている。

この科目群の具体的なねらいは、①高等学校からの連携教育を図る、②幅広い視点から創造的思考力を育成する、③医療の高度化や看護ニーズの多様化等に対応する専門的能力を育成する、の3点である。

b. 看護専門科目群

看護学の専門的知識・技術を基礎から応用へと段階的に学習するための科目群で、「看護論」「看護技術論」「看護援助論」「精神保健看護学」「発達看護学」「健康レベル別看護学」「地域・在宅看護学」「看護管理学・看護教育学」「応用看護学」「国際・災害看護学」「看護学実習」「研究」から構成されている。

この科目群の具体的なねらいは、①エビデンスに基づいた看護を展開できる力を育成する、②さまざまな健康レベルや場に応じた諸課題に対応できる実践能力を育成する、③国内外の災害救援・救護および国際開発能力等における実践能力を育成する、④看護職（保健師・看護師）に共通する地域社会の中で連携して実践していくための能力を育成する、⑤学習段階に応じたレベル別の看護学実習を展開する、⑥一人ひとりの人間がもつ固有の価値を認めて関係を築く能力と人間の尊厳と権利を擁護する能力を育成する、⑦健康レベルに応じた看護実践能力に加え、急性期化する医療機関での看護実践能力を育成する、の7点である。

〈看護学研究科〉

a. 修士課程

本大学院の修士課程には、看護学専攻と国際保健助産学専攻の2つの専攻をおき、各専攻において以下のような専門分野や科目群等を置いている（資料4-2-4、資料4-2-5）。

看護学専攻には、基礎看護学、がん看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、精神保健看護学、地域看護学、看護教育学、看護管理学、国際・災害看護学の10の専門領域がある。その中で、2005(平成17)年に小児看護、慢性看護、精神看護がCNS教育課程の認定を受け、その後2009(平成21)年度にがん看護とクリティカルケア看護、2012(平成24)年度に老年看護、2013(平成25)年度に災害看護がCNS教育課程の認定を受けた。2015(平成27)年度には、がん看護、小児看護、慢性看護、精神看護、老年看護、災害看護、そして新たに在宅看護を加えた7コースにおいて38単位のCNS教育課程が認可された。クリティカルケア看護については、2016(平成28)年度に26単位から38単位へ移行するための申請手続きをする予定である。

また、看護教育学、看護管理学の2領域では、看護教員・看護管理者の養成を目的とした実践コースとして、看護教員キャリア支援コースと現任教育担当者キャリア支援コース、および日本看護協会認定看護管理者の認定審査が受けられる看護管理者キャリア支援コースを開設している。

さらに、本学のディプロマ・ポリシーにてらし、修士論文の質と内容の到達基準を明確にし、2015(平成27)年度から研究論文作成のための科目群を「特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」(各2単位)として単位化した。

国際保健助産学専攻は2007(平成19)年に新設され、世界の情勢を見つめ研究的視点をもって指導的立場で自立的に活動できる人材の育成を目指した研究コースと、国際的・研究的視点を持ちつつ助産ケアを必要とする人々の生活に直接関わって支援をしていく実践コースを設置している(資料4-2-5, p.24)。本専攻では、全科目を3分野にわけ、ウイメンズ・ヘルス・プロモーション分野に7科目、国際保健助産分野10科目、助産学分野14科目を開講している(資料4-2-4, p.18)。研究コースは、主にウイメンズ・ヘルス・プロモーション分野を、実践コースは、助産学分野(必須28単位)を中心に履修できる教育課程を提供している(資料4-2-4, p.18)。国際保健助産分野については両コースが履修でき、カンボジアでの実習を通して助産や母子保健を中心に国際協力について考える機会となっている。

修士課程には、各領域の専門科目の他に、専攻・領域を超えた学習が必要な共通科目として、「英語講読」「看護科学特講」「情報科学特講」等を開講している他、CNS教育課程の共通科目に該当する科目、「看護研究特講」「コンサルテーション論」等をおいている。さらに、38単位CNS教育課程の認可を受けて「病態生理学」「臨床薬理学」等の医学系共通科目を2015(平成27)年度から開講した。

また、赤十字看護大学6大学間では、修士課程単位互換協定(特別聴講学生)を検討しており、2015(平成27)年度は、本学で開講する科目の選定等の準備を行った。

b. 博士後期課程

博士後期課程は、基礎看護学、応用看護学(母性看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、精神保健看護学、地域看護学、および2013(平成25)年度に設置された国際・災害看護学)、看護教育・管理学の3分野10領域から構成されている(資料4-2-4)。大学院教育においてコースワークの充実・強化を促進するために、2013(平成25)年度にカリキュラムを改訂した。主な変更点は以下の3つである(資料4-2-5)。

- ・高度な研究能力育成のために、博士論文作成に向けて必要な理論的知識や研究方法に

関する知識を深く探求する科目の設置

- ・専門分野を横断したより幅広い学際的視点で、自らの研究について精選、伝達できる能力を養うための科目の設置
- ・研究能力の育成に必要な理論構築や研究方法論の科目を従来の2科目から10科目に増やし、コースワーク、論文作成指導、学位論文審査の各段階が有機的つながりを持って、博士の学位授与へ導いていく系統的教育課程を整え、対応する科目群を2014(平成26)年度から開講し、それらの充実・改善を行っている。

c. 博士課程共同災害看護学専攻 (DNGL)

博士課程共同災害看護学専攻の教育課程は、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに基づき、以下の6科目群から構成されている(資料4-2-6)。

- ①看護学の学問基盤に関する科目群：災害と人々の健康に関するさまざまな看護現象を把握し、問題や課題解決につなげていくために必要となる理論や倫理、研究方法についての科目
- ②災害看護グローバルリーダーに必要な学際的な科目群：災害と人々の生活・文化、社会システム等の多様性を理解し、危機管理、防災、政策等の問題を学際的に検討していくための科目
- ③災害看護学に関する科目群：災害看護活動に必要な知識と実践能力、および災害に特化した理論構築と倫理を習得していくための科目
- ④災害看護学演習：さまざまな災害状況における状況判断や意思決定能力をシミュレーション教育によって修得するとともに、災害時に必要な看護実践能力を習得するための科目
- ⑤災害看護学実習：国内外の保健医療機関、行政、災害関連の研究機関や団体等におけるインターシップや被災地における実習等の活動を通して実践能力を育成していく科目
- ⑥災害看護学に関する研究支援科目群：災害看護活動をエビデンスに基づき実践するとともに、その活動の成果を研究として積み重ね、論文としてまとめていく能力を育成するための科目

(2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

〈看護学部〉

2012(平成24)年度開始カリキュラムは、ディプロマ・ポリシーである8つの力、すなわち「関係を築く力」「擁護する力」「探求する力」「実践する力」「連携する力」「国際貢献する力」「成長する力」「変化を生み出す力」を卒業までに身につけることを目的にして、基礎科目群と看護専門科目群という2つの科目群から構成され、各群には体系的に以下のような科目をおいている(資料4-2-1)。2015(平成27)年度は、2012(平成24)年度カリキュラム開始より4年目を迎えた完成年度である。

a. 基礎科目群

基礎科目群は、「赤十字」「人間」「社会」「自然と科学」「情報」「言葉」「基礎ゼミ」「健康」に区分している。

- ・「赤十字」は、赤十字の理念である「人道 (Humanity)」を理解するために、「赤十字概

論」を必修科目とし、「赤十字国際活動論」他1科目を選択科目とする。

- ・「人間」は、広く人間存在の多面性や環境について理解するために、「生命倫理」「生活環境論」を必修科目に、「哲学と倫理」他8科目を選択科目とする。
- ・「社会」は、変動する社会の構造や社会福祉について理解するために、「社会保障論」を必修科目とし、「社会学Ⅰ」他6科目を選択科目とする。
- ・「自然と科学」は、自然界の成り立ちについて科学的に理解することを目的に、「数学Ⅰ」他5科目を選択科目とする。
- ・「情報」は、急速に発展する情報化に対応し、統計的な情報処理能力を育成することを目的に、「保健統計学」を必修科目とし、「情報学概論」他1科目を選択科目とする。
- ・「言葉」は、国際的な活動を展開できる看護師の育成に向けて外国語の習得と日本語の表現力を強化することを目的に、「英語R1-2」他4科目を必修に、「日本語の表現」「中国語Ⅰ」「フランス語Ⅰ」他12科目を選択科目とする。
- ・「基礎ゼミ」は、大学で学問を学ぶために必要な基礎的能力を身につけることを目的として、小グループでのディスカッションを中心に文献検討と論文作成に重点をおいた「基礎ゼミⅠ」、さまざまな分野のトピックスについて学生自身が調べ討論する力を養うことを目的とした「基礎ゼミⅡ」を、ともに必修科目とする。
- ・「健康」は、看護学と関連の深い医学、薬理学、栄養学を配置し、看護専門科目群を学ぶための、人間の健康や疾病の成り立ち・回復について学ぶことを目的とし、「人体の構造と機能Ⅰ～Ⅲ」「疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ～Ⅳ、Ⅵ」「薬理学」「栄養学」の10科目を必修科目に、「疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ」他4科目を選択科目とする。

b. 看護専門科目群

看護専門科目群は、看護学の専門的知識・技術を基礎から応用へと段階的に学習するための科目群で、「看護論」「看護技術論」「看護援助論」「精神保健看護学」「発達看護学」「健康レベル別看護学」「地域・在宅看護学」「看護管理学・看護教育学」「応用看護学」「国際・災害看護学」「看護学実習」「研究」に区分している。

- ・「看護論」は、看護学の基本となる看護理論や看護倫理について学ぶ科目で、「看護学概論Ⅰ」他3科目を必修科目に、「看護の歴史」を選択科目とする。
- ・「看護技術論」では、看護技術の基本となる援助的人間関係やフィジカルアセスメント、基礎看護技術を学ぶ科目で、「看護技術論Ⅰ～Ⅵ」の6科目を必修科目とする。
- ・「看護援助論」は、看護技術を土台にして、看護過程等具体的な看護援助を行うための基礎的能力を身につけることを目的とした科目で、「看護援助論Ⅰ～Ⅶ」を必修科目とする。
- ・「精神保健看護学」は、精神の健康のあらゆる面から、看護の基礎となる人間理解を深め、精神保健領域において援助を展開するための基礎的な能力を養うことを目的とする科目で、「精神保健看護学Ⅰ・Ⅱ」の2科目を必修科目とする。
- ・「発達看護学」は、人間のライフステージに沿った成長・発達とそれに伴う健康問題とその援助について学ぶことを目的にした科目で、「発達看護学概論」「発達看護学（成人期の看護）」「発達看護学Ⅰ～Ⅲ」の8科目を必修科目とする。
- ・「健康レベル別看護学」は、2012(平成24)年度のカリキュラム改訂で新しく設置したもので、急性期、慢性期、緩和・終末期といった健康レベルに沿った看護援助を展開す

るための基礎的能力を養うことを目的としている。「プライマリーヘルスケア」他4科目を必修科目に、「緩和・終末期ケア」を選択科目とする。

- ・「地域・在宅看護学」は、地域における看護を展開するための科目からなり、「地域看護学」、「在宅看護学」を必修科目に、「公衆衛生看護活動論」「保健福祉行政論」「疫学」は、保健師教育課程選択者は選択必修科目、それ以外の者には、選択科目とする。
- ・「看護管理学・看護教育学」は、看護の制度・システムや教育方法について学ぶためのもので、「看護管理学Ⅰ」「看護教育学Ⅰ」を必修科目に、「看護管理学Ⅱ」、他2科目を選択科目とする。
- ・「応用看護学」は、精神保健および発達看護学の各領域のトピックスに沿って学ぶための科目で、「応用看護学特論Ⅰ・Ⅱ」の2科目を選択科目とする。
- ・「国際・災害看護学」は、国際的な活動や災害時に活動できるための、基礎となる理論と援助方法について学ぶためのもので、「国際看護学Ⅰ」「災害看護論Ⅰ」を必修科目に、「国際看護学Ⅱ」他5科目を選択科目とする。
- ・「看護学実習」は、学生の学習状況に沿って段階的に実践能力を養うための科目で、レベルⅠ～レベルⅣ、総合実習からなる。具体的には、1年次に「看護援助論実習（レベルⅠ）」、2年次に「看護援助論実習（レベルⅡ）」、3年次に「精神保健看護学実習（レベルⅢ）」「発達看護学Ⅰ実習（レベルⅢ）」「発達看護学Ⅱ実習（レベルⅢ）」「発達看護学Ⅲ実習（レベルⅢ）」、「地域・在宅看護学実習（レベルⅣ）-1」、4年次に「健康レベル別看護学実習（レベルⅢ）」「地域・在宅看護学実習（レベルⅣ）-2」、「看護学総合実習」の10科目を必修とする。また、4年次には、20人の学生が選択できる「公衆衛生看護学実習」がある。さらに、2015(平成27)年度から編入生も総合実習に参加し、より高度な実践能力を磨く機会を設けた。こうした「看護学実習」の履修にあたっては、それぞれの実習に必要な講義・演習科目の修了試験受験資格を有していることを必須条件としており、実習、講義、演習が有機的に結びつくように設定している。
- ・「研究」は、看護学研究を展開できるための基礎的な能力を養うための科目で、「研究方法論Ⅰ」他3科目を必修科目とし、「研究Ⅱ」他1科目を選択科目とする。
- ・「公衆衛生看護学」は、将来、保健師として実践するための基礎的な能力を養う科目で、保健師教育課程選択者に対して、必修科目とする。選択履修許可の選考過程においては、2014(平成26)年度より地域看護学に対する意欲や実践力を重視するため、レベルⅡ実習、地域関連科目（プライマリヘルスケア・地域看護学）の成績に追加してレベルⅠ実習の成績も加味することとした。

本学の学士教育課程において、上記の各授業科目がディプロマ・ポリシーを達成する上でどのような関係性にあるのか明示させることを目的とし、2014(平成 26)年度に各科目とディプロマ・ポリシーを対応させたカリキュラム・マップを作成した。この看護学部カリキュラムマップ（資料 4-2-2）は、2015(平成 27)年度より大学 HP において公開している。

2015(平成 27)年度は改訂カリキュラムの完成年度であることを踏まえ、「新カリキュラム評価ワーキンググループ」を立ち上げ、2012(平成 24)年度開始カリキュラムの目的と背景の観点から現状評価を行い、目的の達成状況を確認し、今後検討していく課題を抽出した。そのうち早急に取り組むべき課題として、次の4点が挙げられた。(1) 1年次の前期と後期に医学系科目が集中していること、(2) 学生の学習進捗と科目の学年配当とにずれがある

こと、(3) 4年次前期に保健師教育課程科目を選択しない学生の必修科目が少ないこと、(4) 学年によって過密さに偏りがあることである。これらの課題に対しては、講義科目の学年配当を2016(平成28)年度より一部変更できるよう調整した(表4-2-1)。また、保健師教育課程の履修学生の選考時期を3年次から2年次に2016(平成28)年度から変更することとし、関連科目の配当年度を2016(平成28)年度から一部移行するなど、改善へと始動している。

表4-2-1 教育課程(科目配当時期)の変更

授業科目	単位数 (時間)	必修選択 の別	配当時期	
			変更前	変更後
哲学と倫理	2 (30)	選択	3年・前期	4年・前期
生命倫理	1 (15)	必修	2年・後期	3年・後期
障がい論	1 (15)	選択	4年・前期	3年・後期
疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2 (30)	必修	1年・後期	2年・後期
遺伝と遺伝カウンセリング	1 (15)	選択	3年・後期	4年・前期
看護援助論Ⅲ(感染防御と清潔)	1 (15)	必修	2年・前期	1年・前期
看護援助論Ⅵ(セクシュアリティ)	1 (15)	必修	2年・前期	3年・前期
プライマリーヘルスケア	1 (15)	必修	2年・前期	2年・後期
地域看護学	2 (30)	必修	2年・後期	1年・後期
公衆衛生看護活動論	2 (30)	選択	3年・後期	2年・後期
看護教育学Ⅱ	2 (30)	選択	4年・前期	4年・後期
公衆衛生看護活動展開論	1 (15)	選択	4年・前期	3年・後期
公衆衛生看護方法論	1 (15)	選択	4年・前期	3年・後期

その他に、2016(平成28)年度在学生を対象とした教育評価アンケートの集計結果(資料4-2-3)がまとめ、在校生が捉える現時点で身につけている能力の学年推移、カリキュラムに対する考えが明らかとなったため、目標設定の検討や今後の改善への取組みにつなげていく予定である。

〈看護学研究科〉

a. 修士課程

修士課程には、看護学専攻と国際保健助産学専攻の2つの専攻があり、以下の専門領域別の専門科目と共通科目で構成されている(資料4-2-4)。

看護学専攻には、各専門領域に必要な科目として、特講Ⅰ～Ⅳ、演習Ⅰ・Ⅱ、実習Ⅰ・Ⅱをおき、最終的に修士論文を作成する。また、高度実践看護師の育成の強化、教育の質の向上のために、これらのうち「がん看護学」「慢性看護」「小児看護」「精神看護」「老年看護」「災害看護」「在宅看護」の科目はCNS教育課程(38単位)に、「クリティカルケア看護」はCNS教育課程(26単位)に対応している。

また、看護教育学領域には実践コースがあり、看護師養成所の専任教員または教務主任の資格取得に必要な科目として特講Ⅰ～Ⅵを設けているほか、共通科目として「教育学概

論」「学習心理学」「学生理解」がおかれている。看護管理学領域でも、看護管理者の養成に必要な科目として特講Ⅰ～Ⅳを設けているほか、選択科目として「医療経済学」「病院管理理論」がおかれている。また、共通科目にも「医療と法」を設けている。

さらに、看護師・助産師の国際救援、開発協力活動への社会的関心や期待も高まり、国際救援や開発協力には医療、保健、衛生分野以外の、国際政治、世界経済、国際法等多岐にわたる学際的な知識、経験を有する専門家の育成も急務となっているため、2013(平成25)年度から「国際看護学特講」の科目を4科目へと拡大した。

また、2015(平成27)年度から修士論文を「特別研究Ⅰ～Ⅲ」(各2単位)の科目として単位化した。

国際保健助産学専攻には、研究コースと助産実践コースがあり、それぞれ以下の科目を設置している。

研究コースでは、ウイメンズ・ヘルス・プロモーション分野として、「ウイメンズ・ヘルス・プロモーション概論・研究論・活動論」の3つの科目、演習Ⅰ・Ⅱ、実習Ⅰ・Ⅱを設置し、修士論文の作成を行う。

助産実践コースでは、助産学分野として2012(平成24)年度カリキュラム改正趣旨に則り、妊娠の正常・異常の診断能力、分娩時緊急対応能力、新生児アセスメント能力を強化するために「基礎助産学特講Ⅰ～Ⅲ」と「実践助産学演習Ⅰ～Ⅴ」を配置し、医療安全・助産管理能力、地域連携能力強化のために「応用助産学特講Ⅰ・Ⅱ」を、実践力強化のために「助産学実習Ⅰ～Ⅴ」を配置し、課題研究の作成を行う。これは研究コースの修士論文に相当するものである。

国際保健助産分野としては、「国際保健助産論Ⅰ～Ⅲ」「リプロダクティブ・ヘルスケア演習Ⅰ・Ⅱ」「リプロダクティブ・ヘルスケア実習Ⅰ・Ⅱ」を配置して、カンボジアでの海外演習、マレーシアやミャンマーでのフィールドワークを実施している。

共通科目として、各領域の専門科目の他に全領域共通して履修できる科目を設置している。「人間総合講座」「情報科学特講」等の科目は、看護学の高度専門教育におけるリベラル・アーツの重要性についての認識から設けている。また、「看護科学特講」「看護研究特講」「コンサルテーション論」等の科目は、CNS教育課程(26単位、38単位)に対応して設置している。2015(平成27)年度からは、38単位のCNS教育課程に移行するに当たり、「フィジカルアセスメント」「病態生理学」「臨床薬理学」の医学系共通科目も設け、対象の病態生理学的変化を解釈し、臨床判断を行うための必要な知識と技術を、演習や具体的事例を通して習得できるようにした。さらに、学生が国際的視野に立った研究を行う際に必要な英語力をつけるために、2013(平成25)年度より英語文献の読解力を強化する科目として「英語講読Ⅰ(1単位)」、「英語講読Ⅱ(1単位)」を設置した。

b. 博士後期課程

博士後期課程では、2014(平成26)年度に科目の再編を行い、分野毎に主要な概念、研究課題、研究方法に関連する知識を学ぶ「特論」「特別研究1～3」をおき、さらに共通科目として、高度な研究能力を育成するため「看護科学特論Ⅰ～Ⅲ」「看護研究特論Ⅰ～Ⅵ」「研究計画書セミナー」の10科目をおくことで、コースワークを明確に示した(資料4-2-4)。具体的な変更点とそのねらいは以下の通りである。

「看護研究特論Ⅰ～Ⅵ」は、博士論文作成に向けて必要な理論的知識や文献分析、研究

方法に関する知識を深く学生の個々の能力や関心に応じて習得できるように設定した。「看護科学特論Ⅰ～Ⅲ」は、看護学における研究の位置づけや看護科学の役割や今後の方向性を探求し、幅広い国際的・学際的視点を養うことを目的に設定した。

さらに研究計画書の審査に向けた「研究計画書セミナー」も配置し、合計10単位の選択科目をおくこととした。それに伴い、2013(平成25)年度まで各領域においていた演習は廃止し、各領域では特論(2単位)、特別研究1～3(各2単位)とスリム化した。

この科目再編に伴い、2014(平成26)年度から修了要件に係る所定の単位数を8単位から10単位に変更することを決め、コースワーク、論文作成指導、学位論文審査の各段階が有機的つながりを持って、博士の学位授与へ導く内容となった。

さらに、研究計画書の再提出時期を随時化し、学生の進度に合わせてスピーディーに研究が遂行できるようにした。

c. 博士課程共同災害看護学専攻(DNGL)

博士課程災害看護学専攻では、カリキュラム・ポリシーに基づき、6つの科目群に関連する科目が設置されている(資料4-2-6)。

「看護学の学問基盤に関する科目群」は、「看護研究方法」「理論看護学Ⅰ・Ⅱ」「看護倫理」「看護情報統計学」「保健学的・疫学的研究法」「看護研究方法論Ⅰ～Ⅵ」で構成され、看護学領域における理論、倫理、研究方法についての知識を習得する。

「災害看護グローバルリーダーに必要な学際的な科目群」については、「危機管理論」「環境防災学」「グローバルヘルスと政策」「専門職連携実践論」「災害医療学」「災害情報学」「災害心理学」「災害と文化」「災害社会学」「災害福祉学」「Professional writing」「Proposal writing」「Program writing」の科目から構成され、危機管理、防災、政策等の問題を学際的に検討していく能力を習得する。

「災害看護学に関する科目群」については、「災害看護学特論」「災害看護活動論Ⅰ～Ⅲ」「災害看護グローバルコーディネーション論」「災害国際活動論」「災害看護管理・指揮論」「災害看護倫理」「災害看護理論構築」から構成され、災害看護活動に必要な知識と実践能力を習得する。

「災害看護学演習」については、「災害看護活動論演習Ⅰ・Ⅱ」「災害時専門職連携演習(災害IP演習)」「災害看護グローバルリーダー演習」「インディペンデントスタディ(演習)A～E」の科目で構成され、災害状況における状況判断や意思決定能力等を習得する。

「災害看護学実習」の区分については、「災害看護学実習Ⅰ・Ⅱ」「インディペンデントスタディ(実習)A～E」の科目で構成され、国内外の保健医療機関、行政、災害関連の団体等の活動や被災地での活動を通して実践能力を育成する。

最終の「災害看護学に関する研究支援科目群」では、「実践課題レポート」「災害看護研究デベロップメント」「博士論文」の科目で構成され、災害看護活動の成果を研究論文としてまとめていく能力を育成する。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

・2012(平成24)年度開始カリキュラムのねらいは、第1に2011(平成23)年の「指定規則」

の改正に対応することではあったが、従来のカリキュラム評価で挙げられていた、過密スケジュールの問題や、医療現場の状況に即応できる学生の看護実践能力の向上といった課題への対応についても考慮したものとなった。

- ・完成年次を迎えた2012(平成24)年度開始カリキュラムの現状評価を、2015(平成27)年度に設置したワーキンググループで行うことにより、早急に取り組むべき課題が明確になり、学年配当の一部変更など2016(平成28)年度より改善にむけた対処が可能となった。

〈看護学研究科〉

- ・38単位のCNS教育課程について、計7分野で2015(平成27)年度より開始している。また、「クリティカルケア看護」については、38単位への移行準備を整えたため、2016(平成28)年度に認定申請する予定となった。
- ・赤十字看護大学6大学間の修士課程単位互換協定（特別聴講学生）の2017(平成29)年度の開始にむけて、準備をすすめた。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・2012(平成24)年度に開始した新カリキュラムが2015(平成27)年度に完成年次を迎えた。2016(平成28)年度にはカリキュラム全体の評価を行い、問題点を明確にし、改善へつなげる。

〈看護学研究科〉

- ・2015(平成27)年度に開始した修士課程看護学専攻新カリキュラム（38単位のCNS教育課程およびCNS共通科目3科目を含む）の評価を行う必要がある。
- ・博士後期課程において2014(平成26)年度以降の科目再編に関する評価を行う必要がある。

4. 2016(平成28)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・2012(平成24)年度開始カリキュラムは、変動する社会・医療状況に対応できる、実践能力の高い看護師を育成することを目指して編成したカリキュラムである。

〈看護学研究科〉

- ・「クリティカルケア看護」のCNS教育課程における38単位への移行の準備をすすめていく。
- ・赤十字看護大学6大学間の修士課程単位互換協定（特別聴講学生）の2017(平成29)年度の開始にむけて、引き続き協議する。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・完成年次を迎えたカリキュラムについて、学生や教職員、卒業生の就職先等の意見をもとに、カリキュラム全体の適切性に関する評価を行う。

〈看護学研究科〉

- ・修士課程看護学専攻新カリキュラム（38単位のCNS教育課程およびCNS共通科目3科目含む）の進捗状況の確認や評価結果を踏まえた課題に対応する。
- ・博士後期課程において、2014(平成26)年度以降の科目の再編に関する評価結果を踏まえた課題に対応する。

5. 根拠資料

- 4-2-1 履修の手引き／シラバス 看護学部 (2015(平成 27)年度)
- 4-2-2 看護学部カリキュラム・マップ
- 4-2-3 教育評価アンケートの集計結果 (学部) (2014(平成 26)年度)
- 4-2-4 履修の手引き／シラバス 大学院 (2015(平成 27)年度)
- 4-2-5 大学・大学院案内 (2016(平成 28)年度)
- 4-2-6 共同災害看護学専攻 博士課程 履修の手引き 2015(平成 27)年度

第3節 教育方法

1. 2014(平成 26)年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・これまで、少人数のクラス配置やグループワークを取り入れた主体的学習を積み重ねてきて一定の成果を挙げてきたが、今後はさらにアクティブ・ラーニングの手法を積極的に取り入れるために研修の機会を増やし、学生が授業に主体的に参加できるような状況を整えていく。また、実習施設と大学との共同企画である「実習指導者研修会」を積み重ね、実習指導者と教員とのコミュニケーションをさらに活性化するとともに、実習でつまづきやすい学生の早期発見とそうした学生への支援方法を探索していく。

〈看護学研究科〉

- ・今後も、研究科教務委員会のメンバーによるシラバスの点検を継続して行い、情報の充実化や見やすさの改善を行っていく。
- ・今後も、社会人履修等の学生のニーズにあわせて時間割や論文発表時期等への配慮を行い、働きながら学べる環境を継続して整えていく。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・GPA 導入後は、それが学生にどのような影響を及ぼすのか、取得単位数や成績の状況、クラス担当教員による面接時の学生の反応、必要に応じて学生への質問紙調査を行って把握していく。現在では、GPA は、主として教職員による学生への指導や支援をより有効に行うためのものと位置づけているが、それ以外の有効な活用方法について、教務委員会を中心に検討を重ねる。
- ・学生による実習評価アンケートを毎年行い、その結果を実習施設と共有し、学生の指導ニーズや実習における困難な状況を把握しながら、実習指導の質の向上を図る。

〈看護学研究科〉

- ・社会人学生の履修状況や実態を把握し、院生が学びやすい環境を整える。

2. 現状の説明

(1)教育方法および学習指導は適切か。

〈看護学部〉

a. 新カリキュラムの評価

2012(平成24)年度に開始されたカリキュラムの評価プロジェクトを立ち上げ、2015(平成27)年度は年5回開催し、カリキュラムの問題点・課題を分析、整理した。学生を対象に行った教育評価アンケート結果、教員FDでの意見交換、受講学生数減少傾向にある科目、学生生活・学修状況調査結果などを踏まえ、①高大連携、②学習段階、③選択科目受講生数、④自己学習時間、⑤時間割配置に課題が明らかにされた。

そこで2015(平成27)年度は、①医学系科目および保健師教育課程科目を中心に学年配当を見直し、②保健師教育課程履修者の選抜時期を早めることに取り組んだ。具体的には、医学系科目の学年配当の見直しに伴い医学系科目教育の充実を図ることが課題となり、2016(平成28)年度カリキュラムでは臨床医による実践的な教育を目指し、担当講師の依頼を行った。また、保健師教育課程科目の学年配当の見直しに伴い、選抜時期をこれまでの3年次後期から2年次後期に早め、編入生の選抜時期が変わることから、編入生の選考スケジュール、選考基準、評価方法など選考に関する規程の一部改正を行った。

不合格科目のある学生が増加傾向にあることや、学年をまたいで科目を履修する学生が増えていることから、学習が十分に積み重ならないまま学年が進むことが懸念され、学年制導入の検討を始めた。しかし、学年制導入のためには、進級要件、留年への対応、在学年限、導入年度などを検討する必要がある、カリキュラム評価と並行して検討していくこととなった。

b. 新カリキュラム完成年次の科目と実習の充実

2015(平成27)年度はカリキュラム完成年次にあたる4年次の実習科目、①健康レベル別看護学実習(レベルⅢ)、②地域・在宅看護学実習(レベルⅣ)-2、③看護学総合実習が展開された。特に、看護学総合実習に関して、多職種連携によるチーム医療やチームアプローチが実習目標に加わり、実践的なプロフェッショナリズム育成の強化が図られた。一部の実習フィールドにおいては一病棟に2～3名程度の少人数配置とし、スタッフと共に複数患者を担当しながら多重課題解決能力の強化も図られた。また、編入4年生による看護学総合実習の履修を開始し、個々の編入生の学習目標に応じた実習が展開された。さらに、4年次前期の選択科目として応用看護学特論Ⅰ①(チーム医療)を開講し、看護学総合実習との関連をもたせた。

c. 履修指導・支援

不合格科目のある学生、4年間では卒業が困難と見込まれる学生、年次をまたがって履修する科目を多く抱える学生に対して、個々の状況に合わせてその都度、また、年度末に学年担当・科目担当教員・教務委員が情報共有しながら連携して履修指導・支援を行っている。保護者に対しても保護者懇談会を2015(平成27)年10月に実施し、①学生の学習傾向や当該年次において特に重要な学習についての全体的な説明、②個別相談などのきめ細やかな履修支援、を行っている。さらに、一般教養科目を担当する非常勤講師に対して、隔年開催している講師会を2016(平成28)年1月に開催し、①学生の学習傾向や次年度のカリキュラム改善を伝え、②能動的な学習を目指していくことを周知し、講師への教育支援を行った。

d. 学習の積み重ね

3年次の実習を終えた学生を対象に「実習を終えて」を実施した。また、4年次の看護学総合実習の前後に「実習に臨んで」および「実習を終えて」を試行し、その運営方法を検討した。さらに、実習に限らないポートフォリオの在り方について継続検討した。

教員間のピアサポートとして「実習を語る会」を12月と3月に計2回実施し、教員間の情報共有を通して、学生の成長と課題を支援する教育方法を見いだす機会となっている。

卒前スキルアップを実施し、卒業を間近に控えた学生の看護技術への不安に対応する技術演習プログラムを企画運営した。卒前スキルアップの参加者の満足度は高く、実践へのリアリティー感を高める効果を生んでいる。

e. 実習における危機管理

実習における危機管理として、①情報管理、②災害の管理、③感染管理の3本柱が置かれ、それぞれのガイドラインとして「看護学実習における適切な情報管理のためのガイドライン」「防災ハンドブック」「看護学実習における感染予防対策」が設けられている（資料4-3-5、資料4-3-6、資料4-3-7）。2015（平成27）年度はこれらの見直しが行われ、ガイドラインの運用方法や3本柱に加えて事故管理についての検討が開始され、「看護学実習における感染予防対策」の改定が行われた。

f. ラ・ソース大学（スイス）との交換学生制度の開始

2014（平成26）年度にスイスのラ・ソース大学と「看護教育及び研究・開発に関する覚書」が締結されたことを機に、2015（平成27）年度より、スウェーデン赤十字大学に加えラ・ソース大学とも交換学生制度が開始された（資料4-3-8）。スウェーデン赤十字大学より2名、ラ・ソース大学より2名が来日し実習を行った。また本学からスウェーデン赤十字大学へ2名、ラ・ソース大学へ2名がそれぞれ渡航し「看護学総合実習」に対応する実習を行った。なお、年度の始めには、交換学生として派遣されることを希望する3年次の学生に対し、2月から3月の渡航時期に配慮したレベルⅢ実習ローテーションを組み、交換学生の科目履修と実習の調整を図った。

〈看護学研究科〉

a. 専門看護師（CNS）38単位教育課程の開始

がん看護、小児看護、慢性看護、老年看護、精神看護、在宅看護、災害看護の7分野が26単位から38単位教育課程へ移行し、2015（平成27）年度に初年度を迎えた。2016（平成28）年度に申請するクリティカル看護は、2017（平成29）年度には26単位から38単位教育課程へ移行したカリキュラムが開始される予定である。新たに設置されたCNS共通科目Bの運用において、「フィジカルアセスメント」と学部の実習科目「健康レベル別看護学演習Ⅱ」を新規に実施するため、学部・大学院の実習室使用調整に努力を要した。

在宅看護学と地域看護学の両方の教育内容が提供されていることが明示されるよう、在宅看護専門看護師教育課程の学科目名称の変更について検討され、2017（平成29）年度より「地域看護学」から「地域・在宅看護学」へと名称変更することとなった。

b. 社会人学生への履修支援

社会人学生の状況に応じ、2014（平成26）年度より3年間の長期履修制度が開始され、個々の学生へ履修指導が行われている。その内訳は、次の通りである。2014（平成26）年度は申請1名のうち年度内取消が1名あり、年度末の時点で長期履修を継続している院生は0名となった。2015（平成27）年度は申請7名のうち年度内取消が1名あり、年度末の時点で長

期履修を継続している院生は6名であった。

表 4-3-1 社会人学生のための長期履修状況

年度	年度内 申請者数	年度内 取消者数	年度末 継続者数
2014(平成 26)	1	1	0
2015(平成 27)	7	1	6

c. 研究計画発表会の時期と回数変更

2015(平成 27)年度より、これまで年 1 回であった修士課程研究計画発表会を年 2 回(1 月・3 月)実施した。この研究発表会に 5 年一貫制博士課程共通災害看護学専攻(DNGL)1 年目の学生も参加し、DNGL 実践課題レポート計画発表を合同で行った。1 月に 21 名、3 月に 13 名が発表した。また、社会人学生への配慮の一つとして第 1 回目の計画発表会を CNS 共通科目が集中する火曜日に置いたところ、共通科目を履修する学生が十分な準備時間を確保できないため日程変更を行った。今後は、計画発表会と共通科目の日程調整が必要である。

d. 博士後期課程の履修方法

これまで博士後期課程では研究報告書の作成と提出を課していたが、正・副指導教員より研究計画書や論文作成に必要な助言を実質的に得ることを重視することへ方向転換が図られた。

e. 大学院研究科領域ホームページの開設

大学院生獲得に向け、研究科領域の特徴や大学院の魅力などを発信する手立てとして、基礎看護学、がん看護学、精神保健看護学、小児看護、母性看護学、成人看護学、老年看護学、地域看護学、国際・災害看護学、看護教育学、看護管理学の 11 領域それぞれの HP を構築した。

(2)シラバスに基づいて授業が展開されているか。

〈看護学部〉

シラバスの項目については、アクティブ・ラーニングを促す観点から年々改善を図っており、またシラバス記載内容の精粗を無くして充実をはかるため、教務委員がシラバスの点検を行うチェック体制をとってきた(資料 4-3-9)。しかし、いまだ授業回数ごとの内容および授業の進め方の記載が不十分なものが含まれ、チェック体制をさらに機能させること、また学生の主体的学習のための事前準備や事後展開、他の授業科目との関連性等がシラバスを示すことが必要と考えられた。

2015(平成 27)年度の学生生活・学修状況に関するアンケートでも、本学学生の実習期間以外の学修時間(予習復習)は 1 時間弱(専門科目 0.97 時間、一般教養科目 0.85 時間)と少なく、より一層の学生への学修支援の必要性が明らかになった。そこで 2015(平成 27)年度は、学生が授業のみならず教室外学習を含めて何をどのように学ぶかを明示することを目的に、シラバスの項目を「授業の目的」、「学習の進め方(授業の進め方から変更)」、「スケジュール: 学習内容・方法・担当教員(各授業回で明示)」、「履修のために必要な事前学

習・事後学習（新規）」、「他の授業との関連性」、「成績評価の方法」とし、学生が教員の支援を受けやすいよう「オフィスアワー」にはメールでのアポイントメントを求めず、具体的な日時と場所を示すことにした。

シラバスのチェック体制強化のためチェックリストを改良し、講義・演習・実習科目について従来1月であったシラバス作成時期を12月に前倒しし、教務委員による点検だけでなく、その後、授業担当教員が修正を行い、教務委員が再点検する体制へと変更した。

〈看護学研究科〉

看護学部と同様、シラバスへの記載項目を変更し、内容確認体制を強化した。研究科では研究科教務委員が内容確認および修正提案を担当している。

博士課程共同災害看護学専攻では、各大学が科目を担当し、遠隔授業、集中授業を開講している。授業時間、授業内容の変更、事前課題等についてはLMS（Learning Management System）を用いて速やかに学生に周知されるよう図っている（資料4-3-15）。

(3)成績評価と単位認定は適切に行われているか。

〈看護学部〉

授業の成績評価は、各科目担当教員が、予めシラバスに示された試験、レポート、授業への取り組み等の成績評価の基準に沿って判断している。実習の成績は、終了後に面接を行い、実習への取り組み状況、自己評価、ケース発表、レポート等から多角的に評価している。また実習については、学生の学習効果を保障し、かつ実習で受け持つ患者等が不利益を蒙らないために、実習中止の要件を設定している。

成績は、講義・実習ともにS（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下）の5段階で評価している。D評価は不合格となるが、担当教員が必要と認めた場合には、再試験が行われる。また、病気その他やむを得ない理由で試験を欠席した場合には、追試験を受けることができる。

2014（平成26）年度にGPA（Grade Point Average）の導入に向けて、試案を作成し、2015（平成27）年度入学生からGPAを導入しており、2016（平成28）年度からGPAが加筆された成績通知表を配布する予定である。また、2014（平成26）年度前期に教務委員による成績のWeb入力システムを試行し、現在は、全専任教員が入力をしている。成績通知表の配布時期について協議を重ね、2016（平成28）年度より前期と後期の年2回配布することが決定した。

また、2014（平成26）年度前期に教務委員による成績のWeb入力システムを試行し、現在は、全専任教員が入力をしている。Web導入に伴う成績評価表の取り扱いについて検討し、X評価の排除、ダブルチェック法等の修正・改善を行った。

担当教員による成績評価は、教務委員会での確認後、年度末の教授会にて単位認定を決定している。他大学または短期大学を卒業あるいは中途退学し、新たに本学の1年次に入学した場合、その履修単位が教育上有益と判断された場合には、60単位を超えない範囲で既修得単位として認定している。また、3年次編入生の既修得単位の認定については、履修科目が本学の授業科目に相当することを前提に、85単位を上限として認定している。既修得単位の認定は、学生から申請のあった科目のシラバスを、本学の当該授業もしくはそれに相当する授業の科目担当教員が点検した上で、教務委員会の審議を経て、教授会で決定している。

なお、2013(平成 25)年から試験において不正行為があったと認定された場合には、当該科目のみならず、その当該学期の全ての科目が不合格とすることとしている。この点については「履修の手引き／シラバス」や掲示等で周知を図った(資料4-3-1)。また、2015(平成 27)年度は、試験監督マニュアルの配布・案内、試験監督要領への記載事項の修正、試験監督マニュアルの見直し(答案持ち帰り防止策)、解答用紙の書式の統一、アナウンス内容の変更等、試験における不正行為の防止対策の徹底を行った(資料4-3-13)。

〈看護学研究科〉

2011(平成23)年4月に大学院学則第32条第2項の改正を行い、修士課程・博士後期課程ともに、成績評価・単位認定は各授業科目単位認定者の責任において、授業への出席を基本条件に、論文、プレゼンテーション、ディスカッション、レポート、発表、筆記試験等によりS(100～90点)、A(89～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)、D(59点以下、不合格)の5段階で行われている。各授業科目の成績評価基準および評価の観点や方法は「履修の手引き 大学院シラバス」に記載されている(資料4-3-16)。

また、本学入学前に本学大学院の科目等履修生として、もしくは他の大学院で修得した単位は、大学院学則第30条第2項の定めるところにより、教育上有益と認めるときは、上限10単位を限度として既修得単位として認定することがある。そのことについては手続き等を含め、「履修の手引き」に記載されている。

博士課程共同災害看護学専攻(DNGL)における成績についても、授業への出席を基本条件に、各科目の特性を踏まえて論文、報告書、レポート、発表、筆記試験等により、評価している。各科目の担当教員は、開講年度のシラバスに記載した「成績評価の基準」に従って、「到達目標」への達成度を評価する(資料4-3-15)(資料4-3-17)。担当教員により評価された成績は、評点で共同大学院の各大学に通知される。通知された評点は、本学大学院の履修規程に則って、S(100～90点)、A(89～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)、D(59点以下、不合格)の5段階で成績評価が行われる。博士課程共同災害看護学専攻に関しては、2015(平成27)年度に2年目を迎え、2月にPreliminary Examinationが行われた。その審査は、実践課題レポートについて、主指導教員と2人の副指導教員によるTV会議システム上で、内容の確認や学生自身の将来像と特に強化すべき特性、その方策について、学生への口頭試問により実施された。その後、指導教員が合議の上、可否を決定した。それを教育課程連絡協議会で承認、さらに本学研究科委員会に報告し承認を得た(資料4-3-1)。

(4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

〈看護学部〉

講義科目では定期試験での総括評価、授業途中でのミニテスト・ミニレポート等の形成評価を通して実施している。演習科目は実技試験を実施して達成度の評価を行い、教育方法の改善に反映させている。また、年度末に必修科目の不合格者状況を確認している。

授業改善に関しては、2012(平成 24)年から新カリキュラムの実施に伴い、従来の教務委員会の下部組織であったFD部会を、FD・SD委員会として独立再編し、より強化する体制を整えた。2013(平成 25)年度から講義・演習の全科目に対して、学生による授業評価を実施しており、今年度も実施した。学生による授業評価は、①教育技術、②教育内容、③授業

の進行・展開、④熱意・相互作用、⑤学生の自己評価の5項目について、各項目15点満点で評価している。授業評価の結果は、学生のコメントも含め担当教員にフィードバックされ、授業改善に活用している。さらに2013(平成25)年度からは学生による授業評価結果に対する教員コメントを記載した全科目の授業評価をHP上に掲載するとともに、冊子を作成して図書館にて閲覧可能とし、情報の公開とともに双方向のコミュニケーションを促すことにした(資料4-3-10)(資料4-3-11)。また、実習評価については2013(平成25)年度から、1年次のレベルⅠ実習から学年進行で段階的に試行し、試行の翌年度に本格実施として開始している。2014(平成26)年度は2年次のレベルⅡ実習に関して、学生による実習評価を試行で行い、評価方法や評価項目の洗練を図った。2015(平成27)年度には、3年次における各レベルⅢ実習と地域・在宅看護学実習(レベルⅣ)-1において試行し、実習評価アンケートを配布・収集した。1・2年次実習科目の結果は、講義演習科目と同様に公開した。

〈看護学研究科〉

修士課程において授業内容・方法の改善を図るため授業評価を実施している。授業評価に対する結果は各担当教員に返却し個々の教員で改善を行っている。従来、履修者が少ないために授業評価結果を公表していなかったが、2016(平成28)年度より、授業評価に対する学期ごとの全体集計結果(自由記載は除く)および各科目担当者からの改善策等のコメントを、HPにて公表することにした。

看護学専攻においては、2015(平成27)年度より専門看護師(CNS)「がん看護」「小児看護」「慢性看護」「老年看護」「精神看護」「在宅看護」「災害看護」7分野においては各専門科目と共通科目を合わせて38単位の教育課程を開始した(クリティカルケア看護分野のみ26単位の教育課程)。この教育課程の移行に伴い、共通科目Bとして臨床薬理学、フィジカルアセスメント、病態生理学の3科目が新たに加わった。共通科目Bは、一つの科目を非常勤講師あるいは本学専任教員が複数で担当している。科目ごとの授業評価結果をもとに、授業内容や進め方について検討している。

国際保健助産学専攻実践コースでは、国家試験対応科目の「実践助産学演習Ⅱ」において、2015(平成27)年度新たにアクティブ・ラーニング、反転授業の一教育方法であるTeam-Based Learning(以下TBL)を導入した。これにより、個人およびチームとしての形成評価を明確に実施でき、個人とチームとしての能力向上を促進させる。TBLで用いるシナリオは、技術演習科目「実践助産学演習Ⅲ」やその後の「助産学実習Ⅰ」やその後の実習での実践的課題に取り組めるよう作成している。

博士課程共同災害看護学専攻に関しては、5大学の教育課程連絡協議会で検討され、開講年次の2015(平成26)年度から全授業科目について学生の授業評価を実施した。LMS上でのアンケート調査方式で、学生の授業評価集計結果を各科目の責任者に通知し、教員からの改善点等のコメントをまとめて学生に公表している。

2015(平成27)年2月～4月に実施した大学院修士課程・博士課程学生への教育評価アンケート調査結果によると(資料4-3-18)、看護学専攻・国際保健助産学専攻ともに、身に着けている能力について「どちらともいえない」「そうは思わない」「全くそうは思わない」という回答が多かったのは、研究活動推進に関する能力を問う項目であった。博士後期課程在学学生に対する同様の調査結果も同様に、独立して研究活動を推進する能力について、61%が「どちらともいえない」「そうは思わない」「全くそうは思わない」と回答しており、低

い傾向が見られた。博士課程の研究途上の回答であることも影響していると思われるが、この結果をもとに社会人学生の時間に合わせた個別の論文指導を行うなどの対応を行い、働きながら研究推進能力を高める授業や指導内容を確保するように努めた。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・2016(平成28)年度から教育課程の学年配当の一部変更を行ったことで1つの学年に集中していた科目が分散され、段階的に学べるようになった。また、学年による科目の過密度がより均一化された。
- ・保健師教育課程の編入生選抜方法の一部改正により、より客観的な評価に重点を置くことで学部生との選抜方法の差を縮めることに繋がった。
- ・シラバスの記載方法の改善や、教務委員会メンバーによるシラバスの点検を行ったことで、シラバスの見やすさや内容がより充実した。
- ・不合格科目の多い学生や欠席が多い等の課題を抱えた学生に対しては、科目担当教員と学年担当教員、教務委員会とが連携し、情報や問題を共有しながら、個々の学生の状況を踏まえたきめ細かくタイムリーな学習指導を体系的に行っている(資料4-3-14)。
- ・実習指導については、大学と実習施設とが密に連携するための体制を整え、その延長上に、大学と実習施設とが協力して「実習指導者研修会」を企画運営した。また、毎年の実習指導者懇親会で全教員と実習指導者が直接顔を合わせて実習指導について語り合い、本学の教育の目的や指導の趣旨について理解を得た。また、年々変化する学生の状況に対応する一環として、2014(平成26)年度から「看護学実習における適切な情報管理のためのガイドライン(Ver.1)」(資料4-3-6)を作成し、学生に対して情報管理の意義やその方法についてわかりやすく解説している。
- ・1年次から4年次までポートフォリオを実施することで実習の積み重に繋がっている。
- ・授業改善については、個々の教員が日頃から学生の意見を尊重しながら行っていることもあり、授業評価の各項目15点満点で12点以上となる等、学生の授業評価は非常に高い。また、学生による授業評価結果に教員自身がコメントを返すことで、教員自身の授業改善への姿勢と内容が明確になった。

〈看護学研究科〉

- ・社会人学生の学習環境が課題となっていたが、共通科目の開講を一定の曜日に集中させることで、社会人学生が科目を履修しやすい環境が整えられている。
- ・領域別HPの作成により、大学院HPの内容が充実し、志願者の増加につながった。
- ・2016(平成28)年度から、学期毎の全体授業評価集計結果及び改善策等についての教員コメントを公開することを決定し、授業改善により役立てることとした。

2015(平成27)年度より、7分野において38単位専門看護教育課程を開始し、教育内容の充実を図った。2013(平成25)年度、2014(平成26)年度に実施した修士課程・博士後期課程の現行カリキュラムに関する調査結果をもとに、2015(平成27)年度の3月29日に大学院教育に関するFDを開催した。看護学専攻、国際保健助産学専攻、博士後期課程各々の教育の特徴が明確になるようなDP、CPの見直しが必要であることや、教育方法や内容に

対する学生からの評価に加え、客観的な視点から、修士・博士論文の質や修了生の CNS 資格取得率などのデータも合わせて検討が必要である等の意見交換がなされた（資料 4-3-19、資料 4-3-20）。

- ・2014(平成26)年度より開始したアクティブ・ラーニングを目指したシラバスの記載方法をさらに改善し、研究科教務委員会によるチェック体制を強化し、記載内容の充実および統一を図ることができた。
- ・国際保健助産学専攻実践コースにおいて2015(平成27)年度に新たに導入したTBLの評価については、学長裁量経費の給付を受けた研究「大学院助産師教育におけるアクティブ・ラーニング活性化のためのTeam-Based Learning教育方法の開発と評価」として実施した。その結果、学習への動機づけ、学習成果の実感、勉強方法の発展へとつながり、チームメンバーとの切磋琢磨による学習効果を感じた一方で、予習時間の確保が困難、受け身では学習が深まらない、課題解決への未消化感、方法論と学習成果への不安等が語られた。具体的には、Individual Readiness Assessment Test (I-RAT) の事前学習範囲設定の限定明確化、応用課題の改善、各セッションのファシリテーションの改善等の課題が明確になった。
- ・修士課程では、院生のニーズに合わせた修士論文指導を行うために、研究計画書発表時期を1年次後期に2回（1月末・3月中旬）に分けて実施した。博士後期課程の研究計画書審査においては、不合格の場合、これまでは年4回の提出期日に合わせて再提出を求めているが、期日を設けず提出可能とし、再審査を受けることができるよう変更した。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・カリキュラム評価で浮かび上がった課題である、高大連携、学習段階、選択科目受講生数、自己学習時間を向上させる対策を検討する。
- ・学年配当の一部変更に伴うカリキュラム評価を検討する。
- ・学年制の具体的な導入方法の検討を行う。
- ・シラバス作成に関して、次のことを検討する。学生の学修支援を促進するシラバスの作成や書き方に関する FD の開催。多様な授業形態にも応じられる入力システムへの改良。ページ数の増大にともなう配布媒体の検討。シラバスチェック担当者間でのチェック内容の統一。

〈看護学研究科〉

- ・計画発表会と共通科目の重なりや、学部科目と共通科目の重なりがあり、大学院同士および学部と大学院間の時間割調整が課題である（資料 4-3-3）。
- ・2016(平成 28)年度末には、38 単位専門看護師教育課程が完成年次を迎えるため、2 年間の全体的な教育の成果について評価し、改善点を明確化する。
- ・TBL に関しては、他の科目との多重課題の軽減、シナリオの改訂、Individual Readiness Assessment Test (I-RAT) の事前学習範囲設定の限定明確化、I-RAT 問題の洗練と精選、応用課題の改善、各セッションのファシリテーションの改善等に取り組む。

4. 2016(平成 28)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・保健師教育課程の編入生選抜方法の改正に伴い、選抜方針と方法、学習成果などの評価について、引き続き検討する。
- ・GPA 導入後の学生への影響、取得単位数や成績の状況、クラス担当教員による面接時の学生の反応、必要に応じて学生への質問紙調査を行って把握する。現在では、GPA は、主として教職員による学生への指導や支援をより有効に行うためのものと位置づけているが、それ以外の有効な活用方法について、教務委員会を中心に検討を重ねる。
- ・これまで、少人数のクラス配置やグループワークを取り入れた主体的学習を積み重ねてきて一定の成果を挙げてきたが、今後はさらにアクティブ・ラーニングの手法を積極的に取り入れるために研修の機会を増やし、学生が授業に主体的に参加できるような状況を整えていく。また、実習施設と大学との共同企画である「実習指導者研修会」を積み重ね、実習指導者と教員とのコミュニケーションをさらに活性化するとともに、実習でつまづきやすい学生の早期発見とそうした学生への支援方法を探索していく。

〈看護学研究科〉

- ・社会人学生等に対応した時間割調整、論文指導体制のさらなる改善を行う。
- ・本学の教育目的、目標、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、修了時到達目標と到達度に準拠し、それらの評価に基づいた効果的な教育方法のさらなる改善を行う。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・①高大連携、②学習段階、③選択科目受講生数、④自己学習時間の向上方法を探る。
- ・カリキュラム評価と共に学年制導入の是非、要件、導入時期などを検討し、具体的な計画を練る。
- ・実習以外の学習の積み重ねへとポートフォリオの活用拡大について検討する。
- ・学修支援を促進するシラバス作成に向けて、シラバスに関するFD の開催、シラバス入稿システムやシラバスチェックマニュアル等の改良を図る。

〈看護学研究科〉

- ・修士研究計画発表会の時期を 2 回に分けて時期を早めたことについて、院生への影響を評価する。
- ・38 単位の看護専門看護師教育課程が 2 年目を迎えるのに合わせ、教育課程の評価方法を検討する。
- ・TBL に関しては、他の科目との多重課題の軽減、シナリオの改訂、Individual Readiness Assessment Test (I-RAT) の事前学習範囲設定の限定明確化、I-RAT 問題の洗練と精選、応用課題の改善、各セッションのファシリテーションの改善等に取り組む。

5. 根拠資料

- 4-3-1 履修の手引き／シラバス 看護学部 (2015(平成 27)年度)
- 4-3-2 看護学部実習施設一覧 (2015(平成 27)年度)
- 4-3-3 看護学部時間割 (2015(平成 27)年度)、看護学研究科時間割 (2015(平成 27)年度)
- 4-3-4 2015(平成 27)年度日本赤十字看護大学実習指導者研修会実施要領

- 4-3-5 看護学実習における適切な情報管理のためのガイドライン (Ver. 1)
- 4-3-6 防災ハンドブック
- 4-3-7 看護学実習における感染症予防対策 改訂版
- 4-3-8 看護教育及び研究・開発に関する覚書
- 4-3-9 シラバスチェックリスト
- 4-3-10 授業評価 (大学 HP)
https://www.redcross.ac.jp/about/disclosure/course_evaluation
- 4-3-11 2014(平成 26)年度 前期 学生による授業評価 (アンケート調査) 集計結果
2014(平成 26)年度 後期 学生による授業評価 (アンケート調査) 集計結果
- 4-3-12 学生便覧 (2015(平成 27)年)
- 4-3-13 試験監督マニュアル 改訂版
- 4-3-14 授業欠席に対する学生支援体制
- 4-3-15 共同災害看護学専攻 博士課程 履修の手引き (2015(平成 27)年度)
- 4-3-16 履修の手引き／シラバス 大学院 (2015(平成 27)年度)
- 4-3-17 共同災害看護学専攻 博士課程 開講科目シラバス 2015(平成 27)年度
- 4-3-18 平成 26 年度教育評価アンケート結果 (大学院) 研究科教務委員会資料
- 4-3-19 教育評価に関する調査報告書 (2015(平成 27)年度)
- 4-3-20 教育評価に関する調査報告書 (2014(平成 26)年度) 追補版

第4節 成果

1. 2014(平成 26)年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・学生による教育評価を継続し、教育の成果を検証していく。

〈看護学研究科〉

- ・修士課程と博士後期課程の在学生や修了生に対して、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに関する質問紙調査を在学生は毎年、修了生へは修了後2年目、3年目を対象に隔年で行い、教育目標、学位授与方針、教育課程の検証に繋げていく。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・学生による評価の高かった教員の授業を公開し、教員同士が参観する等して、全学的な授業改善を図る。

〈看護学研究科〉

- ・学生からの授業評価等により指摘された点を十分吟味し、担当教員が教育内容・方法等に関する具体的な改善策を提示するよう教員に働きかける一方、改善に役立つ方法について FD 等で情報提供を行っていく。

2. 現状の説明

(1)教育目標に沿った成果が上がっているか。**〈看護学部〉**

2013(平成 25)年から講義・演習の全科目に対する授業評価を実施してきた。授業評価の全集計結果、学生からの自由記載、教員からのコメントは、冊子として図書館に配架して誰でも閲覧可能とし、HP 上では全集計結果、次年度に向けた授業の具体的な改善策を含む教員からのコメントを公開している。教員からのコメントには、次年度に向けた授業の具体的な改善策も含まれている。授業評価は全体的に回収率も高く、学生からの協力も概ね得られている。今後、より授業の質向上をめざすことを目的とし、次年度より、学生による評価の高かった教員の授業を公開して教員同士が見学して相互学習できる仕組みを構築した。

2013(平成 25)年度以降、教育評価調査(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに関する達成度調査)を実施してきた。2015(平成 27)年3月に卒業間近の4年生を対象に行った教育評価に関する質問紙調査の結果、ディプロマ・ポリシーに関しては、卒業時に「身についているかどうか」との質問に対して、「強くそう思う」「そう思う」と回答した割合の合計が60%以上の項目は、25項目中17項目であり、ほぼ達成できているといえる。一方、卒業時に「身につけている」と回答した者が50%に満たなかったのは、前年度同様の「国際的な視野に立って、健康上の諸課題を理解することができる能力」、「国内外の社会変化を的確に把握し、その中で求められる役割に対応できる基礎的な能力」と、「本学で培った知識・技術を活かして、国際貢献する基礎的能力」の3項目であった。

また、カリキュラム・ポリシーに関しては、全体の10項目のうち7項目で60%以上の学生が肯定的な評価を下しており、ほぼ適切なカリキュラムと評価ができる。学生の肯定的な評価が50%に満たなかったのは、前年度同様、「高等学校での学習を補ったり、大学への学習へとつないでいくことを考えたカリキュラムである」の項目のみであった(資料4-4-1)。

さらに、2014(平成 26)年度1~4年生を対象とし、2014(平成 26)年度末から2015(平成 27)年4月にかけて、同様の調査を実施し、本学のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーについて尋ねており、今後も継続する予定である。

2015(平成 27)年度の国家試験合格率は全国平均を上回っている。国家試験合格率は、看護師100%(昨年95.7%)、保健師100%(昨年90.1%)となった(資料4-4-2)(国家試験対策については、第6章の学生支援参照)。これまで課題とされていた医学生理学系の科目を含め、必修科目は2015(平成 27)年より教育の充実を図ることをめざし、全て2クラス編成で開講することとした。また、医学生理学系科目については、授業補助要員を導入した。

〈看護学研究科〉**a. 各課程の修了状況は順当か**

- ・2015(平成 27)年度修士課程の学位取得者数は41名(看護学25名、助産16名)である。
- ・2014(平成 26)年度から開始された修士課程長期履修制度について、2015(平成 27)年度は申請7名のうち年度内取消が1名あり、年度末の時点で長期履修を継続している院生は6名であった。
- ・2015(平成 27)年度博士後期課程3年生17名のうち学位取得者数は5名である。2015(平成 27)年度博士後期課程3年生12名は継続して在学する。
- ・国際保健助産学は昨年に引き続き、2015(平成 27)年度も助産師国家試験で100%合格であ

った。

- ・2015(平成 27)年度修士課程修了生の就職先については、看護学専攻と国際助産学専攻の合計 35 名が臨床に就職、看護学専攻の 4 名は教育機関に就職した(資料 4-4-3)。2 名が本学博士課程に進学した。また博士後期課程修了生 5 名は全員が大学への就職となった(資料 4-4-4)。

b. 各領域の CNS 取得状況は順当か

- ・2015(平成 27)年度のカNS 取得状況を追跡中である(資料 4-4-5)。
- ・災害看護 CNS は看護協会に分野認定を申請、審査結果をフォローしていく。また在宅看護 CNS は 2014(平成 26)年度に大学協議会に教育機関申請を行い、教育機関として認定された。2015(平成 27)年度からコースを開講している。

c. 修了生の学会発表

- ・博士課程修了生に対しては、論文の学会誌などへの発表を課しているため、順次発表を行っている。修士課程に対しても積極的に発表を勧め、必要時発表に際しての指導や支援をおこなっている。

d. 院生の能力取得や学習環境等に関するアンケート結果をふまえた対応

- ・修了時の取得能力に関するアンケート結果をふまえ、年度末の 2016(平成 28)年 3 月 29 日、「大学院 FD・SD ワークショップ」を開催、大学院生を対象に実施した調査結果をもとに、大学院における教育の現状と課題について議論し共有した。

e. 教育方法の改善

- ・国際保健助産学専攻実践コースでは、2015(平成 27)年度新たにアクティブ・ラーニング、反転授業の一教育方法である Team-Based Learning(以下 TBL)を導入した。

(2)学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。

〈看護学部〉

日本赤十字看護大学学則および学位規程に基づき、本学に 4 年以上在学し、学則に定める授業科目および単位を修得して卒業した者には、学士の学位が授与される。2012(平成 24)年度以降入学生の場合は、必修科目 100 単位、選択科目 24 単位以上、計 124 単位以上である(資料 4-4-6)。卒業判定に関しては、教員から提出された成績評価に基づき、教務委員会で卒業要件を満たしているかどうかを確認した後、教授会で可否について審議した後、学長が認定する。

〈看護学研究科〉

a. 修士課程

看護学専攻と国際保健助産学専攻研究コースでは、大学院学則第 28 条第 1 項により、所定の科目について 30 単位以上修得し、修士論文の審査および最終試験に合格した者に修士(看護学)の学位が授与される。修得単位の認定については、各担当教員から提出された成績評価をもとに研究科教務委員会、研究科委員会での協議を経て、学長が認定する。修士学位論文審査は、主査 1 名と副査 2 名で構成される修士学位論文審査会(以下「修士論文審査会」)で行われ、口頭による最終試験が行われる(資料 4-4-7)。

その後、審査員により学位授与の可否の判定が行われ、その結果を主査が審査報告書にまとめ、研究科長を経て研究科委員会で協議され、最終的に学長が認定する。審査の過程

と修士論文の審査基準については、大学院履修の手引き/シラバスにも明示されている（資料4-4-8）。

国際保健助産学専攻実践コースにおいては、同じく大学院学則第28条第2項により、所定の科目30単位以上と指定された助産師資格受験科目28単位、計58単位以上を修得し、課題研究の審査と最終試験に合格した者に修士（看護学）の学位が授与される。修得単位の認定については、看護学専攻と同様である。課題研究は、主査1名と副査2名で構成される修士学位論文（課題研究）審査会（以下「課題研究審査会」で審査される。課題研究審査会は公開の発表会形式で行われる）。審査会の判定結果は研究科長を経て研究科委員会で協議され、学長が学位授与を認定する。審査の過程と審査基準については、大学院履修の手引き/シラバスにも明示している（資料4-4-8）。

b. 博士後期課程

大学院学則第28条第3項により、博士後期課程に3年以上在学し、所定の科目について、2013(平成25)年度以前入学生は8単位、2014(平成26)年度以降入学生は10単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査と最終試験に合格して博士後期課程修了の認定を受けた者は、博士の学位を授与される。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間に関してはこの限りではない。修得単位の認定については、各担当教員から提出された成績評価をもとに研究科教務委員会、研究科委員会で協議を経て、学長が認定する。博士学位論文の審査は、主査1名（正・副研究指導教員以外）と副査4名（正・副研究指導教員含む）で構成される博士学位論文審査会（以下「博士論文審査会」）で行われた後、口頭による最終試験が行われる（資料4-4-7）。

その後、審査員の合議で学位授与の可否について判定が行われ、主査が審査報告書を研究科長に提出する。合格の判定を得た論文は、博士審査委員会の協議に付され、委員の投票により可否を決定した後、研究科長を経て研究科委員会で協議され、最終的に学長が認定する。審査の過程と博士学位論文関連の審査基準については、大学院履修の手引き/シラバスにも明示されている（資料4-4-8）。

c. 博士課程共同災害看護専攻

2014(平成26)年4月に開講した博士課程共同災害看護専攻については、50単位以上を修得し、その上で、博士論文の審査と最終試験に合格することが学位授与の条件となっている。これについては、「共同災害看護学専攻 博士課程 履修の手引き」にも明示されている（資料4-4-9）。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・全科目の授業評価方法の導入に伴い、評価結果を踏まえた授業改善策が公開され、具体的に示されたことは、授業評価が活用されたとみることができる。これにより、学生のニーズに即した授業展開が期待できる。
- ・ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに対する学生からの教育評価は、カリキュラム全般や学生の到達目標についての改善のきっかけとなったため、在学学生は毎年、卒業生は3年毎に引き続き実施していく。

- ・授業評価の結果を、教育内容に反映させていくための全学的な取り組みとして、授業評価の点数のよかった教員の授業科目の公開授業等を取り入れる仕組みを構築した。今後、さらなる授業改善、授業の質向上が期待できる。
- ・必修科目のうち合同のクラスで行われていた科目については、2クラス編成にするとともに、授業補助教員を入れて改善を図った。教育の充実が期待できる。

〈看護学研究科〉

- ・修士課程 41 名が修了した。2014(平成 26)年度から開始された修士課程長期履修制度について、2015(平成 27)年度は申請 7 名のうち年度内取消が 1 名あったが、27 年度末の時点で 6 名が長期履修を継続している。この実績は在院生にとって学習継続の動機となる。
- ・H27 年度修士課程修了生の就職先については資料 4-4-3 の通りである。看護学専攻と国際保健助産学専攻の院生にとって修了後の進路として参考となる。
- ・2015(平成 27)年度の CNS 取得状況を追跡中である(資料 4-4-5)。今後も CNS 取得状況を把握することで、現院生への情報状況が可能となり、また学習の動機づけとなる。
- ・国際保健助産学は昨年に引き続き、2015(平成 27)年度も助産師国家試験で 100%合格であった。国試対策の成果と言える。今後も 100%合格を目指して指導体制を継続する。
- ・国際保健助産学専攻実践コース TBL においては、学長裁量経費の給付を受けた研究「大学院助産師教育におけるアクティブ・ラーニング活性化のための教育方法の開発と評価」として実施した。その結果、学習への動機づけ、学習成果の実感、勉強方法の発展へとつながったとの評価を得た。
- ・院生に対して、論文の学会誌などへの報告を課すことで、研究成果の発表を促進する。
- ・年度末の 2016(平成 28)年 3 月 29 日、2015(平成 27)年度大学院 FD・SD ワークショップを開催、大学院生対象に実施した調査の結果をもとに、大学院における教育の現状と課題について議論し共有した。今後の教育課程連絡協議会での検証に繋がっていく。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・教育評価調査のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに関する調査結果において、前年度同様の 50%に満たない項目については、今後、カリキュラム評価を行い、改善策を検討していく必要がある。

〈看護学研究科〉

- ・国際保健助産学専攻実践コース TBL における授業評価のうち、予習時間の確保が困難、受け身では学習が深まらない、課題解決への未消化感、方法論と学習成果への不安等の課題については、次年度具体的に改善する。
- ・博士後期課程において、2013(平成 25)年以前入学者 11 名が 2016(平成 28)年度は継続となるが、長期化しないように引き続き指導と支援を行う。

4. 2016(平成 28)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・学生の教育評価を在校生は毎年、卒業生は 3 年毎に継続し、教育の成果を検証していく。
- ・学生による授業評価の評定平均の高かった教員の授業を公開し、教員同士が見学した結

果を検証していく。

〈看護学研究科〉

- ・修士課程の履修が2年間で修了している。また長期履修者が継続中である。引き続き院生の指導と支援を継続していく。
- ・CNS取得状況を把握することで、現院生への情報状況が可能となり、また学習の動機づけとして期待できるため、今後も把握とともに院生への発信を行っていく。
- ・助産師国家試験100%合格は、修了生の将来を担保することや在学生へのさらなる学修への動機づけとなる。今後も院生主体の国試対策を強化していく。
- ・国際保健助産学専攻実践コース TBL においては、他の科目との多重課題の軽減、シナリオの改訂、Individual Readiness Assessment Test (I-RAT)、の事前学習範囲設定の限定明確化、I-RAT 問題の洗練と精選、応用課題の改善、各セッションのファシリテーションの改善を行いながら継続実施する。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・教育評価調査（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに関する達成度調査）結果とともに、2012(平成24)年度に改訂された現在のカリキュラムについて評価を実施し、検討する。

〈看護学研究科〉

- ・博士後期課程において、2013(平成25)年度以前に入学した11名が2016(平成28)年度は継続となるが、長期化しないように引き続き指導と支援を行う。
- ・日本看護協会に申請された災害看護 CNS の専門看護分野特定の申請をフォローし、修了生の個人認定に繋げていく。
- ・在宅看護 CNS は2014(平成26)年度に日本看護系大学協議会に教育機関として認定され、2015(平成27)年度からコースを開講しているが、入学者はまだない。

5. 根拠資料

- 4-4-1 教育評価アンケートの集計結果（2014(平成26)年度）
- 4-4-2 2015(平成27)年度国家試験合格状況
- 4-4-3 2015(平成27)年度修士課程修了生の就職先
- 4-4-4 2015(平成27)年度博士課程修了生の就職先
- 4-4-5 2015(平成27)年度 CNS 取得状況
- 4-4-6 2015(平成27)年度学生便覧
- 4-4-7 大学院看護学研究科 学位論文関係集
- 4-4-8 2015(平成27)年度大学院履修の手引き（シラバス）
- 4-4-9 2015(平成27)年度 共同災害看護学専攻 博士課程 履修の手引き

第5章 学生の受け入れ

1. 2014(平成26)年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・指定校推薦入試制度の検討を行うために、指定校部会を設置して継続的に取り組む。
- ・面接基準を「論理的思考力」「対人関係力」「社会性」「共感性」「主体性」と統一化した面接評価用紙の改定が行われて3年が経過する。公正性、適切性の視点で評価が必要である。

〈看護学研究科〉

- ・適切な定員管理を継続する。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・高等学校の新教育課程に応じて設定した科目の検証を行う。また、入学後の成績との相関関係、入学者選抜試験の種別、実施時期等を含めた検証を行う。
- ・「災害時の不測の事態への対応」に関連した試験問題のストックを計画的に遂行する。
- ・支部長推薦の入試方法の改善、支部長推薦による出願条件に関する規約等の作成など支部長推薦の今後の在り方の見直しを行う。
- ・障害のある学生の入学者選抜試験時のガイドラインの作成について検討する。

〈看護学研究科〉

- ・2016(平成28)年度入試(2015(平成27)年実施)では、修士課程看護学専攻学内選考・特別選考、修士課程国際保健助産学専攻学内推薦(実践コースのみ)・学内選考(研究コース)・特別選考、博士後期課程学内選考を新規に追加し幅広い受験者層に広報し学生確保を図る。
- ・2016(平成28)年度入試(2015(平成27)年実施)では、継続的な定員充足・早期の学生確保を図るべく、第1回入試を8月に実施し(2014(平成26)年度は9月実施)、大学院説明会を5回開催(2014(平成26)年度は2回実施)することとする。

2. 現状の説明

(1)学生の受け入れ方針を明示しているか。

〈看護学部〉

看護学部入学者選抜試験は、一般・推薦(指定校・公募・支部長)、大学入試センター試験利用型、3年次編入学試験の4種類があり、各学生募集要項、本学HP、入試ハンドブックに、以下に示す入学者受け入れ方針を明示している。

- ・人間の尊厳を第一に考える人
- ・人とかかわることに喜びを見出せる人
- ・看護に関する学問・実践の楽しさや深さを学びたい人

さらに、入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準についても、各募集

要項、本学 HP において出願資格、試験科目として明示している。

〈看護学研究科〉

看護学研究科は、修士課程看護学専攻、同国際保健助産学専攻、博士後期課程看護学専攻の学生募集要項、本学 HP、大学院案内に以下の入学者受け入れ方針を明示している。

- ・体験から得た知見を生かし、論理的な思考に結びつけることのできる人
- ・自らの意見をもち、かつ柔軟に他者の意見に耳を傾けることのできる人
- ・自らの問題意識を深め、課題を追究していくことのできる人
- ・社会的関心をもち、国際的視野に立ってものごとを見、考えることのできる人
- ・倫理的な問題に真摯に向き合い、その解決に向けて取り組む意思をもつ人

なお、博士課程共同災害看護学専攻の入学者受け入れ方針は、以下の通りであり、学生募集要項、本学 HP、大学院案内に明示している。

- ・災害看護グローバルリーダーとしてのビジョンを持っていること
- ・災害看護グローバルリーダーとしての活動にコミットメントでき、その能力を伸ばしていけること

さらに、いずれの課程においても、入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準についても、各募集要項、本学 HP において出願資格、試験科目として明示している。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っている。

〈大学全体〉

本学の入学者選抜試験の管理運営に関する事項については、入学者選抜試験管理委員会が審議し、実施に関しては教授会のもとにおかれた入学者選抜試験委員会および研究科入学者選抜試験委員会、教授会、研究科委員会が審議し、公正かつ適切な学生募集および入学者選抜を行っている。委員会の活動は月 1 回の会議の中で、方針に則り審議の結果、具体化され、報告・評価されている。また年度末に年報を作成し、大学評価委員会で審議・評価される。年報で出された改善すべき課題等については、新年度の委員会において当該年度の活動方針として話し合われ、各構成員に分担して、具体的な活動として取り組む体制となっている。

〈看護学部〉

入学者選抜試験管理委員会は、入学者選抜試験管理委員会規程に基づき、学長をはじめとする経営会議メンバーと入学者選抜試験委員長で構成され、出題委員、問題検討委員並びに面接委員の選定を行っている。とくに、入学者選抜試験問題は、学長より任命された第三者による事前確認を行い、試験問題の適切性を担保している。

入学者選抜試験委員会では、入学者選抜試験委員会規程に基づき、入学者選抜試験日程、試験科目等の設定、各試験での合否判定案の作成を行っている。また、各入学者選抜試験前には、全教職員体制で実行部会を開催し、実行部会資料に基づき、試験運営、出願者数、当日の業務等の確認を行い、情報共有を図り、本部要領、試験監督要領、面接要領、受付・誘導要領等の各実行要領に従って、事前打ち合わせを行っている。

a. 一般入学者選抜試験

2 月初旬に 2 段階選抜試験を行っている。第 1 次試験では英語を必須とし、数学、生物、

化学の中から1科目を選択する。第2次試験では、国語と面接（集団・個人）を実施する。

b. 大学入試センター試験利用型

2011(平成 23)年から導入され、大学入試センター試験での結果のみで合否判定する入学者選抜試験である。大学入試センター試験実施前日までに出席できるⅠ-A（理系中心型入試：英語、数学が必須で、数学、生物、化学から1科目選択）、Ⅰ-B（文系中心型入試：英語、国語、数学が必須）と、2月中旬から下旬にかけて出席できるⅡ（総合型入試：英語が必須、数学、化学、生物、国語、理科基礎（生物・化学）の中から2科目選択）の3種類がある。

c. 推薦入学者選抜試験

①指定校、②公募、③支部長の3種類の形態がある。

①指定校入学者選抜試験では、本学が指定した高等学校から1ないし2名の枠が設けられ、評定全体平均3.8以上で高等学校長から推薦された受験生を対象に、本学で面接（集団・個人）を実施する。指定校は毎年、前年度を含む過去3年間の入学者選抜試験の志願者数、合格者数、入学者数等を参考に、選定を行っている。

②公募入学者選抜試験では、全国の高等学校の評定全体平均4.0以上で、高等学校長から推薦された受験生を対象に、本学で筆記試験（国語）と面接（集団・個人）を実施している。

③支部長入学者選抜試験は、関東圏・新潟県内にある赤十字支部が予め選抜したのち、本学で面接試験を実施している。本推薦入試合格者は卒業後、各支部が管轄している赤十字病院への就職を前提とする地域貢献型入学者選抜試験である。募集条件は、本学と各支部で指定した高等学校から、評定全体平均3.8以上で高等学校長が推薦する者である。

d. 3年次編入学試験

看護系短期大学卒業者（見込者含む）および看護専門学校卒業者（見込者含む）で看護師資格を有する者（国家試験受験見込者含む）を対象とし、国語、面接（集団・個人）を実施している。

〈看護学研究科〉

修士課程看護学専攻では一般、社会人・特別選考・学内選考の4種類、修士課程国際保健助産学専攻では一般、社会人、特別選考、学内推薦、学内選考の5種類、博士後期課程看護学専攻では一般、社会人、学内選考の3種類、博士課程共同災害看護学専攻（DNGL）では一般の1種類を実施しており、それぞれに入学資格を明示した募集要項を配布し、さまざまな形で周知を図っている。

看護学研究科入学者選抜試験の方法については、入学者選抜試験管理委員会、研究科入学者選抜試験委員会が検討・検証を行っている。

入学者選抜試験管理委員会は、入学者選抜試験管理委員会規程に基づき、出題委員、問題検討委員並びに面接委員の選定、問題・解答の確認と管理を行っている。

研究科入学者選抜試験委員会では、研究科入学者選抜試験委員会規程に基づき、入学者選抜試験日程、試験科目等の設定を行っている。各試験の合否は、教育・研究指導面の観点から研究科看護教授連絡会の意見を参考とし、研究科入学者選抜試験委員会において合否判定案の作成を行い、研究科委員会において決定している。

2015(平成 27)年度は、修士課程看護学専攻および国際保健助産学専攻、博士後期課程看

護学専攻において8月・11月・3月に計3回の入学者選抜試験を実施した。また、修士課程看護学専攻および国際保健助産学専攻において、これまでの一般と社会人入学者選抜試験に加え、日本赤十字社・実習施設職員を対象にした特別選考入学者選抜試験を実施した。7月には本学看護学部4年生および卒業生を対象とした学内選考入学者選抜試験を実施した。

5年一貫制博士課程共同災害看護学専攻では、11月に入学者選抜試験を実施した。

修士課程個別入学資格審査は、2015(平成27)年は2回から7回に募集回数を増やし、そのうち出願があった4回について審査を実施した。

(3)適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

〈大学全体〉

大学全体の入学定員は、看護学部は130名、3年次編入学は10名である。受験生の入学者選抜試験の動向や過年度にわたる本学の入学状況（歩留まり等の状況も含む）を分析したうえで、各試験における入学予定者数を入学者選抜試験委員会（研究科含）において原案を作成し、教授会・研究科委員会で決定している。

〈看護学部〉

過去3年間の入学試験別募集定員および入学者数の推移を表5-1に示した。定員に対する入学者の割合は2016(平成28)年度において、看護学部1.1、3年次編入学は1.2であった。過去3年間の入学者数は表5-1の通りであり、適切に管理されている。

表5-1 過去3年間の入試別募集定員および入学者数（看護学部）

入試の種類		2014 平成26年度	2015 平成27年度	2016 平成28年度	
看護学部	一般・センター利用型	入学者	78	79	82
		募集定員	65	65	65
	指定校推薦	入学者	19	19	20
		募集定員	－	－	－
	公募推薦	入学者	18	18	21
		募集定員	－	－	－
	支部長推薦	入学者	28	28	24
		募集定員	28	28	28
	合　計	入学者	143	144	147
		募集定員	130	130	130
入学者に対する比率		1.1	1.1	1.1	
3年次編入学	一般	入学者	11	12	12
		募集定員	10	10	10
	合　計	入学者	11	12	12
		募集定員	10	10	10
	入学者に対する比率		1.1	1.2	1.2

また、2016(平成28)年度における学生収容定員540人に対する在籍者数の比率は1.12であった。過去3年間の比率は表5-2の通りであり、適切に管理されている。

表5-2 過去3年間の在籍者数（看護学部）（各年度5月1日現在）

学 年		2014 平成26年度	2015 平成27年度	2016 平成28年度
学部	1年生	143	144	147
	2年生	141	143	144
	3年生	139	141	142
	4年生	144	142	149
編入	3年生	11	12	12
	4年生	10	11	12
合計		588	593	606
収容定員		540	540	540
(収容定員に対する割合)		1.09	1.10	1.12

〈看護学研究科〉

入学定員は、修士課程看護学専攻 30 名、修士課程国際保健助産学専攻 15 名、博士後期課程看護学専攻 5 名、博士課程共同災害看護学専攻 2 名である。

2014(平成 26)年度から 2016(平成 28)年度における募集定員・入学者数、および在籍者数・収容定員を表 5-3 に示した。

表 5-3 過去 3 年間の募集定員・入学者数、および在籍者数・収容定員（看護学研究科）

		2014 平成26年度	2015 平成27年度	2016 平成28年度	
修士課程	看護学専攻	入学者	26	31	30
		募集定員	30	30	30
		在学者数	58	57	62
		収容定員	60	60	60
	国際保健 助産学専攻	入学者	15	17	16
		募集定員	15	15	15
		在学者数	31	34	33
		収容定員	30	30	30
博士後期課程	看護学専攻	入学者	4	8	12
		募集定員	5	5	5
		在学者数	25	29	36
		収容定員	15	15	15
5年一貫制 博士課程	共同災害 看護学専攻	入学者	2	8	2
		募集定員	2	2	2
		在学者数	2	4	6
		収容定員	－	－	－

2016(平成 28)年度の在籍学生比率は、修士課程看護学専攻 103%、修士課程国際保健助産学専攻 110%、博士後期課程 240%である。

なお、博士課程共同災害看護学専攻は完成年次でないため、比率は算出していない。

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施され

ているかについて、定期的に検証を行っているか。

〈看護学部〉

入学者選抜試験委員会において、入学者選抜試験ごとに、出願者の出願状況（男女比、卒業年度、出身高等学校偏差値、出願者の高等学校の内申等）、選抜試験実施方法の適切性、インシデントの有無等について検証をしている。また、支部長推薦入学者選抜試験においては、各赤十字支部と毎年支部担当課長と協議会を設定し、学生募集の共通理解を図っている。2015(平成27)年度は特に以下の項目について取り組んだ。

a. 推薦・一般入試の面接評価方法の検証

文部科学省「高大接続改革実行プラン」で示されている大学入学者選抜改革の動向のひとつである面接の重視を鑑み、本学で現在行われている推薦入試および一般入試の面接評価方法の見直しを行った。その結果、面接を得点化し、学科試験の得点に加算する評価方法を新たに導入することになった。学科試験得点と面接得点の比率に関しては、過去の受験者データと入学後の追跡調査を分析した結果をもとに試算を重ね、面接の配点を高くすることによる学科得点との逆転現象、それに伴う偏差値の低下を来さないような得点比率を算出して決定した。また導入にあたり、教授会や入試実行部会などで事前周知を徹底したあと、今年度の推薦入試および一般入試から導入を行った。

b. 支部長推薦入学者選抜試験制度のあり方の検討

日本赤十字学園が設置した入試制度ワーキンググループにおいて、他大学との情報交換を行い、あり方についての検討を行っている。

c. 支部長推薦入学者試験の説明会の実施

支部長推薦入試の適正な実施を図ることを目的に、第2ブロック各支部担当課長を対象とした説明会を実施した。

d. 入学者選抜試験実施要領およびマニュアル集の作成

一般入学者選抜試験における実施要領およびマニュアル集を新たに作成し、入試前の実行部会にて入試業務に携わる教職員に配布して事前周知を図った。

e. 「災害時の不測の事態への対応」に関連した試験問題のストックについて

災害が発生した場合の入学者選抜試験の遂行方法について、入試種別に試験開始時間や試験科目を中心に委員会にて検討した。そして予備問題が必要な科目に関しては、予備問題をストックした。

〈看護学研究科〉

研究科入学者選抜試験委員会および看護教授連絡会議において、各入学者選抜試験の適切性に関する検証、出願者の動向（志望領域）等の検証を重点に行っている。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・加算による面接評価方法の導入は面接員の混乱もなく円滑に行われた。今後は、加算による面接評価方法の評価・検証、面接評価の客観性を担保するための面接員のトレーニングの計画・実施などを順次おこなっていく。また学科試験と面接試験の比率の評価・検証、面接評価におけるマークシートの導入も検討していく。

- ・支部長推薦入学者選抜試験に関しては、支部長への説明会を継続し、準指定高校の最新の偏差値データなどを提示して、受験生の基礎学力担保への意識づけを図ることができていると考えられる。
- ・入学者選抜試験実施要領およびマニュアル集の作成に関しては、担当者間での業務内容の事前確認が事前に行われ、入試当日の業務遂行の円滑な実施に繋がった。引き続き、内容の洗練、業務内容の事前周知、担当メンバー間での明確な業務分担や連携などを図ることで、当日の円滑な入試業務遂行が継続できるようにする。

〈看護学研究科〉

- ・修士課程個別入学資格審査の募集回数を2回から7回に変更し、出願者数が前年度の0名から7名に増加した。また、各入学者選抜試験前に個別入学資格審査の募集をすることにより、入学者選抜試験への出願機会拡大および受験者数確保につながった。
- ・学内選考入学者選抜試験の実施を、修士課程国際保健助産学専攻に加えて修士課程看護学専攻（出願5名）、博士後期課程（出願：2名）に拡大した。
- ・入試実施方法を組織化・マニュアル化する。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・文部科学省のガイドラインに基づいて現状のアドミッション・ポリシーを見直す（文部科学省から「3つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」が2015(平成27)年度中に公表される予定である。このガイドラインに基づき、本学における「学力の3要素」評価方法とアドミッション・ポリシーおよび入試方法について検討を行う必要がある。2018(平成30)年度入試に向けて、2016(平成28)年度の本委員会で積極的に検討する）。
- ・障がいのある受験生への個別対応方法の拡充および周知を行う（現在はHPの入試Q&Aに掲載しているが、2016(平成28)年度から障害者差別解消法が施行されることも考慮し、今後は募集要項への記載等の周知対応が必要になる）。

〈看護学研究科〉

- ・修士課程国際保健助産学専攻の学内選考入学者選抜試験入学予定者2名から辞退があったことから、出願資格に「合格をした場合、入学を確約できる者」を追記する。
- ・修士課程・博士後期課程における専攻単位でのアドミッション・ポリシーを策定する。

4. 2016(平成28)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・支部長推薦入試担当課長説明会の実施を継続する。
- ・アドミッション・ポリシーに基づいた入試方法の検討を行う。
- ・推薦入試における指定校、準指定校、支部長推薦を見直す。
- ・適正な面接試験を実施するための面接員トレーニングを導入する。

〈看護学研究科〉

- ・修士課程、博士後期課程、5年一貫制博士課程の出願者数増への取組および優秀な学生の確保に向けた入試方法の検証を継続する(例:第2希望の領域まで対応する方法の検討)。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・文部科学省のガイドラインに基づいて現状のアドミッション・ポリシーを見直す。
- ・障がいのある受験生への個別対応方法の拡充および周知を行う。

〈看護学研究科〉

- ・学内推薦・学内選考入学者選抜試験の出願資格を周知徹底し、説明方法を入試要項に追記する。
- ・修士課程、博士後期課程のアドミッション・ポリシーを公表する。
- ・外国人に対応できる入試問題作成および入試方法を検討する。

5. 根拠資料

- 5-1 情報公開資料：入学者に関する受入方針および入学者の数，収容定員および在学者数，卒業（修了）者数ならびに進学者数および就職者数，その他進学および就職等の状況に関すること

<https://www.redcross.ac.jp/about/disclosure/announcement>

第6章 学生支援

1. 2014(平成26)年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

- ・企画・準備に余裕ができるとともに1年生が参加しやすくなることを狙い、学祭時期を後期に移動したが、時期変更の初年度となるため、企画・準備から継続的に学生をサポートできるよう支援策を検討する。
- ・教員の学生指導のサポートのために学生相談室を活用できるように、教員を対象とした「カウンセラーとの懇談会」への参加を促し、内容の充実を図る。
- ・国家試験合格状況および学生アンケート結果を参考にして、より効果的な国家試験対策の内容を検討、実施する。

②改善すべき事項

- ・奨学金の受給および貸与を受けている学生のフォローアップを検討する。
- ・4年生に対する就職セミナーや相談会の企画を検討する。
- ・学生生活等に関する学生自治会と大学（学生生活・就職支援委員会、学生係）との意見交換の場を、学生自治会の総会時期や決算時期に合わせ、前期・後期各1回の開催とし、学生生活に反映できるよう検討する。
- ・学内および外部の学生相談が、大学のカリキュラムに合わせうまく活用されるよう、情報提供など周知方法を検討する。また、学内学生相談室は、実習のカリキュラムに合わせて開室するなど工夫する。

2. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるように学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学では、学生支援の基本方針として、「建学の精神である『人道』に基づき、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることで、一人ひとりが自己及び他者を大事にしながら人間的成長を達成できるよう、学生生活・就職支援委員会を中心として教職員全体が組織的にきめ細やかな学生支援を行う」と定め、修学支援、生活支援、進路支援の3つの観点で項目を挙げて示している。この方針は、本学HPで公開している（資料6-1）。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

a. クラス担当教員による学修支援

メンタルヘルス上の問題や対人関係上の問題を抱える相談援助ニーズの高い学生へのより適時適切な支援を充足させるために、学生クラス担当教員を8名とし、担当教員1教員あたり16名から18名とし、原則として4年次までの持ち上がり制としている。クラス担当教員は「クラス担当教員内規」（資料6-2）に基づき、年1回以上の面接を実施して、学生の修学・健康・生活・進路等に関する事項への助言と指導、奨学金・就職・進学等の推薦状の作成等を担当している。また、学期の初めには、ガイダンス期間を設け、その間に

クラス担当教員からのオリエンテーションや個別相談を行っている。クラス担当教員は、担当学生の履修状況や成績を把握し、修学支援を行っている。さらに、学年を総括する学年主任1名がクラス担当教員の相談、支援を行う体制になっている。

b. 経済的支援

本学では、経済的支援と学業奨励を効果的に行うために、奨学金制度と特待生制度（授業料免除）とを設け、意欲ある学生に学ぶ機会を提供している。

主な奨学金の受給状況は学部について表6-1、研究科について表6-2に示した。奨学金は日本学生支援機構関連奨学金、日本赤十字社関連奨学金の他、本学独自の奨学金を準備している。本学独自の伊藤・有馬記念基金の奨学金では、学生奨学金の他、外国留学奨励金としてスウェーデン赤十字大学交換学生2名の他、今年度からスイスのラ・ソース大学交換学生2名の渡航費を全面的に給付している。2015(平成27)年度の学部の奨学金受給者延べ数623名、学生総数に占める割合は105.1%（前年比8%減）と減少しているが、複数の奨学金を受給する学生が多い。そのため、特に給付タイプの奨学金の給付者選考においては選考基準を見直して、給付を決定した。種類別受給状況では、日本赤十字社関連奨学金が63.8%で最も割合が高く、次いで日本学生支援機構奨学金23.8%（第一種・第二種合計）であった。研究科の奨学金受給者延べ数は53名で、大学院生総数に占める割合は43.4%（前年比22.7%減）であった。種類別受給状況では、日本学生支援機構奨学金24.5%（第一種・第二種合計）の割合が最も高かった。

そのほか、東日本大震災の被災によって生じた経済的理由により修学困難な学生への支援として「日本赤十字学園大規模災害被災学生奨学金」（2012(平成24)年度施行）の給付対象者の範囲を拡大し、2015(平成27)年度は2名の学生に給付を決定した。また、保護者会による学生支援としては、奨学金の給付や国家試験対策の模擬試験受験料や対策講座受講料の助成、感染症ワクチン接種の助成を行っている。

表6-1 2015(平成27)年度看護学部生の奨学金の種類と受給状況

種類	日本学生支援機構		日本赤十字社 関連奨学金		日本赤十字看護大学奨学金			その他	計
	(第一種)	(第二種)	日本赤十字社奨学生	日本赤十字社医療センター	伊藤・有馬記念基金	保護者会奨学金	大嶽康子記念奨学金		
受給者数	67	81	287	110	19	18	5	36	623
割合* ¹	10.8%	13.0%	46.1%	17.7%	3.0%	2.9%	0.8%	5.8%	105.1% ^{*2}
*1=受給者延総数に対する割合			*2=在籍学生総数 623名に対する割合						

表6-2 2015(平成27)年度研究科大学院生の奨学金の種類と受給状況

種類	日本学生支援機構		日本赤十字社 関連奨学金		日本赤十字看護大学奨学金			その他	計
	(第一種)	(第二種)	日本赤十字社奨学生	日本赤十字社医療センター	伊藤・有馬記念基金	保護者会奨学金	大嶽康子記念奨学金		
受給者数	5	8	2	0	11	対象外	0	27	53
割合* ¹	9.4%	15.1%	3.8%	0.0%	20.8%	対象外	0.0%	50.9%	43.4% ^{*2}
*1=受給者延総数に対する割合			*2=在籍学生総数 115名に対する割合						

奨学金に関する学生への情報提供は、「奨学金案内」（資料6-3）を作成して、広く学生に

周知しているほか、学生便覧、HP、奨学金説明会、学内掲示を行っている。このほかに、随時、学務課学生係とクラス担当教員が個別相談に応じている。2014(平成 26)年度および2015(平成 27)年度に実施したアンケート調査の結果から、1年次という早い段階での奨学金の受給を決定した奨学生は、就職先となる病院の判断基準が不明確なまま決定したことへの迷いを抱える奨学生もいることが明らかとなった。

特待生制度は2009(平成 21)年度に発足し、経済的支援と学業奨励をより効果的に行うために見直しを行い、現在は特待生 A については一般入試の成績優秀者 2 名に対し 1 年間の授業料免除を行い、特待生 B については各年度の成績優秀者 5 名に対し 1 年間の授業料半額免除を行っている(資料 6-4)。

c. 卒業延期者および休・退学者に対する支援

2015(平成 27)年度は卒業延期者 11 名、休学者は前期 6 名、後期 8 名、退学者 2 名であった。また、復学者は前期 2 名、後期 1 名であった。休学の主な理由は体調不良であり、退学の主な理由は進路変更や体調不良であった。いずれも早期にクラス担当教員が相談に応じ、学年主任や学務部長、学部長、カウンセラー、学務課と連携を取り、学生本人と家族を含めての修学に関する個別対応を行っている。

授業の欠席が多い学生に対しては、授業欠席に対する学生支援体制として定期試験の受験資格を失う前に各授業担当教員がクラス担当教員と連携を取り、学生への対応を進めている。具体的には、授業で欠席が続く等の問題状況が発生した場合には、授業担当教員が本人を呼び出すと同時に、すみやかにクラス担当教員に連絡し、学生への指導・支援を依頼する。また、実習の履修要件になっている授業科目の単位認定試験に対する受験資格を喪失した場合には、実習担当教員との連携のもと、その後の対応について話し合い、学生への指導・支援を行うことにしている。

また、単位取得が滞っている学生に対しては、教務委員会による履修計画に基づき、クラス担当教員と授業担当教員によるサポート体制をとっている。

d. 障がいのある学生に対する修学支援

現在、修学に支障をきたす身体的障がいのある学生は在籍していないが、軽度の聴覚障害がある学生に対して、聴診器等の選択について授業担当教員が助言をするなどし、対応している。また、学習障がいや発達障がいと診断された学生は在籍していないが、実習において、対人関係上の困難を理由に個別に対応しなければならない学生に対しては、実習担当教員とクラス担当教員が学生相談室と連携をとって個別対応することになっている。学生相談室では、「学生相談室ガイドブック―教職員のみなさまへ―Ver. 7」(資料 6-5)を作成し、その中でモデルケースとして対応の方法について、提示をしている。3 月に実施した教員とカウンセラーとの懇談会では、発達障害をもつ学生への対応についてカウンセラーから情報提供を受け、相互に話し合いを持っている。

また、障害者差別解消法の施行が2016(平成 28)年4月1日であることから、学内でそれに関する情報提供を行い、学生生活・就職支援委員 3 名が説明会に参加している。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

a. 健康管理

保健センターに保健室を設置し、保健師が定期健康診断と事後指導、予防接種の実施、

健康相談等を行っている。保健室の人員配置は、専任保健師 1 名で、保健室は長期休暇中を除き、週 5 日 9 時から 17 時 30 分まで開室している。

定期健康診断は、外部委託して例年 4 月に実施している。健康診断の事後指導に関しては、校医が結果を確認した上で、再検査や保健指導が必要な学生に対して保健師が個別指導を行う。2015(平成 27)年度の保健室利用延件数は 1718 件(学部 1375 件、大学院 343 件)で、その主な対応は「相談」「生活・保健指導」「休養」「処置」等であった。

感染予防対策については、看護学実習オリエンテーション時に『看護学実習における感染予防対策』(資料 6-6)を用いて実習担当教員が感染予防ガイダンスを行っている。さらに保健師が中心となって結核・肝炎ウイルス・インフルエンザ・麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎に関する情報提供に加え、感染予防の保健指導の実施、ワクチン接種の推奨等の感染予防対策を講じている。さらに、ノロウイルス等他の感染症に対しては、流行状況を把握して適宜指導している。予防接種や健康診断結果は「健康の記録」(資料 6-7)に綴じ、自己管理するよう指導している。その他、授業や課外活動での海外渡航時には、授業担当教員・サークル顧問・保健師による指導を行い感染症予防に努めている。

b. 学生相談

保健センターに学生相談室を設置し、非常勤カウンセラー 2 名によって週 2~4 日 9 時から 16 時(週 1 日 19 時)まで開室されている。2015(平成 27)年度の開室日は 102 日であった。入学時に「学生相談室利用案内」(資料 6-8)を用いたガイダンスの実施や、先輩から新入生へのメッセージ掲示、年 4 回「相談室だより」(資料 6-9)を学部生全員に配付する等、学生相談室を利用しやすいような働きかけを継続して行った。また、大学院生を対象として、学生相談室でのランチ持ち寄り会を 6 回開催し、周知に努めた。その結果、学生相談室利用延件数は 589 件(面接数 191 件)で、利用件数は前年に比べて増加傾向にあった。その主な相談内容は「学生生活」「対人関係」「学業」等であった。

学生相談室の全来談者数の約 20%を教職員が占め、その主な理由は「学生対応」であった。2015(平成 27)年度も継続して教職員が学生対応に関する情報を得られ、話し合える場として「教職員とカウンセラーとの懇談会」を年 2 回開催した。実習状況をとりあげ、学生の抱える問題・課題を話し合う機会とした。また、年度ごとに学生相談室の活動については「学生相談室活動報告」(資料 6-10)としてまとめている。

2014(平成 26)年度から保健室と学生相談室に加えて、その機能を補完するために、年中無休で 24 時間対応できる外部委託の学生相談を導入した。これは学生だけでなく、その家族や保護者も利用できるものであるが、2015(平成 27)年度の利用者数(延数)は 33 名であり、その内訳は電話相談 23 件、メンタル電話カウンセリング 6 件、メンタル面談カウンセリング 4 件であった。昨年度の利用件数は 11 件であり、周知が進んでいると考えられる。

c. ハラスメント対策

「日本赤十字看護大学人権・倫理委員会規程」(資料 6-11)に基づく、人権・倫理委員会を設置している。学生には『ハラスメント防止・相談の手引き』(資料 6-9)を用いてハラスメントについて新学期のガイダンス期間中に説明している。個々に対応した教職員が適正に相談に応じられるように、『本学教員、職員が人権・倫理問題について相談を受けた際の対応マニュアル』(資料 6-12)と「人権・倫理問題相談記録」を作成し、活用している。

d. 課外活動

課外活動は、学生の主体的な活動のもとに、団体構成員相互の責任と人間関係を円滑に保持し、リーダーシップやメンバーシップ等を学びながら人間的に成長を期待する集団活動であり、大学の重要な教育活動の一環として位置づけられている。クラブの顧問である教員と学生生活・就職支援委員会が主に、その活動を支援している。

2015(平成 27)年度現在、クラブ等の団体は総合運動サークル、テニス部などの体育系クラブ団体の他、海外ボランティアや地域災害ボランティアなどの団体、日本赤十字六看護大学学生交流会など 11 団体あり、延 362 名の学生が所属している。ボランティア活動については、年に 1～2 回学内で報告会を開催している。

大学祭については、毎年、学生が主体となって企画運営し、1 日間の開催としている。2015(平成 27)年度の参加者は 556 名であった。2 年生が大学祭の企画運営の中心であるため、引継ぎや事務手続き、大学祭の企画・運営、外部との交渉などが遅れがちとなり、大学祭の企画・運営そのものに課題があったことから、2015(平成 27)年度は開催時期を 11 月に変更した。また、教職員のサポート体制を見直し、学生運営委員の週 1 回の打ち合わせにも参加し、意見交換を行った。開催時期を変更したことで、地域関連施設からの出店や参加の受け入れが可能になり、他大学の大学祭と開催時期が異なったことやオープンキャンパスと同日開催としたことなどから、前年度に比べて参加者数も増加した。

学生自治会の活動をサポートし、学生の意見を学生生活に反映するために、学生自治会と大学（学生生活・就職支援委員会、学生係）との意見交換会を前期・後期に各 1 回開催している。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

a. キャリア支援に関する組織体制

学生生活・就職支援委員会内に国家試験対策部会を独立して設けたほか、病院説明会、進路ガイダンス等は就職・進路支援担当が行っている。また、学生係が就職情報室の管理・運営、関連情報の提供の実務を担当している。

b. 就職・進路選択に関する支援

1 年生に対しては、4 月のガイダンス時、キャリアプランのイメージが持てるように『キャリア支援ハンドブック』（資料 6-13）を作成して配付した。4 月 16 日には、全学生を対象とした赤十字関連病院と実習病院を含む合同病院説明会（資料 6-14）を開催した。3 年生に対しては、1 月に実施したクラス懇談会の中で、赤十字以外の病院に就職予定の 4 年生から就職活動の体験談を聞く機会を設けた。また、すべての学年で、年間を通してクラス担当教員との個別面談時や学生の希望時に、就職・進路選択に関する相談にのった。本学では、「保健師をめざす」、「あわせて養護教諭の免許取得をめざす」といったコースの他、「看護学をさらに探求したい」、「研究能力を高めたい」、「国際的に活躍できる力を高めたい」、「災害時に活躍できる力を高めたい」といった学習者の志向を考慮して履修科目が選択できるように「履修モデル」を作成しおり、それらをガイダンスやクラス担当教員との面接時に活用した。

2015(平成 27)年度卒業生は、就職率 92.2%（赤十字関連施設 71.1%、赤十字以外の病院 19.7%、行政機関 1.4%）、進学率 6.3%、その他 1.4%であった。2015(平成 27)年度修士課程のうち、看護学専攻修了生は、就職率 92.0%（赤十字関連施設 48.0%、赤十字以外の

施設 44.0%)、進学率 8.0%であった。また、国際保健助産学専攻修了生は、就職率 100.0% (赤十字関連施設 81.2%、赤十字以外の施設 18.8%) であった。2015(平成 27)年度博士後期課程修了生は、就職率 100.0% (赤十字関連施設 60.0%、赤十字以外の施設 40.0%) であった。

c. 国家試験対策

学部对学生に対しては看護師・保健師の資格取得のために、国家試験対策部会を設置し支援を行っている。既卒者に対しても国家試験対策部会の教員が個別に連絡を取り、模擬試験等を受験できるように対応している。2015(平成 27)年度の看護師・保健師国家試験対策として、以下の活動を行った。

模擬試験：保護者会助成により看護師国家試験模試を5回実施した。今年度は必修対策模試を追加した。またその他に希望者のみを対象とした模試を2回実施した。保健師国家試験模試は3回実施した。模擬試験全員受験の勧奨の結果、5回の模試への参加率の平均は98.2%(幅96.5%~99.3%)であり、ほとんどの学生が受験した。学生主催(教員支援)による1月の有志模試(有料)への参加率も93%であった。

予備校講師による受験ガイダンスと対策講座：5月に1回、11月に1回、12月に1回、1月に5回実施した。また卒業生による対策講座を1回開催した。参加率は平均79.8%(幅65%~100%)であった。予備校講師による講義への評価は高く、1つの問題に対して、解剖生理や病態、ケアなど幅広く関連づけて、板書で図示しながら丁寧に説明する教授方法にて学生の理解が促進されていた。

成績下位者を対象とした強化クラスの開催：夏から定期的に強化クラスを開催し、秋からは学内教員による特別対策講座を各領域の協力を得て実施した。

個別学習支援：成績下位者且つ個別学習支援を要する学生、緊張や不安の強い学生等には、個別支援や面談を定期的に行った。クラス担任、実習等で学生と関係のある看護系教員、部会教員による面談により、学習支援が必要な学生、情緒的支援が必要な学生、生活調整が必要な学生と支援ニーズが多様であることがわかり、継続的に学生のニーズに応じた支援を行った。

学習環境の整備：自習室を設置するとともに、個別に疑問や不安に応えられるよう、各領域の教員の協力を得て、オフィスアワーを設定して自習支援をした。

既卒生に対する支援：最終学年でのクラス担任が継続して受け持ち、定期的に面談を通して、学習進捗の確認、心理的サポート、模試や対策講座の情報提供などを行った。

3年生に対する学習支援：クラス担任と連携し、成績下位者対象の学習会を開催した。また保護者会助成による専門基礎模試を実施し、模試の振り返りセミナーを実施した。

国家試験対策に対するアンケート結果：受験票配布時に学生へWebアンケートを実施した。アンケート入力時に在室していた学生は141名、返答のあった学生は110名(回答率77.5%)であった。国家試験の学習へ取り組んだ時期は、昨年度はほとんどの学生が総合実習後であったが、今年は多くの学生が4年生の夏休み以降の時期を選んでおり、早目に自習を始めた学生が増えていた。また、学内施設や自習室の利用促進の効果もあり、学内で学習する学生が増え、ゼミ室等を使ったグループ学習を好んでいた学生らがいることがわかった。対策講座や模擬試験のために予備校を利用した学生は、去年は一桁台であったが、今年は27名と増えていた。保護者会助成、有志模試

を含めて模擬試験には殆どの学生が参加しており、サークル活動やアルバイトを理由に欠席をしたと答えた学生はなかった。保護者会助成による外部講師による対策講座、学内講師による対策講座は概ね好評で、試験後にも多くの学生から好評価が寄せられた。学内や模試の成績が芳しくない学生を対象とした強化クラスに関しては、対象者・対象外の学生から必要性への認知は高く、時期に即したプログラム内容は有効であったと評価された。自習室利用者は、教員からの学習支援は積極的に望んでいなかったため、参加した教員からの意見も聴取して、今後、再検討を要する課題であった。以上のアンケート結果より、今年度の国家試験対策プログラムは、学生にとって国家試験に向けた学習を行うために有効な支援となっていたと考える。これまでの国家試験合格率について、表6-3に示す。2015(平成27)年度新卒者の国家試験合格率は、看護師100%(全国平均89.4%)、保健師100%(全国平均89.8%)、助産師100%(全国平均99.8%)であった。

表 6-3 国家試験合格率(新卒者のみ)

年度	本学看護師	全国看護師	本学保健師	全国保健師	本学助産師	全国助産師
2015(平成 27)	100.0%	89.4%	100.0%	89.8%	100.0%	99.8%
2014(平成 26)	97.9%	90.0%	100.0%	99.4%	100.0%	99.9%
2013(平成 25)	95.7%	89.6%	90.1%	86.5%	100.0%	96.9%
2012(平成 24)	97.9%	88.8%	100.0%	96.0%	93.3%	98.1%

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

- ・学園祭を11月にし、オープンキャンパスも併催したこともあり、参加者は556名であり昨年度より激増し盛況であった。また、学生の運営委員会に教員も参加し情報交換したことにより、医療センター等周辺施設との連絡・連携も比較的円滑に行うことができた。
- ・国家試験対策においては、保護者会の支援を得て3年生から全学をあげて早期支援を行っている。今年度は、各期の模試の成績において効果が認められている。特に、前期から必修対策講座や必修対策模試を強化したことにより全体的に必修問題の得点率の上昇が認められた。結果、今年の合格率は、看護師、保健師、助産師ともに100%であった。
- ・国家試験の準備として学習環境の整備を行ったことにより、学内での自習者が増加したこと、またそのことによって学習面および心理面のサポートが図られた。

②改善すべき事項

- ・学園祭運営委員間での引き継ぎが不十分で、前年度の問題点や発展方策等を議論する時期が遅くなってしまったため、十分に議論の時間がとれなかった。
- ・昨年度末、2015(平成 27)年度の発展方策として「4年生に対する就職セミナーや相談会の企画を検討する」ことをあげた。就職・進学支援部会で検討した結果、4年生だけに限定せず、4月のガイダンス期間に、1・2年生には「病院を選ぶ」ことに重点を置いたセミナー、3・4年生には「病院に応募する」ことに重点を置いたセミナーを行ってはどうかという結論になった。セミナーでは、奨学金の受給および貸与先を判断するための補足材料の追加を検討する。この方針に基づいて2016(平成 28)年度の企画を立案し実施に

向けて準備を行う。

- ・国家試験対策について学内で開催される模試および対策講座について、十分活用できていない学生が少数いた。
- ・4年生の国家試験対策講座の開催時期について、例年は1月に集中して組んでいるが、学生から開催時期を早めてほしいという要望があがった。
- ・新入生オリエンテーション期間中に健康診断を導入し、全体として短期間で実施できるように準備を行う。
- ・障害者差別解消法に伴う合理的配慮の内容を検討し、実施を目指す。

4. 2016(平成28)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- ・学生の課題および学習ニーズを把握して、対策講座の開催時期・内容を検討する。
- ・学習環境については、教員のサポート体制のあり方を検討し、自己学習の促進を図る。
- ・HP や SNS を活用し、学園祭に関する情報発信の時期を早めるだけでなく、告知内容の充実を図ることによってさらなる集客を目指す。

②改善すべき事項

- ・学園祭運営委員の引継ぎを年内に行い、後期試験期間前に第1回の会合を開催して、今後の運営方針や引継ぎ内容の確認を行う。
- ・4月のガイダンス期間に、1・2年生対象と3・4年生対象に内容を分けた就職支援セミナーを開催する。開催時に奨学金の受給および貸与先を判断するための補足材料として奨学金を受給あるいは貸与を受けている上級学年の声を伝える。また、年度末にアンケート調査を実施して、奨学金および貸与を受けていることが学修におよぼす効果を明確にする。
- ・学内で開催される模試および対策講座を、さらに多くの学生が活用できるよう周知徹底する。また開催時期は、夏季休暇も含めて再検討する。
- ・新入生オリエンテーション期間中に健康診断を導入し、全体として短期間で実施できるように準備を行う。
- ・障害者差別解消法に伴う合理的配慮の内容を検討し、実施を目指す。

5. 根拠資料

6-1 本学 HP

<http://www.redcross.ac.jp/>

6-2 クラス担当教員内規

6-3 2015(平成27)年度 奨学金案内(看護学部生、大学院生)

6-4 日本赤十字看護大学特待生(授業料免除)規定

6-5 学生相談室ガイドブックー教職員のみなさまへーVer.7

6-6 看護学実習における感染予防対策

6-7 健康の記録

6-8 学生相談室利用案内

6-9 相談室だより

- 6-10 学生相談室活動報告
- 6-11 日本赤十字看護大学人権・倫理審査委員会規定
- 6-12 本学教員、職員が人権・倫理問題について相談を受けた際の対応マニュアル
- 6-13 キャリア支援ハンドブック
- 6-14 合同病院説明会資料

第7章 教育研究等環境

1. 2014(平成26)年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

【施設・設備】

- ・今後も学生や教職員の意見を反映させた施設・設備の改善に関する中長期計画を立て、整備を行っていく。

【図書館】

- ・大学院生室の図書スペースの充実化を図る。

【教育研究等支援環境】

- ・HPを刷新し、トップページのユニバーサル・カテゴリに「研究」を設けるなど、研究助成に関する情報提供ポータルを拡充する。
- ・ケアリング・フロンティア広尾のリサーチ・フェスタとの共催による研究発表の数を増やすべく、奨励研究だけでなく、学内の他の研究の発表や大学院生等にも発表の門戸を開放することなども検討する。

【研究倫理】

- ・今後も、公正厳格で迅速な審査を行う。研究不正防止および利益相反マネジメントを含む研究倫理講習会の受講義務化を継続する。

②改善すべき事項

【施設・設備】

- ・改装した実習室のマニュアル整備を行い、適切な機材管理を進める。
- ・経年劣化した実習室備品や機材については、交換・更新・購入計画を立てて整備する。実習室収納スペースの有効活用のため、消耗品の計画的購入と在庫管理を徹底する。
- ・ファイルサーバの容量不足やWEBメールの不具合、無線電波の受信不良箇所等、情報システム上の問題を解決するため、校舎全体の無線LAN、メールシステムの更新を行う。
- ・リポジトリ等、HPのコンテンツの整理・検討を行い、リニューアルを図る。

【図書館】

- ・図書館運営委員会と情報システム委員会の連携を強化し、史料室と図書館双方の所蔵史料を整備し、アーカイブズ化を図る。

【教育研究等支援環境】

- ・科研費の「若手研究」の応募件数が0件であった。来年度は、教授・准教授が積極的に助教・助手の指導を行い、各領域1件の応募等の具体的目標を検討し応募につなげる。
- ・科研の助成を受けられなかった場合には、奨励研究助成に応募させる等、代替案を提供し研究の促進を図る。

【研究倫理】

- ・研究倫理審査委員会の委員に学外有識者(外部委員)を委任するための予算措置を講じる。
- ・2015(平成27)年度から研究活動上の不正行為防止等に関する研修が義務付けられるため、研修企画を進める。

- ・迅速審査の枠組みをつくり、運用する。

2. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

本学では、教育研究等環境の整備に関する方針を以下の通り定め、研究支援委員会が日本赤十字看護大学研究支援委員会規程に則り、検証を行っている（資料 7-1）。なお、整備のための具体的な計画立案・執行については、情報システム委員会や図書館運営委員会等と協力しながら行っている。

- ①教員の教育研究活動を支援・保障するため、大学は毎年、個人研究費および院生指導費、図書費等の配分計画を立てるとともに、その適正な執行を促す。
- ②教員の研究活動を推進するために、大学は学外の競争的研究資金に関する情報を収集・提供し、その獲得に向けての支援を行うとともに、学内においても複数の研究助成制度を設ける。
- ③個々の教員に独立した研究環境を保障するため、大学は研究室のスペース、備品、情報通信システム等を整備する。
- ④教員の研究活動に学生が参加することで、研究と教育の双方において最大限の成果を得ることができるようなシステムを整備する。
- ⑤大学の教育・研究の成果を、できるかぎり迅速に電子情報として広く社会に公開するためのシステムを整備する。
- ⑥校舎に関しては、快適で良好な教育研究環境を整え、施設・設備の拡充や管理を適切に行う。

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

a. 校地

広尾キャンパスの校地面積は 15,864.15 m²、武蔵野キャンパスの校地面積は 13,828.91 m²である。大学設置基準（5,400 m²）に比べて十分な面積を有している。

b. 校舎

学部・研究科が置かれた広尾キャンパスの校舎面積は 14,962.45 m²、認定看護師教育課程（休止中）のある武蔵野キャンパスの校舎面積は 5,277.18 m²である。大学設置基準（5,652 m²）に比べて十分な面積を有している。

c. 講義室・演習室・実習室・学生自習室

広尾キャンパスの室総数は 27、総面積は 3,133.3 m²、武蔵野キャンパスの室総数は 8、総面積は 793.0 m²である。広尾キャンパスには 4 つの実習室とそれぞれに共通機材室、多目的演習室、多目的実験室、すべての階に学生ラウンジが設けられている。武蔵野キャンパスにも実習室と機材庫が備えられている。

2014(平成 26)年度からの博士課程共同災害看護学専攻の開設に伴い、実習室の一部を改装し、シミュレーションラボセンターを設置した。

d. 主要施設の概況

広尾キャンパス 1 号棟（2007(平成 19)年竣工）には、講義室、研究室、実習室、演習室、多目的実験室、情報処理室、LL 教室、図書館等があり、延床面積 5,185.0 m²である。同 2

号棟（2005(平成 17)年竣工）には、講義室、研究室、演習室、学生ラウンジ、食堂、生協売店等があり、延床面積 9,777.5 m²である。武蔵野キャンパス A 館（1976 年竣工）には、講義室、研究室、演習室、図書館等があり、延床面積 2,921.6 m²である。B 館は 1994(平成 6)年竣工、講義室、研究室、演習室等があり、延床面積 1,622.7 m²、体育館は 2001(平成 13)年竣工、732.9 m²である。

学部・研究科ごとの講義室、演習室等の面積・規模は表 7-1 の通りである。学部の学生用実験・実習室の面積・規模は表 7-2 の通りである。

表 7-1 学部・研究科ごとの講義室、演習室等の面積・規模

学部・研究科等	種別	室数	総面積 (m ²)A	収容人員 (総数)	学生総数 B	A/B
看護学部 広尾キャンパス	講義室	17	2,305.8	1,630	572	4.03
	演習室	7	274.5	120	572	0.48
看護学部 武蔵野キャンパス	講義室	5	710.8	520	—	—
	演習室	3	82.2	28	—	—
看護学研究科	学生自習室 院生室	3	553.0	85	95	5.82
共用	体育館	1	732.9	—	—	—
	講堂	2	1,203.2	900	—	—

表 7-2 学部の学生用実験・実習室の面積・規模

用途別室名	室数	総面積 (m ²)	収容人員 (総数)	収容人員 1 人当たり面積 (m ²)
看護実習室	6	1,145.9	500	2.3
多目的実験室	2	253.6	116	2.2
語学学習室	2	267.9	90	3.0
情報処理室	3	402.8	180	2.2
計	13	2,070.1	886	2.3

e. 特記事項

武蔵野キャンパスは本学の実習病院の 1 つである武蔵野赤十字病院と隣接しており、同病院病棟改築のため、2016(平成 28)年度に A 館・B 館の建物（図書館武蔵野館を含む）と土地を譲渡する予定である。その代替措置として、学生や教員のための教室や機材、控え室等を他の建物に用意することになっており、武蔵野キャンパスでこれまで開講されてきた認定看護師教育課程も 2014(平成 26)年度で閉講となることから、このことによる学生の学修、教員の研究上の支障は生じない。また、大学設置基準上の校地・校舎面積についても、広尾キャンパスの持つ面積で同基準を満たしていることから問題は生じない。

(3)図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

サービス向上のために以下の方策を実施した。なお、2015(平成 27)年度の資料統計と利用統計は、資料 7-2 と資料 7-3 の通りである。

- ・学生部会 TBC の活動：企画展示、選書ツアー、ビブリオバトル、ガイドマップの作成、

相互協力大学・短期大学図書館への訪問等が行われた。

- ・史料室：戦後70年にあたり多くの研究者、報道関係者の閲覧対応を行った。大学創立125周年および戦後70年に関する2回の企画展示を実施。史料室保管の物品等の撮影、電子化、カタログ作成を行った。
- ・図書館だより：年2回発行、教職員による推薦図書への紹介
- ・図書館課から資料紹介、クリスマス展示企画等を行った。また、OPACに教員からの推薦コメントを掲載し、利用者の貸出促進を図った。
- ・相互協力大学・短期大学図書館を新たに帝京短期大学図書館、千葉県立保健医療大学図書館との協定を検討し、帝京短期大学図書館とは2016(平成28)年4月以降に提携することとなった。
- ・武蔵野館から移管した資料を広尾館の書架に配置
- ・保護者会寄付からSurface1台、iPad2台、内1台にはデジタル教科書アプリ搭載し、図書館内と学内で貸出を実施し、さらに、無線LANスポットを強化した。
- ・開館時間の拡大：土曜日の閉館時刻を30分延長し17時30分に変更した。また、2016(平成28)年4月より平日の開館時刻を40分早め、1限の授業開始前である8時50分に変更することにした。
- ・アクティブ・ラーニングや学生が自習等を行える場所として、後期から図書館ロビーに机・椅子、視聴覚機材を設置し、ディスカッション等をしながら使用できるように配慮した。
- ・あらゆる種類の学術情報を発信できるように学術情報リポジトリのカテゴリを4から12項目に拡充し、利用促進と登録促進を図った。

2015(平成27)年度武蔵野館閉館のための移管作業に関しては、武蔵野赤十字病院改築事業に伴い、9月に実習施設使用図書の選書、1月に教職員と大学院生を対象とした教育・研究目的での図書利用選書を行った。

橋本文庫等の資料に関しては、German National Library of Medicineから文書にて寄贈の礼状が届き、ドイツ国内図書館に所蔵していない資料もあったと記されていた。

(4)教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

【施設・設備】

2015(平成27)年度は2016(平成28)年度からの武蔵野キャンパス一時施設閉鎖に伴い、A館・B館の使用を武蔵野赤十字病院実習に伴う使用用途を中心とし、武蔵野キャンパスから広尾キャンパスへ備品・資料等の引越を行った。

また、1月初旬には武蔵野赤十字病院等に備品の移管確認を行い、3月中旬には学生寮2階へ実習関係の備品・図書及び武蔵野赤十字短期大学関連の史料等を移管した。

広尾キャンパスでは、施設・設備等の点検を継続し、夏季には省エネ対策を実施、冬季には夜間暖房の停止、多目的グラウンド等の夜間貸出停止等を2014(平成26)年度に引き続き実施した。

さらに学生のニーズを反映したキャンパス・アメニティの整備として、武蔵野キャンパスから移管した備品等を活用し、学生アメニティの充実化を図った。また博士後期課程の学生数増加に伴い、博士院生室を一部改編し、研究施設として武蔵野キャンパス備品等も活用し対応した。

さらに2014(平成26)年度同様に、警備、清掃等の業者予算について合見積をとり、業務内容、価格等を考慮した業者を選定した。

【教育研究等支援環境】

2015(平成27)年度に行った教育研究環境の改善に関する取り組みは、以下の通りである。

- ・教育研究環境のソフト面を担当する研究推進センターと、ハード面を担当する図書館・情報センターを設置し、これらの組織が責任主体として教育研究環境の適切性を検証する体制を整備した。
- ・研究推進センターを設立し、その下で研究推進委員会、研究倫理審査委員会、利益相反マネジメント委員会、不正防止委員会、公的資金不正防止委員会が、活発かつ適正な研究活動を推進する体制を整備した。
- ・HP刷新に伴い、トップページに「研究」のカテゴリを設け、研究活動に関わる研究者倫理、研究助成に関する情報提供ポータルを拡充した(資料7-4)。
- ・研究助成については、HPでの情報提供と共に、全教員に随時メール配信して、引き続き即時性を担保した。
- ・昨年度に引き続き、ケアリング・フロンティア広尾のリサーチ・フェスタと共催し、研究発表の場を設けた。今年度は、奨励研究費助成を受けた研究だけでなく、学内の他の研究についてもポスター発表を行い、また、海外研究活動助成を受けた活動報告もポスターで実施した(資料7-5)。
- ・昨年度に引き続き、「2016(平成28)年度の科学研究費説明会(研究計画調書の書き方について)」を行い、応募書類の書き方についての具体的な指導が3人の教員によって行われた。2016(平成28)年度科研費応募申請件数は、17件、「若手研究」の応募件数は1件であった(資料7-6)。
- ・今年度より、教員向け、院生向けの学長裁量経費での研究助成「日本赤十字学園教育・研究及び奨学金基金」が運用された。教員向けの研究助成ではほぼ予算額が執行できたが、院生向けの研究助成は1件のみに留まった(資料7-7)。
- ・2016(平成28)年度から新たに設立される「日本赤十字看護大学松下清子記念教育・研究及び奨学金基金」の運用開始に伴い、院生を対象とする研究助成に関わる規定を作成した。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

本学では、2013(平成25)年に「日本赤十字看護大学における研究者等の行動規範」(資料7-8)と「日本赤十字看護大学における科学研究費補助金等の不正防止計画」(資料7-9)を策定した。また、教職員や学生が研究倫理を遵守して研究活動を行うため、研究倫理審査委員会規程(資料7-10)、研究倫理審査委員会運営要領(資料7-11)、研究・調査依頼内規(資料7-12)を整備し、本学のコンプライアンス向上に向けての活動や検証を行っている。

研究倫理審査委員会は、教授会から選出された教職員のほか、2015(平成27)年度から新たに学外有識者(外部委員)2名をメンバーに加え、毎月1回開催されている。

審査委員3名で1グループを編成し、申請された研究計画書等に基づいて倫理的問題がないか厳正に審査を行い、必要に応じて修正を求めると同時に、教育的観点からの助言を行う。

審査結果は、「承認」「条件付承認」「変更の勧告」「不承認」「非該当」のいずれかで、そ

の結果は本学のHPで公開している。過去5年間の申請件数は、表7-3の通りで、年々増加している。そのため、審査の迅速化が図れるように、申請者が提出書類に不備がないように確認してもらうためのチェックリストを作成している。

また、2015(平成27)年度から迅速審査を導入し、①研究計画変更の場合で、その変更内容が軽微なもの、②既に他研究機関の研究倫理審査委員会において研究計画の承認を受けている研究計画、③侵襲を伴わない研究計画、介入を行わない研究計画、脆弱な者を対象としない研究計画、その他、倫理的に十分に配慮した研究計画、のいずれかに該当するものは審査委員グループで予備審査案を作成した後に委員長・副委員長が最終判定を行い、定例委員会では審査結果のみを報告することで、より審査の迅速化を実現し、審査委員の負担軽減を図った。

なお、通常審査は、従来通り、グループで予備審査案を作成した後、定例委員会で本審査を行っている。

その他、2015(平成27)年度に行った研究倫理審査に関する改善としては、申請用紙のフォーマットと項目を整理し書きやすくしたこと、承認後の変更届提出に関するルールの周知を図るために「変更届あるあるQ&A」を作成しHPで公開したことがあげられる。

表 7-3 研究倫理審査件数（過去5年間）

年度	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)
申請件数	98	109	114	130	全体 134 (うち通常審査 46、 迅速審査 88)

研究倫理の遵守および研究不正防止のための講習会開催に関して、2012(平成24)年度に外部講師を招いて研修会「公正な科学研究へむけて：ミスコンダクトを考える」を開催した。2013(平成25)年度からは、全教員と全大学院生を対象に研究倫理講習会を開催するとともに、受講者には受講証明書(3年間有効)を発行することになった。研究倫理審査を申請する際には、申請用紙に受講証明書の受講番号を明記することが求められている。この講習会は2015(平成27)年度も開催されている(表7-4)。

2014(平成26)年度には、利益相反マネジメント・ポリシー(資料7-13)、利益相反マネジメント委員会規程(資料7-14)を整備した。また、2014(平成26)年8月文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、「研究活動上の不正行為防止等に関する規程」を整備した(資料7-15)。さらに、日本赤十字学園の主催で遠隔システムによる「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに伴うコンプライアンス研修会」を開催した。2015(平成27)年度は、この年度から研究活動上の不正行為防止等に関する研修が義務付けられることに対応して、「公正な研究活動に向けて」というテーマで研修会を実施した(表7-4)。文部科学省が実施する「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(2007(平成19)年2月15日文部科学大臣決定)」(以下「ガイドライン」という。)に基づく、機関におけるガイドラインに基づく体制整備等の状況のモニタリングとして履行状況調査(書面調査)を受け、規程等の内容の一部改定した。

表 7-4 2015(平成 27)年度に開催した研究倫理などに関する講習会

月日	テーマ	講師
5月28日	看護の臨床研究に関する倫理について	斉藤有紀子(北里大学)
9月24日	公正な研究活動に向けて	国立研究開発法人科学技術振興機構の研究員

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

【施設・設備】

- ・実習室、多目的演習室、多目的実験室の整備については、各授業演習を担当する専門領域教員と実習委員会の下部組織である教材教具係が協力して、実習室整備の基本方針を決め、年間の整備計画を立てて行っている。また年度末には、各専門領域が管理する備品員数点検を実施し、備品簿内容を更新しながら備品管理を行っている。
- ・PCの更新等も情報システム委員会が中心となって、計画的に行っている。

【図書館】

- ・図書館課の利用者へのサービス強化により、図書館利用への効果が少しずつあがっている。
- ・史料室の史料等が国内でのアーカイブズ事業に貢献し、歴史的史料の存在価値の効果をあげている。
- ・TBC 活動による選書ツアーや企画展示等が図書館の魅力を引き出すなど、学生参加の図書館運営が軌道にのり、図書館利用の促進への効果がでてきている。

【教育研究等支援環境】

- ・ケアリング・フロンティア広尾のリサーチ・フェスタと共催し、昨年度奨励研究費助成を受けた研究、学内の他の研究、また、海外研究活動助成を受けた活動の報告をポスター発表した結果、学内外から約 85 名の参加者があり、教員の研究活動・交流の場がさらに拡充した。

【研究倫理】

- ・研究倫理に関する研修会は参加者から好評を得ている(資料 7-16)。今後も、研究不正防止や利益相反マネジメントの内容を含んだ研究倫理講習会開催し、研究者の研究倫理向上を支援する。
- ・通常審査・迅速審査の二本立て審査システムを適切に運用する。

②改善すべき事項

【施設・設備】

- ・施設・設備等の点検を継続し、不具合には迅速に対応する。
- ・学生のニーズを反映したキャンパス・アメニティの整備を継続する。
- ・節電や資源の無駄遣いの取り組みを継続する。

【図書館】

- ・アクティブ・ラーニングに伴う図書館の対応を今後継続的に検討していく必要がある。

【教育研究等支援環境】

- ・学生の学修、教員の教育研究の環境整備にかかわる方針を明確に定めているとはいえない。

- ・2016(平成28)年度の科研費応募総数は17件(昨年度比;1件減)となった。また、課題とされている「若手研究」への応募件数は1件(昨年度比;1件増)であった。HPの研究支援コーナーでの研究情報の提供、メール配信、また科研費説明会における応募書類作成に関する指導等を実施しているものの、依然として応募状況は横這い状態であり、引き続き課題として残される(資料7-6)
- ・奨励研究費に関しては、応募件数4件と伸び悩み満額執行できなかった(資料7-7)。
- ・海外研究活動助成金に関しては、応募件数前期4件、後期0件であり満額を執行していない(資料7-5)、
- ・講師・助教・助手を含めた若手研究者に対する研究時間の確保についての検討は依然、課題として残される。また、海外研究活動助成や科研費応募の実情からは、全教員の研究時間の確保も課題として残される。

【研究倫理】

- ・改善を積み重ねている倫理審査申請書の書式を見直す。
- ・研究実施による有害事象等が発生した場合の報告や対応について検討する。
- ・「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に規定されている研究終了後の研究結果の概要報告について検討する。

4. 2016(平成28)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

【施設・設備】

- ・今後も学生や教職員の意見を反映させた施設・設備の改善に関する中長期計画を立て、整備を行っていく。

【図書館】

- ・TBC、アーカイブズ事業等の継続、それに伴い図書館・史料室利用への促進。
- ・相互協力大学・短期大学図書館の学生への利用促進。

【教育研究等支援環境】

- ・研究活動に関わる情報提供、科研費説明会での応募書類作成への具体的指導など、研究支援体制は構築されつつあるため継続して実施するとともに、支援の評価を行うことが望まれる。

【研究倫理】

- ・2016(平成28)年度は研究倫理講習会の受講義務化から3年が経過し、多くの教員の受講証明書の有効期限が切れる年度であるため、最新の研究倫理・研究不正防止に関する動向を含めた講習会を開催し、参加の呼びかけを行う。

②改善すべき事項

【施設・設備】

- ・広尾キャンパス校舎完成してから、10年を経過することから、備品・施設全体の修繕が必要となり、大学全体の抜本的な改善計画を作成していく必要がある。

【図書館】

- ・学生リクエスト等による選書基準等の検討。
- ・日本赤十字社医療センター図書室との利用協議。

【教育研究等支援環境】

- ・学生の学修、教員の教育研究の環境整備にかかわる方針を教職員で共有するため、方針を明文化する。
- ・講師・助教・助手のみならず、教員全体の研究時間の確保についても課題であり、今後、改善のための意見を集約させ、具体的に検討することが急務である。
- ・外部研究費の申請数および採択率を上げるため、応募書類作成の個別指導を実施する。
- ・大学院生を対象とする研究助成制度が十分活用されるように、制度を学生に周知する。

【研究倫理】

- ・倫理審査申請書をより書きやすいものにする。
- ・研究実施による有害事象等が発生した場合の報告や対応のマニュアルを作成する。
- ・研究終了後の研究結果の概要報告のあり方について検討する。

5. 根拠資料

【施設・設備】

7-1 日本赤十字看護大学研究支援委員会規程

【図書館】

7-2 2015(平成 27)年度図書館資料統計

7-3 2015(平成 27)年度図書館利用統計

【教育研究等支援環境】

7-4 大学 HP トップページ「研究」

7-5 2015(平成 27)年度 海外助成応募状況

7-6 2015(平成 27)年度・2016(平成 28)年度 科研費応募・内定状況

7-7 2015(平成 27)年度 奨励研究費助成採択状況

【研究倫理】

7-8 日本赤十字看護大学における研究者等の行動規範

7-9 日本赤十字看護大学における科学研究費補助金等の不正防止計画

7-10 日本赤十字看護大学研究倫理審査委員会規程

7-11 日本赤十字看護大学研究倫理審査委員会運営要領

7-12 研究・調査依頼内規

7-13 日本赤十字看護大学における利益相反マネジメント・ポリシー (大学 HP)

<http://www.redcross.ac.jp/about/documents/manegementpolicy.pdf>

7-14 日本赤十字看護大学利益相反マネジメント委員会規程

7-15 日本赤十字看護大学研究活動上の不正行為防止等に関する規程

7-16 2015(平成 27)年度研究倫理に関する講習会参加者アンケート結果

2015(平成 27)年度研究不正防止に関する研修会参加者アンケート結果

第8章 社会連携・社会貢献

1. 2014(平成 26)年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

【地域連携】

- ・高齢者向けの生涯学習事業としての公開講座事業として定着し、多年にわたる参加者が多い。社会のニーズ等や参加者のアンケート等をもとに新たな参加者もひきつけるような2016(平成 28)年度公開講座の企画を練る。

【国際交流】

- ・スウェーデン国赤十字大学、タイ国タイ赤十字看護大学、タイ国チュラロンコン大学そしてイス国ラ・ソース大学と円滑な国際交流を図る。
- ・豪国モナッシュ大学での語学研修を継続していく以外にも、2015(平成27)年度より看護学部での実習を取り入れた研修プログラムについて、担当者を決定し交渉していく。
- ・海外講師の講演会を継続して実施していく。
- ・大学のHPやFacebookを通じて、国際交流の成果を積極的に発信していく。
- ・研究活動や教育活動等を通じて、海外とのネットワーク拡大促進をしていく。

【フロンティアセンター】

- ・認定看護師教育課程が休止したことで、継続教育プログラムの新たな構築、フロンティアセミナー等フロンティアセンターの機能を再検討し、組織を再編する必要がある。ケアリング・フロンティア広尾の活動をより活発化する。

②改善すべき事項

【地域連携】

- ・2015(平成 27)年度から渋谷区の広報メディアに公開講座のお知らせが掲載される見込みとなったが、公開講座の受講者をさらに増やすため広報活動を強化する。
- ・行政だけでなく渋谷区・港区等近隣の生涯施設や諸団体との連携を図り、本学の教育研究の成果をより一層地域社会に還元していく。その一環として、本学近隣の地域住民への貢献を目的に、本学の強みである防災関連のテーマで公開講座を開催する企画を立てる。
- ・ホームカミング・デーの参加者を増やし、卒業生・修了生との交流を促進するため、同窓会との連携を強化する。2014(平成 26)年度に同窓会役員と協議した結果、同窓会総会の開催日にホームカミング・デーを2017(平成 29)年度より実施する方向で概ね合意できたので、同窓会総会の了承を得るためホームカミング・デーの目的を明確化し、具体的な企画を立てる。
- ・渋谷区立広尾中学生に対して、本学が協力して行った「高齢者疑似体験学習」は大変好評であり、来年度も是非、行ってほしいとの要望があり、2015(平成 27)年度も協力する予定である。しかし、実施時期、費用の負担、事故があった場合の責任の所在、実習の際に物品の破損が起きた場合の修繕費の負担などについて協議する必要がある。

【国際交流】

- ・国際交流委員会関連の行事が開催される際は、写真撮影を行い、大学のHPやFacebookに

国際交流の成果を発信すること。

- ・研究活動や教育活動等を通じて、海外とのネットワークを拡大促進していく。

【フロンティアセンター】

- ・各事業の安定した財源がないため、各事業単位でどのように財政基盤を固めつつ事業の安定した運営を行うかについて、全学的な検討を行う。
- ・新人看護師をサポートする会については、6月のホームカミング・デーと同時開催としていたが、2015(平成27)年度より大学祭が秋に移行するため、新人看護師にとっていつの時期にどのような形態の支援が最も適切なのかを再検討し企画する。

2. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

【地域連携】

2014(平成 26)年度に、社会との連携・協力に関する本学の基本方針となる「地域社会連携ポリシー」を定めた。このポリシーは、①地域社会への教育機能の開放、②地域活動に携わる人材育成、③地域や社会特性に応じた研究、④教職員・学生の社会貢献活動への支援、⑤赤十字および卒業生との連携による社会的課題の解決を方針としている(資料 8-1)。地域連携委員会と地域連携・フロンティアセンターが、この方針に基づいて社会との連携および協力するための活動の中心となっている(資料 8-2、資料 8-3)。教授会のもと、地域連携委員会が責任主体となり、活動の推進・検証を担っている(資料 8-4)。

a. 公開講座の実施

2015(平成27)年度は、外部講師と本学教員による講座を合わせて3回の公開講座を行った。

第1回は、6月4日に講師に田平武氏(順天堂大学大学院医学研究科客員教授)を迎え「生活習慣を改善し認知症を予防しよう」をテーマとして開催し、187名の参加者があった。

第2回は、講師木本明恵氏(シルヴィアホーム認定インストラクターリーダー)、テーマ「認知症に向きあう～タクティールケアを活用して～」(7月6日)で、参加者数38名であった。

第3回は、講師佐藤裕子(本学教授)、テーマ「認知症の母を看取って」(8月4日)で、37名の参加があった。

広報手段として、大学HP掲載、大学Facebook掲載に加えて、従来の受講者は、年齢も高齢の方が多く、毎年参加を楽しみにしてくださっているため、リピーターとなる参加者の特徴を鑑み、広報手段としてのダイレクトメールは継続することとした。

b. 卒業生・修了生向けのシンポジウム(ホームカミング・デー)

2015(平成27)年度のホームカミング・デーは、大学祭と合わせた日程で、11月14日(土)に、「実践に活かす質的・量的看護研究方法」をテーマに行った。講師は学内教員2名で、参加者は40名であった。参加者からは大変学びになったという感想が寄せられた。今後の企画については、現在大学院に在籍している卒業生に企画への参加を呼びかけることを検討することとした。

c. 渋谷区立広尾中学校「総合的な学習の時間」への協力

渋谷区立広尾中学校から「総合的な学習の時間」への協力要請に応じて、障がい理解授業として、視覚障害者の理解に関する内容を委員メンバーで実施した。中学1年生51名の

生徒と校長を含む教員 6 名が参加し、有意義な体験ができたと好評であった。この企画は今回で 2 年目となるが、次年度以降も協力要請があれば、積極的に応じていくことが確認された。

【国際交流】

本学では世界の赤十字社ネットワークを活かして開学以来国際交流を活発に行ってきたが、さらに国際交流を推進するため、2015(平成 27)年度に国際交流センターを設立し、国際交流に関わる規程や業務体制を整備しつつあり、また、国際交流センター運営委員会を置いている。

国際交流センター運営委員会は教授会のもとにおかれた常設委員会であり、教授が委員長となり、教授会構成員で構成されている。「国際交流センター運営委員会規程」(資料 8-5)に基づいて活動している。活動は月 1 回の会議の中で、方針に則り審議の結果、具体化され、報告・評価されている。また、それらの内容を教授会で審議・報告し、漸次評価されるとともに、年度末に年報を作成し、大学評価委員会で審議・評価される。年報で出された改善すべき課題については、新年度に委員会で当該年度の活動方針として話し合わせ、各構成員に分担して、具体的な活動として取り組む体制になっている。「看護教育及び研究・開発に関する覚書」をスウェーデン赤十字大学、タイ赤十字看護大学、タイ国チュラロンコン大学、スイス国ラ・ソース大学およびフィリピン大学と締結し、学生研修、交換学生制度や教員の隔年派遣、研究協力等による国際交流を行っている(資料 8-6)。なお、カンボジア健康科学大学とも覚書を締結する方向で準備を進めている。また、オーストラリアのモナッシュ大学語学研修での履修単位は本学の英語単位として認めている。また、本学大学院生は 2010(平成 22)年から国際・災害看護学実習Ⅲでバングラデシュ赤新月社・赤新月社附属看護学校での短期研修や、2007(平成 19)年からカンボジアにて国際保健助産学実習へ参加している。

2015(平成 27)年度に国際交流センター学生部会を立ち上げ、交換学生受入れ時に歓送迎会を企画する等、学生同士の交流を図り、その様子を大学 HP や Facebook へ掲載し、国内外へ発信している。

また、スコットランドのグラスゴー・カレドニアン大学教員からサマースクールプログラムの打診があり、本学で議論を行い、同プログラム導入に関して検討しているところである。その他、国際交流活動として、今年度はタイ王国シリントーン王女様来訪や毎年独立行政法人国際協力機構(JICA)研修員研修視察の受入れ等を積極的に受入れ、本学教員・学生との国際交流を推進している。

【フロンティアセンター】

日本赤十字看護大学地域連携・フロンティアセンター(以下、フロンティアセンターという)は、大学がこれまで蓄積してきた知的・実践的ノウハウをもとに、人々に求められる看護の可能性を追求し、開かれた大学をめざして 2005(平成 17)年 8 月に開設された地域連携・フロンティアセンターをその前身としている。

新たな発想で創造的な活動を行う必要があるとの共通認識のもとにスタートして 10 年目を迎えた 2015(平成 27)年度、地域連携の推進をその活動の中心に据えることをその目的に加え、本学が掲げる地域連携ポリシーのもと、地域連携・フロンティアセンターとして再び新しい出発となった。

本センター設置の目的は、本学の教育・研究に基づき、地域との連携・貢献、社会への発信・

貢献である。そのために果たす機能は主に以下の通りである。

- ・地域連携の推進に関する事業の企画実施に関する事項
- ・生涯学習等に関する教育内容・方法の研究に関する事項
- ・公開講座、セミナー等の企画運営に関する事項
- ・地域連携・に関する事項

フロンティアセンターの活動は、①研修部門として、フロンティアセミナー部会・スキルアップセミナー部会、実習指導者研修部会、現任教員担当者研修部会、②地域連携部門としてケアリング・フロンティア広尾、③災害看護部門として武蔵野地域防災活動部会となみえプロジェクトに大別され、今年度新たに地域連携を推進するためのプロジェクトが発足したところである。

同センターの運営は、地域連携・フロンティアセンター運営委員会において検討している。運営委員会は、2015(平成27)年度は年11回開催し、①年間計画と会計・予算、②各事業の運営等について検討した。運営に関わる財源は、原則として自主財源である。フロンティアセンター専従の職員は雇用せず、事務局が兼担している。2015(平成27)年度の各事業実施にあたっては、学内の教職員のほか前年までの事業の参加者、修了者など幅広い力を得て運営した。

2013(平成25)年度より開始した広尾地域の保健医療福祉・教育が一体となってケアを創造するシステムとしての「ケアリング・フロンティア広尾」は3年目となり、日本赤十字社医療センター、日本赤十字社総合福祉センター、日本赤十字社助産師学校、日本赤十字社附属乳児院と協働の独立した組織として各プロジェクトを定着させるとともに新たな可能性を探り始めた。

災害看護支援活動のうち、武蔵野地域防災活動は長年にわたる実績をもとに武蔵野市との協定を結ぶ運びとなった。

福島県浪江町健康支援は安定的な活動を展開している。

認定看護師教育課程は2014(平成26)年度末をもって休講したが、認定看護師へのスキルアップセミナーは大変ニーズが高く継続開催している。

今後は本センターが中核となり、大学と地域社会との連携の一層の強化をめざし、新たな組織体制と活動を推進していく予定である。

(2)教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

【地域連携】

地域交流への積極的参加として、本学では地域連携委員会主催、渋谷区教育委員会後援の公開講座があげられる。渋谷区・港区の地域住民を対象とした「高齢者向けの生涯学習事業」の一環としてテーマを設定し、毎年3〜4回開催している。また、卒業生・修了生向に医療・看護職をテーマにしたシンポジウムを開催し、研究成果の還元を図っている。特に、本学教員を講師とする公開講座は、教員の教育研究成果を社会に還元し、高齢者の生涯学習支援として位置づけられている(資料8-7)。

【国際交流】

既存の海外交換協定大学との交流の中で、今年度は特に学生部会が主体となり、交換学生と国際交流に関心のある学生との交流する機会が増えた。

また、海外講師(Dr. Jean Watson)による講演会を今年度は国際交流センターキックオフセミナーとして開催し、学部生の授業として、また一般の方々へ公開セミナーとして行い、367名が参加した。

【フロンティアセンター】

研修部門では、認定看護師教育課程を2006(平成18)年度から2014(平成26)年度まで開設し、9年間で866名が修了、6分野「感染管理」「皮膚・排泄ケア」「がん化学療法看護」「糖尿病看護」「認知症看護」「慢性呼吸器疾患看護」861名の認定看護師を輩出した。一定の成果をあげた認定看護師教育は2014(平成26)年度より休講とした。修了生への継続的支援のニーズの重要性が考慮され、修了生を対象とする「スキルアップセミナー」を2009(平成21)年度から開催している。今年度は修了生のみならず他の教育機関を修了した認定看護師も多数参加し351名にのぼり、好評を博した。

赤十字の理念を基盤とした「ケアしケアされる」体験をすることの大切さや本学の実習目的を反映させた、特色のある実習指導者研修を、学内の実習委員会のメンバーと赤十字系の施設メンバーが主体となり、2013(平成25)年度、2014(平成26)年度と研究的に企画・運営に取り組んだ。その教育効果が認められ、2015(平成27)年度から「地域連携・フロンティアセンター」による事業となった。2015(平成27)年度は合計5日間の研修を大学で開催し、49名が修了した。

フロンティアセミナー部会では、専門職者のスキルアップにつながるテーマを企画し、毎年セミナーを開催している。

災害看護部門では、本学と統合した日本赤十字武蔵野短期大学が2004(平成16)年度に活動を始めた武蔵野地域防災活動ネットワークが13周年を迎えた。この間、武蔵野市民防災協会、行政と協働したセミナーを毎年開催し、地域でのネットワークづくりを継続している。13年間で培われたネットワークをさらに発展させ、武蔵野市の防災意識の向上などに貢献していくと同時に、この経験から得た組織づくりの知を広尾地域でも生かせるよう、広尾防災計画に取り組んでいるところである。また、これまでの本地域防災活動ネットワークの実績から、本学と武蔵野市との地域防災に関する協定締結に向けて協議を行い、2016(平成28)年1月1日付で締結の運びとなった。

2012(平成24)年9月から福島県浪江町と協定を結び、いわき市在住の浪江町民を対象にした健康調査・支援事業を行っている。活動拠点として「日赤なみえ保健室」を開所し、被災者の健康を守ること、町民の絆を深めコミュニティの再生をめざして、健康問題の悪化を防止することを目的とした支援活動を行っている。また災害時の中長期支援の在り方を学ぶ研修や実習の場として、海外からの研修生や大学院生を受入れている。

地域連携部門では、2013(平成25)年度より広尾地域の医療福祉教育部門の連携を深めるための「ケアリング・フロンティア広尾」プロジェクトを開始し、リサーチ・フェスタをはじめとする7つのプロジェクトが立ち上がっている。このプロジェクトは、病院、大学、福祉施設の看護職が共に活動することで、実践と研究、教育の連携を強め、看護実践の向上に貢献できる方向を目指している。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

【地域連携】

- ・2015(平成27)年度の公開講座は、外部講師を迎えての講演と本学教員による講義・実技の計3回行った。受講者の満足度も高く、内容としては参加者のニーズに即した内容だったと思われる。

る。大規模講演会では、初めて参加費 500 円とし飲み物を提供したところ、概ね好評であった。

- ・2015(平成 27)年度のホームカミング・デーは、学内教員からの質的研究と量的研究の講義が好評であった。大学を卒業してしばらく経過し、来場者からのアンケート結果から再び学習したいというニーズに応える役割を果たしていることが示された。また、懐かしい教員に会いたい、学生の時に教わった教員の講義を再び受講したいとのニーズも挙げられたため、今後の計画に反映させていくこととした。同窓会との連携は継続していくが、企画開催については、参加者のニーズが同窓会参加とは異なる部分もあるので、大学で計画していくこととした。
- ・前年度に引き続き 2015(平成 27)年度も渋谷区立広尾中学校の「総合的な学習の時間」に協力した。生徒が障がい理解を深めることを目的に、視覚障害者の理解を深める講義と疑似体験プログラムをとおしてその理解が進み、看護大学ならではの成果が得られた。

【国際交流】

- ・国際交流センターを設立することにより、窓口の一本化を進めることで情報集約を行い、業務効率を改善しつつある。
- ・国際交流センターのキックオフセミナーとして、海外講師(Dr. Jean Watson)の公開セミナーを開催することができ、参加者の満足度も高い内容となった(資料8-8)。
- ・スウェーデン赤十字大学に加え、今年度はラ・ソース大学との覚書締結後、初めての交換学生受入れと教員受入れおよび学生派遣を行うことができた。また、交換学生の留学経験が、在京スイス大使館の記事として掲載された(資料8-9)。
- ・国際交流センター学生会立ち上げにより、交換学生との交流を促進することができた。
- ・本学英文HPに国際交流センターのページを設置したことにより、海外からの問い合わせが増加した。

【フロンティアセンター】

- ・認定看護師教育課程において、9年間に866名の修了生を輩出し、861名の認定看護師が誕生したことは、臨床看護の向上に寄与できる人材育成という点で大きな成果と評価できる。また、修了生の継続的支援に対するニーズに対応するべく「スキルアップセミナー」を始動したことは、臨床看護の質の担保という点、フロンティアセンターの財源の確保という点においても大きな成果と評価できる。
- ・「実習指導者研修会」として、実習指導者の質の向上、実習場の環境の整備、看護部および教員との連携の強化に寄与できるという点で大きな成果と評価できる。また、参加者を本学の実習施設と限定せず窓口を広げたことから、看護界の後輩育成という点、財源の確保という点においても大きな成果と評価できる。
- ・地域防災のための武蔵野地区のセミナーを13年間継続し住民および行政の支持を受けていること、さらに「なみえ保健室」運営が地域防災や被災地の復興支援に繋がっている。
「なみえ保健室」は、住民や行政からの評価も得られ、現在まで資金支援を得ながら運営を継続できている。その成果により厚生労働大臣から感謝状を受けている。
- ・「ケアリング・フロンティア広尾」の組織化を行い、活動を開始したことで、病院、大学、福祉施設の連携が強まった。この組織化により地域に貢献できる活動への期待が高まっている。

- ・フロンティアセンターにおける研修部門、地域連携部門、災害看護部門における事業の計画と実施は「フロンティアセンター」において評価し、改善につながっている。

②改善すべき事項

【地域連携】

- ・2016(平成28)年度の公開講座は、学内教員の力を地域に発信することに重きを置き、地域住民の健康管理に貢献していくことを目標に、テーマは「健康寿命の延伸」として3回開催する予定である。

【国際交流】

- ・モナッシュ大学語学研修について、参加者数が十分確保されるよう、また、全学的に語学力を強化するために、対象学年を編入生や大学院生へ広げ、学生の参加を促す必要がある。
- ・国際交流センター学生部会は設立初年度であったため、教職員を中心に運営されてきたが、今後は学生主体の運営の検討や活動内容の更なる充実を図る必要がある。

【フロンティアセンター】

- ・「フロンティアセミナー」、「リサーチ・フェスタ」、「スキルアップセミナー」、「実習指導者研修会」等、各実施事業への参加者を増やすために、より魅力的な企画内容・広報戦略の工夫を行う必要がある。
- ・「新人看護師をサポートする会」の実施について再検討を行う必要がある。

4. 2016(平成28)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

【地域連携】

- ・高齢者向けの生涯学習事業としての公開講座事業として定着し、多年にわたる参加者が多い。社会のニーズ等や参加者のアンケート等をもとに新たな参加者もひきつけるような2016(平成28)年度公開講座の企画を練る。

【国際交流】

- ・国際交流センター主催講演会を継続実施する。
- ・学生部会活動の活性化を図る。
- ・本学HP(英語版)を随時更新する。
- ・カンボジア健康科学大学との覚書締結をすすめる。
- ・グラスゴー・カレドニアン大学サマースクールプログラムの視察を行う。
- ・TOEFL導入の検討を行う。
- ・本学学生に対する交換留学制度の周知活性化を行う。

【フロンティアセンター】

- ・認定看護師教育課程の継続教育プログラムである「スキルアップセミナー」、実習指導者と教員が相互に高めあい学生が実習をしやすい状況を確認するための「実習指導者研修会」の内容をさらに吟味していく。
- ・「ケアリング・フロンティア広尾」の活動の一環として、学祭において医療センタースタッフが炊き出しや血糖チェックなどを行い、学生や地域住民との触れ合いの場の提供を行った、今後も、より活発化していく。
- ・防災、災害復興支援活動が継続できるよう、組織強化を図る。

②改善すべき事項

【地域連携】

- ・2015(平成 27)年度から渋谷区の広報メディアに公開講座のお知らせが掲載され効果が見られたが、公開講座の受講者をさらに増やすため広報活動を強化する。
- ・行政だけでなく渋谷区・港区等近隣の生涯施設や諸団体との連携を図り、本学の教育研の成果をより一層地域社会に還元していく。その一環として、本学近隣の地域住民への貢献を目的に、本学の教員を主軸にした「看護」をPRするテーマで公開講座を開催する企画を立てる。
- ・ホームカミング・デーの参加者を増やし、卒業生・修了生との交流や卒後の学びの場を提供する企画を立てる。
- ・渋谷区立広尾中学生に対して、本学が協力して行った視覚障害を主テーマとした「障がい理解」の講義と演習は大変好評であり、来年度も是非、行ってほしいとの要望があり、2016(平成 28)年度以降も継続的に協力する予定である。

【国際交流】

- ・学生部会の活動と運営を学生主体にしていく。
- ・モナッシュ大学語学研修参加者を確保するため、また、全学的に語学力を強化するために、募集方法を改善する。
- ・国際交流活動が活発化し、ネパールやタイ等から留学希望の問い合わせがあり、少しずつ全学の教職員と学生を挙げて交流が進みつつあるが、今後も国際交流活動の重要性の意識向上を全ての教職員及と学生に対して図る。

【フロンティアセンター】

- ・参加人数の多さが見込まれる「スキルアップセミナー」を実施する会場の検討を行う。
- ・「実習指導者研修会」を修了された方への継続的、発展的な支援として「OB会」の発足、内容の吟味など更に検討を重ね企画していく。
- ・「ケアリング・フロンティア広尾」において、施設スタッフや教職員の連携に留まらず、学生を巻き込みながらの活動内容を検討していく。
- ・「新人看護師をサポートする会」については、新人看護師にとっていつの時期にどのような形態の支援が最も適切なのかを再検討し企画する。
- ・各事業の安定した運営のために、どのように財政基盤を固めていくかについて、各事業単位で全学的な検討を行う。

5. 根拠資料

- 8-1 地域社会連携ポリシー（大学 HP）
<http://www.redcross.ac.jp/cooperation/policy.html>
- 8-2 地域連携・フロンティアセンター規程
- 8-3 地域連携・フロンティアセンター運営委員会規程
- 8-4 地域連携委員会規程
- 8-5 国際交流センター運営委員会規程
- 8-6 「看護教育及び研究・開発に関する覚書」
- 8-7 本学公開講座実績状況

- 8-8 国際交流センターキックオフセミナー アンケート結果
- 8-9 ラ・ソース大学交換留学生 留学体験 スイス大使館掲

第9章 管理運営・財務

第1節 管理運営

1. 2014(平成26)年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

- ・センター組織の専門業務や特殊業務の推進を図っていく。

②改善すべき事項

- ・センター化に伴い、職員の業務分掌との相違が見え始め、2015(平成27)年度内に事務局組織体制について法人本部と協議する。

2. 現状の説明

(1)大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

a. 中・長期的な管理運営方針と策定と大学構成員への周知

日本赤十字学園法人本部では、学園設置大学・短期大学ごとに単年度の事業計画の作成、事業実施報告、学園の基準項目内での2014(平成26)年度から5カ年計画の学園運営第二次中期実施計画を策定した。本年度は実施2年目となり、また大学評価を受審したことから、大学評価の結果等もふまえて、計画・実施内容の見直し、軌道修正等を全教職員に告知し、意見を取り入れた新たな計画を策定し実行へと移している。

さらに、経営会議では上記計画とは別に大学中・長期的計画を11項目たて協議している。

b. 意思決定プロセスの明確化

大学運営上での様々な諸課題については、委員会（常設・臨時・学長諮問）で審議され、教授会（学部）・研究科委員会（大学院）に諮ることになっている。さらに今年度から教学マネジメント会議、IR会議等の新たな会議を設定し、さらにセンター化に伴い、常設・学長諮問委員会の一部をセンター内委員会へ移行することとした。各委員会で検討した課題のうち、特に教育・研究・経営的な面においては経営会議において協議される。課題を大学運営の方向性や全体性と照合することによって、その内容を吟味するためでもある。このように、委員会から経営会議を経て、教授会・研究科委員会で決定するボトムアップの流れ、そして学長の方針をトップダウンにより経営会議を通して教職員に周知する流れの双方向により、コンセンサスの十分な機能を図っている。

c. 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明文化

本学における教学に関わる権限は、教授会・研究科委員会であるが、大学で決定した内容で、学則変更等の事柄は常務理事会・理事会の承認または諒承が必要である。そのことは、私立学校法、本学園寄附行為等に明文化され、業務に則り理事会が行っているためである（資料9-1-1、資料9-1-2）。

d. 教授会の権限と責任の明確化

2015(平成27)年度から学校教育法および施行規則の改正に伴い、教授会の役割が明確化され、4月1日付で学則および大学院学則、それに伴い教授会規程および研究科規程等を改

正した。学部教授会・研究科委員会（以下「教授会等」とする）は、学則第7条および大学院学則第8条に基づいて、学長、教授をもって構成する。教員人事に係る審議を除き、通常は准教授および講師を加えて運営している。定例では8月を除く毎月1回第2木曜日に開催し、学部の研究・教育の管理・運営に関する事項を審議する。入学者選抜試験の可否判定および卒業要件の認定等に係る審議のために臨時開催を行っている。教授会等には日本赤十字看護大学教授会規程、研究科委員会規程に基づいて幹事（職員）を置いている。審議事項は以下の通りである。

教授会等は、教育方針、教育内容等全般について協議するほか、学内将来構想委員会や経営会議等において先議された議題について協議する機関としての役割を担っている。

学長は教授会等の意見を聴いて決定する。

教員の新規採用および昇格などの人事に係る事項に限り、学長、教授をもって構成する教授会（人事関係）で協議する。この場合、日本赤十字看護大学教員選考規程に基づき、申請のあった人事について、教授会（人事関係）で選出された委員で組織される選考委員会に審査を付託し、同委員会が候補者について厳正に審査し、作成した案を教授会（人事関係）で審議し、その結果を教授会に報告している。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

a. 関連法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用

規程類の制定・改廃は、経営会議・教授会の協議を経ている。その規程は学内教職員が閲覧できるよう、学内ネットワーク内に掲載し、さらに規程集として配付している。

b. 学長、学部長・研究科長の権限と責任の明確化

本学は、学部は1学部1学科、そして大学院は1研究科2専攻を有し、学長のもとに学部長および研究科長を置いている。

教授会と学長との関係は、学長が教授会を主宰し、教授会での協議事項を、学長が聴いて決定するという関係である。研究科委員会と学長との関係は、研究科長が研究科委員会を主宰し、研究科委員会での協議事項を、学長が聴いて決定するという関係である。学長は、本学の理念・目的を実現するために、本学のすべてに関して目を行き届かせ、問題を未然に防ぐとともに、社会状況の変化に応じて、本学の進むべき方向を明確にし、教授会もしくは研究科委員会に発議する。

学部長および研究科長は、本学の理念・目的を実現するために、学長を補佐するとともに、学部および研究科の教学に関する事項ならびに学部および研究科教員人事を分掌し、学部のすべてに関して目を行き届かせ、問題を未然に防ぐとともに、社会状況の変化に応じて、本学の進むべき方向を学長とともに協議する。

c. 学長選考および学部長・研究科長の選考方法の適切性

学長の選考に際して、「日本赤十字学園看護大学・短期大学学長候補者選考規程」（資料9-1-3）に基づき、学園が設置する学長候補者選考委員会のもとで審議され、理事長が選出結果を踏まえて、候補者を理事会の同意を得て任用する。

学長は、人格が高潔で学識に優れ、赤十字の人道理念を理解し、かつ、大学運営に識見を有し、教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力がある人物として選考基準として明記されている。

学部長および研究科長等は、「学部長候補者選考規程」（資料 9-1-4）および「研究科長候補者選考規程」（資料 9-1-5）に基づき学内で選出される。

よって、学長選考および学部長・研究科長の選考法の適切性は保たれている。

(3)大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

a. 法人事務組織

学園の機構全体にわたる業務を管理運営するために置かれた組織であり、法人事務組織は、総務部総務課（庶務係、経理係）、学事部学事課（学事係）で構成されている。学園との人事異動により、1名大学から出向した。

b. 大学事務組織

本学は大学・大学院を一括した事務局である。事務局長、事務局次長を置き、広尾キャンパスには総務課（総務係、人事係、入試・広報係）、経理課（経理係、管財係）、学務課（学生係、教務係）、図書館課（図書館係）となっており、武蔵野キャンパスが一時閉鎖に伴い、2015(平成 27)年度から事務職員を配置していない。それに伴い、事務課を一時廃止した。また、センター機能強化に伴い、入試・広報センターおよびアドミッション・オフィス担当を入試・広報係、国際交流センター担当を総務係、研究推進センター担当を総務係、経理係、地域連携・フロンティアセンター担当を管財係、図書館・情報センター担当を図書館係、総務係とし、独立した事務局組織ではなく、取り扱う内容に応じて各課・係で業務を担当している。さらに、大学将来構想を推進する目的で参事を1名配置した。

事務局の各係の担当役割は以下の通りである。

- ①総務課総務係：規程整備・学則改正等申請・届出・庶務・行事・式典・地域連携・国際交流・研究倫理・危機管理・IR・企画等
- ②総務課人事係：人事・労務管理・教職員の福利厚生、職員の研修業務等
- ③総務課入試・広報係：入学者選抜試験・広報活動・学生募集活動関係（オープンキャンパス・大学院説明会・大学見学等）
- ④経理課経理係：予算・決算・経理事務・研究支援等
- ⑤経理課管財係：施設設備点検・警備・清掃、武蔵野キャンパス関連
- ⑥学務課教務係：教務関係（学年暦・定期試験・国家試験・資格・免許等）
- ⑦学務課学生係：学生関係（奨学金・就職・学生福利厚生等）
- ⑧図書館課図書係：広尾館および武蔵野館図書館業務・史料室等

(4)事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

本学の人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善については、学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱に基づき、正職員（出向者は除く）を対象に実施される。評価者等の区分は、被評価者、評価者、調整者、実施権者となっており、被評価者と評価者は勤務評価期間初めに面談を行い、勤務評価の趣旨、目的、方法等について説明を行い、勤務評価結果の決定後、期末面談を行っている（資料 9-1-6）。

また、事務職員の資質向上に向けた研修等の取り組みは表 9-1-1 および次の通りである（資料 9-1-7）。

- ①学校法人日本赤十字学園が主催する研修会：赤十字の理解を中心にした新任教職員対

象（2日）

②スタッフ・ディベロップメント：FD・SD 委員会主催もしくは事務局主催の研修制度

③文部科学省、日本私立大学協会等の外部研修会：業務別、職階別対象研修

上記研修会や講演会への出席、学内での SD 活動・OJT の実施を通じて、職員の資質向上に向けた取り組みを行い、業務改善へと繋げている。さらに、文部科学省等の答申等についての勉強会等も開催した。

表 9-1-1 2015(平成 27)年度開催 SD 一覧

開催日	テーマ	職員人数	主 催
8 月 6 日・7 日	学園主催新任教職員研修	3	日本赤十字学園
9 月 16 日	これからの大学職員のあり方（外部講師）	24	事務局

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

- ・2008(平成 20)年度からはじめた SD 活動は、毎年テーマを設定し、職員間のディスカッション形式で行なわれるようになり、外部講師でのディスカッション形式を中心としたグループワーク式の方法へと転換した。
- ・日本私立大学協会等の総務・経理・教務・学生・図書館の実務研修会に職員が参加することにより、一人ひとりの意識とスキル向上へつなげ、広い視野に立った大学運営に役立っている。

②改善すべき事項

- ・繁忙期において事務局内の業務に一部偏りがみられるため、業務内容の精査を行い、是正を図っていく。
- ・日常業務に追われている中でも、主体的で多様な思考力と協調性等を身につけていける能力開発を行っていく。

4. 2016(平成 28)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- ・大学を取り巻く社会環境をいち早く察知し、本学として迅速に対応するための事務組織体制を確立していくために、企画力・コミュニケーション力・語学力の向上等のキャリアパスの構築化を目指す。

②改善すべき事項

- ・FD・SD ポリシー・マップの SD 関連項目に関して、より具体的な計画案を策定する。

5. 根拠資料

- 9-1-1 学校法人日本赤十字学園寄附行為
- 9-1-2 学校法人日本赤十字学園理事会業務委任規程
- 9-1-3 学校法人日本赤十字学園看護大学・短期大学学長候補者選考規程
- 9-1-4 看護学部長候補者選考規程
- 9-1-5 看護学研究科長選考候補者規程

9-1-6 学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱

9-1-7 2015(平成 27)年度事務局研修日程

第2節 財務

1. 2014(平成 26)年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

- ・科学研究費補助金申請を引き続き促進する。
- ・私立大学等改革総合支援事業のタイプ1以外の取組みについても取り組みを強化する。

②改善すべき事項

- ・予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの整備に当たり、教職員の原価意識の強化も踏まえ、予算執行管理を徹底する。

2. 現状の説明

(1)教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

帰属収入に対する学生生徒等納付金収入は、2008(平成 20)年度以降 60%後半を維持し、2014(平成 26)年度決算では 71.2%と財政基盤上の最大の収入となっている(資料 9-2-1)。

また、その他の収入としては、順に、国庫補助金収入、事業収入、手数料収入他となっている。一方、主な消費支出は、人件費、教育研究経費、管理経費となっている。大学の第一の目的である教育研究を遂行しながら健全財政を維持していくため、本学では、予算会議を中心に、当該年度の事業計画に基づく予算編成およびその適切な執行と事業展開を行なっている。そしてこれらの内容について、同規模他大学および全国平均と本学との財務分析比較をし、本学の各関係比率の適切性を確認している。これらの結果は事業報告書として学園がまとめている。

なお、2015(平成 27)年度にあっては武蔵野キャンパスの休止に伴い、効率的な運営体制による財政的基盤の安定化が促進された。

(2)予算編成および予算執行は適切に行っているか。

本学の予算編成・予算執行のプロセスは、次の通りである。

- ①予算編成の基本方針の提示(10月)
- ②予算の配分案提示(10月)
- ③予算申請書類提出(11月)
- ④予算調整・ヒアリング(11月)(学部長、事務局長、予算申請責任者)
- ⑤予算会議開催(12月)
- ⑥予算案の概要説明書・資金収支予算書・消費収支予算書の作成(12月)
- ⑦学校法人日本赤十字学園への予算案と事業計画案の提出(12月)
- ⑧学校法人日本赤十字学園理事会による審議と承認(3月)
- ⑨予算決定通知(予算申請単位宛)(4月)
- ⑩予算配賦(4月)

⑪各部門・所管予算執行（4月～）

予算申請の様式は、学校法人会計基準に依拠して行っている。また各部門においては目的分類を用いて、事業内容別に予算額を把握できるようにしている。なお、使用申請時には領域別・教員別等、細分化した使用申請を求め、予算の適正管理に努めている。

予算執行は、学校法人日本赤十字学園経理規程（以下「経理規程」という）等に基づき実施している。固定資産の取得と物品の購入については、経理規程において担当主管課、調達請求の方法（手続）、調達決裁の専決範囲区分、発注と契約の方法、検収と支払いの方法を定め、適正な執行に努めている。

以上の手続きを経て実施された予算の執行額は、各部門において管理され、次年度以降の予算編成の参考としている。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

- ・科学研究費補助金、周年事業の実施による寄付金等の外部資金の確保が推進された。
- ・内部資金の運用先の見直しを行い、より有利な運用条件が確保された。

②改善すべき事項

- ・予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みを整備する必要がある。
- ・増収に向けた施策として寄付金確保に結びつく更なる取り組みが必要である。

4. 2016(平成28)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- ・今後も、全教職員の理解と協力のもとに、予算の収支均衡達成に向けた予算統制の強化を進めていく。

②改善すべき事項

- ・予算執行に伴う効果を分析・検証するため、既存の経理システムを応用し、各部門別の執行状況が把握できるデータを選択・出力して加工し、年度ごとの補助簿として活用することで経理分析できるようにする。
- ・周年事業等の一時的な寄付金確保のみならず、経常的な寄付金確保のための仕組み（サポーター制度、遺贈寄付など）を構築する。

5. 根拠資料

9-2-1 大学HP「財務公開」

<https://www.redcross.ac.jp/about/disclosure/financial>

第 10 章 内部質保証

1. 2014(平成 26)年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

- ・第 2 次日本赤十字学園中期計画（2014(平成 26)年度から 2020(平成 32)年度）と関連付けた大学改革を前進させる。
- ・大学基準協会による大学評価の实地調査が円滑に実施できるように協力する。

②改善すべき事項

- ・学外者の意見を自己点検・評価に反映させるシステムを検討し導入を目指す。

2. 現状の説明

(1)大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学は、学則および大学院学則第 2 条に基づいて自己点検・評価を行っている。その方針は、本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的および社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表することである。

この方針に従い大学評価規程（資料 10-1）を制定し、学長の下に大学評価委員会を設置している。大学評価委員会は、学長、学部長、研究科長、事務局長、図書館長、学務部長、フロンティアセンター長、保健センター長から構成されている。大学評価委員会には、大学評価実施委員会および大学評価報告書編集委員会（年報編集委員会）が置かれ、毎年、自己点検・評価報告書（年報）を発行している。年報の PDF ファイルは本学 HP で公開している（資料 10-2）。毎年、実施している自己点検・評価は、大学基準協会の最新の点検・評価項目や評価の視点等に基づいて実施している。年報は、前年度から持ち越した発展方策、現状説明、点検・評価、次年度に向けた発展方策の 4 項目で記述され、単年度単位の PDCA サイクルに基づく方式をとっている。この積み重ねの上に 7 年に 1 度の大学評価を受けている。

2015(平成 27)年度において大学基準協会の大学評価を受審し、協会の定める大学基準に適合していると認定された。その認証評価結果等は HP で公開されている（資料 10-2）。

情報公開に関しては、日本赤十字学園情報公開に関する実施要領、同情報公開に係わる事務取扱要領を整備し対応している（資料 10-3）。

さらに、2011(平成 23)年度学校教育法施行規則の改正に伴い、本学の教育・研究情報を含めた大学情報を HP にて公開、2014(平成 26)年度には日本私立学校振興・共済事業団が主催する大学ポートレートに参画し、本学の情報を公開している（資料 10-4）。

(2)内部質保証に関するシステムを整備しているか。

日本赤十字学園が策定した第二次計画（2014(平成 26)年度～2018(平成 30)年度）をもとに、経営会議で大学独自の中期計画を立案している。この中期計画に基づいて、それぞれ担当の委員会や事務局等の学内各組織が具体的な実施計画を立案し、実施し、評価を行い、

改善策を実行するというPDCAサイクルのシステムを確立している。

実際に、本学の内部質保証を管轄している組織は大学評価実施委員会である。大学評価実施委員会は経営会議メンバーおよび各委員会委員長で構成される。毎年6月と10月の2回、大学評価実施委員会を開催しており、6月の委員会は前年度の自己点検・評価の結果および当該年度の活動目標・計画について報告・検討を行い、10月は当該年度の活動結果および次年度の活動目標・計画について報告・検討を行っている。この大学評価実施委員会の点検・評価システムを整備することで、各委員会・事務局各部署のPDCAサイクルを機能させようと意図している。

本学では、教職員のコンプライアンス意識の向上を図るために、職員就業規則および日本赤十字学園職員倫理規程、同ハラスメント防止規程、同個人情報保護規程等を整備している（資料10-5、資料10-6、資料10-7、資料10-8）。

(3)内部質保証システムを適切に機能させているか。

学校法人日本赤十字学園が3年に一度法人本部・監事・会計監査法人による三様監査を実施しており、本学は2014(平成26)年度に3日間にわたる同監査を受けた。その結果、概ね適正に処理されていると認められたものの、いくつかの改善指導事項があったことから、今後その改善を行う。

組織レベルでのシステムに関しては、PDCAサイクルの確立を各委員会・事務局各部署に求め、年報（自己点検・評価報告書）をまとめている。また、年2回、各委員会・事務局各部署の活動目標・計画・結果を大学評価実施委員会で報告・検討するというシステムを整備している。さらに、2013(平成25)年度は将来構想推進協議会を年4回開催し、第2次日本赤十字学園中期計画（2014(平成26)年度から2020(平成32)年度）の方針や重点目標等について検討を行った（資料10-9）。今後の各委員会等の活動計画に反映する予定である。併せて2014(平成26)年度から、IR機能の強化の観点からIR部会の設置（2015年度からIR会議に変更）し、本学の政策形成、意思決定を支援するための情報提供をする部門として活動し始めている。

教育研究活動のデータベース化については、年度末に教員業績表を提出し、それを大学の共有フォルダに保存している。

学外者からの意見反映に関しては、大学基準協会からの評価結果を反映させている。大学基準協会による2015(平成27)年度の大学評価では、以下のような評価結果、総評、提言を受けた。

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2023(平成35)年3月31日までとする。

II 総評

貴大学は、1890(明治23)年に開設された日本赤十字病院看護婦養成所に始まり、組織改編を経て、1986(昭和61)年に東京都渋谷区に設立された。1993(平成5)年に大学院看護学研究科を設置し、現在、1学部1研究科を有する大学として理念・目的に基づく教育研究活動を展開している。

2009(平成21)年度の大学評価後、貴大学では2011(平成23)年に発生した東日本大

震災と国内外で頻発する災害の経験から、赤十字の使命と建学の精神を再認識し、災害看護学の強化を大学変革の中核として位置づけ、災害看護の教育研究、実践を重点課題とし、学部・研究科において災害看護学の教育研究を強化してきた。また、被災地である福島県浪江町と協定を結んで町民の健康調査・支援事業を展開するほか、武蔵野地域防災活動ネットワークにおける活動等を推進するなど、建学の精神に基づく活動に積極的に取り組んでいる。さらに、そうした活動を、災害時の支援を学ぶための研修や教育に結びつけ、教育研究、実践を統合的に推し進めていることは特徴といえよう。加えて、災害看護学の発展に寄与する国際的な活動を行っており、国際社会に対する社会貢献活動として実績を上げている。

一方で、学部・研究科における教育内容・方法の改善のための組織的なファカルティ・ディベロップメント（FD）活動が十分でないこと、学部のシラバスの記載に不備な点があること、また、研究科において、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を課程ごとに定めていないことなど、課題が見受けられるため、改善が望まれる。

4 教育内容・方法・成果(3)教育方法

<提言>

一 努力課題

- 1) 全学的に実施している授業評価アンケートは授業改善に向けた取り組みとして組織的に活用されておらず、「FD研修会」についても教員の資質向上を目的とした研修が主であるため、学部・研究科ともに、教育内容・方法の改善を図ることを目的としたFD活動に取り組むよう、改善が望まれる。

5 学生の受け入れ

<提言>

一 努力課題

- 1) 研究科では大学院としての学生の受け入れ方針を定めているが、修士課程と博士後期課程で区別していないので、博士課程共同災害看護学専攻を除く課程ごとの学生の受け入れ方針を定めるよう、改善が望まれる。

これらの努力課題については早急に改善策を講じ、「改善報告書」としてとりまとめ、2019(平成31)年7月末日までに大学基準協会に提出する予定である。

また、懸案だった学外評価委員の導入に関しては、2016(平成28)年度の自己点検・評価から実施することになった。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

- ・年報（自己点検・評価報告書）のHP公開により社会に対する説明責任を果たしている。

②改善すべき事項

- ・自己点検・評価に学外者の意見を反映させるシステムをつくる。

4. 2016(平成28)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- ・大学評価実施委員会において各委員会等が PDCA サイクルを報告するシステムを今後より発展させ、第二次日本赤十字学園中期計画（2014(平成 26)年度から 2020(平成 32)年度）と関連付けた大学改革を前進させる。

②改善すべき事項

- ・学外評価委員が自己点検・評価に参加するシステムを開始する。

5. 根拠資料

- 10-1 大学評価規程
- 10-2 本学 HP>大学案内>情報公開>大学評価報告書
https://www.redcross.ac.jp/about/disclosure/university_evaluation
- 10-3 日本赤十字学園情報公開に関する実施要領、同情報公開に係わる事務取扱要領
- 10-4 本学 HP>大学案内>大学情報>大学情報の公表
<https://www.redcross.ac.jp/about/disclosure/announcement>
大学ポータル（日本赤十字看護大学）（日本私立学校振興・共済事業団 HP）
<http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000269201000.html>
- 10-5 日本赤十字看護大学職員就業規則
- 10-6 学校法人日本赤十字学園職員倫理規程
- 10-7 学校法人日本赤十字学園ハラスメント防止規程
- 10-8 学校法人日本赤十字学園の保有する個人情報保護規程
- 10-9 第二次日本赤十字学園中期計画（2014(平成 26)年度から 2020(平成 32)年度）
大学 HP <http://www.jrc.ac.jp/pdf/chukikeikaku-2.pdf>

終章

各章ごとに提起された 2016(平成 28)年度に実現すべき主な課題を以下にまとめる。

第 1 章(理念・目的)では、学則に学部目的の記載がないことや、学生便覧や大学案内、HP などに掲げられている教育理念などにおいて一部不統一な点が見られるので、修正を行うこと。

第 2 章(教育研究組織)では、国際交流センターの組織的な活動を充実させ、本学の教育研究における国際化を推進させること。

第 3 章(教員・教員組織)では、FD・SD 委員会が大学全体の FD・SD を統括し推進する役割を積極的に果たすため、FD・SD ポリシー・マップに基づき年度当初に年間の体系的な FD・SD 計画を作成し、実施、評価、改善の PDCA サイクルを確実に実施することで、大学基準協会から指摘を受けた努力課題の解決を図っていくこと。

第 4 章(教育内容・方法・成果)では、【学部】の課題として、各教科目の内容や目標と、本学のディプロマ・ポリシーや教育目標を関連付けて提示できるよう検討を行うこと。新たに作成したカリキュラム・マップの有効活用を組織的に行い、特に学年配当等を変更した科目についてはその適切性について評価を行うこと。完成年次を迎えたカリキュラムについて、学生や教職員、卒業生の就職先等の意見をもとに、カリキュラム全体の適切性に関する評価を行うこと。カリキュラム評価と共に学年制導入の是非、要件、導入時期などを検討し、具体的な計画をたてること。【研究科】の課題として、目的、目標、修士課程入学から修了に至るまでの一貫性を持った、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、修了時到達目標と到達度を再検討すること。修士課程看護学専攻の新カリキュラムの評価を行うこと。博士後期課程において 2014(平成 26)年度以降の科目の再編に関する評価を行うこと。

第 5 章(学生の受け入れ)では、【学部】の課題として、文部科学省のガイドラインに基づいて現在のアドミッション・ポリシーを見直すこと。障がいのある受験生への個別対応方法を拡充し周知を図ること。【研究科】の課題として、学内推薦・学内選考入学者選抜試験の出願資格の周知徹底、説明方法を入試要項に追記すること。修士課程、博士後期課程のアドミッション・ポリシーを公表すること。

第 6 章(学生支援)では、4 月のガイダンス期間に、1・2 年生対象と 3・4 年生対象に内容を分けた就職支援セミナーを開催すること。年度末にアンケート調査を実施して、奨学金および貸与を受けていることが学修におよぼす効果を明確にすること。学内開催の国家試験対策模試・対策講座をさらに多くの学生が活用できるよう周知徹底すること。新入生オリエンテーション期間中に健康診断を導入し全体として短期間で実施できるようにすること。障害者差別解消法に伴う合理的配慮の内容を検討すること。

第 7 章(教育研究等環境)では、広尾キャンパス校舎完成から 10 年を経過するため大学全体の改善計画を作成すること。学生リクエスト等による選書基準等を検討すること。日本赤十字社医療センター図書室との利用を協議すること。学生の学修、教員の教育研究の環境整備にかかわる方針を教職員で共有するため、方針を明文化すること。講師・助教・助手のみ

ならず、教員全体の研究時間の確保についても課題であり、今後、改善のための意見を集約させ、具体的に検討すること。外部研究費の申請数および採択率を上げるため応募書類作成の個別指導を実施すること。大学院生を対象とする研究助成制度が十分活用されるように制度を学生に周知すること。倫理審査申請書をより書きやすいものにすること。研究実施による有害事象等が発生した場合の報告や対応のマニュアルを作成すること。研究終了後の研究結果の概要報告のあり方について検討すること。

第8章（社会連携・社会貢献）では、公開講座の受講者をさらに増やすため広報活動を強化すること。行政だけでなく渋谷区・港区等近隣の生涯施設や諸団体との連携を図り、本学の教育研の成果をより一層地域社会に還元していくこと。ホームカミング・デーの参加者を増やし、卒業生・修了生との交流や卒後の学びの場を提供すること。モナッシュ大学語学研修参加者を確保するため、また、全学的に語学力を強化するために、募集方法を改善すること。参加人数の多さが見込まれる「スキルアップセミナー」を実施する会場の検討を行うこと。実習指導者研修会の修了者への継続的発展的な支援として「OG会」の発足、内容の吟味など更に検討を重ね企画していくこと。「ケアリング・フロンティア広尾」において、施設スタッフや教職員の連携に留まらず、学生を巻き込みながらの活動内容を検討していくこと。「新人看護師をサポートする会」については、新人看護師にとっていつの時期にどのような形態の支援が最も適切なのかを再検討し企画すること。各事業の安定した運営のために、どのように財政基盤を固めていくか、各事業単位で全学的な検討を行うこと。

第9章（管理運営・財務）では、FD・SD ポリシー・マップのSD 関連項目に関して、より具体的な計画案を策定すること。予算執行に伴う効果を分析・検証するため、既存の経理システムを応用し、各部門別の執行状況が把握できるデータを選択・出力して加工し、年度ごとの補助簿として活用することで経理分析できるようにすること。周年事業等の一時的な寄付金確保のみならず、経常的な寄付金確保のための仕組み（サポーター制度、遺贈寄付など）を構築すること。

第10章（内部質保証）では、学外評価委員が自己点検・評価に参加するシステムを開始すること。

次に、序章で記したように、日本赤十字学園第2次中期計画に基づく本学の中期計画（2015(平成27)年度の実施状況と2016(平成28)年度の計画）を一覧表にまとめた(表 f-1)。

表 f-1 学園第2次中期計画に基づく本学の中期計画（平成27年度実施状況と平成28年度計画）

計画とゴール	2015(平成27)年度の実施状況	2016(平成28)年度の計画
【赤十字分野の教育の強化】 1. 専任教員の配置(平成29年から1名)を継続する。 2. 地域における災害防災教育、研究ネットワークの形成 ①ケアリング・フロンティアの広尾地域の防災ネットワークの構築 ②災害発生時の渋谷区での役割、連携体制 ③武蔵野防災教室の継続	1. 赤十字専門科目及び国際看護学担当教員1名が4月に着任し、赤十字関連科目担当専任教員2名が配置された。 2. ①広尾地域防災会議を年1回開催し情報共有を行った。 ②広尾地域住民を対象に実施し、渋谷区の防災マップの作成を行い、住民ネットワークの形成の基盤となった。	1. 継続 2. ①広尾地域防災会議1回開催、情報の共有 ③武蔵野防災教室の実施 ④浪江町保健室運営継続。健康調査の実施(ニーズのある人への健康調査、支援に切り替えていく)。サロン運営。 ⑤防災訓練年4回実施。緊急安否システムの登録、全学生

④浪江保健室の運営をH29 年度まで本社と協働体制で継続する、平成 30 年以降は浪江町との共同運用に切り替える ⑤防災訓練を年 3 回程度実施し、緊急避難及び帰宅困難時の行動がとれる(学生、教職員)	④浪江町健康支援事業、3 クール目の健康調査を 10 月末までに終了した。平成 27 年 10 月より 4 クール目が開始された。 ⑤全体防災訓練を 1 回、安否確認システムによる訓練を 5 回実施した。また、災害対策本部設置訓練も行った。防災訓練で野安否確認の返信率は平均 85%程度であった。	教職員 100%にする。緊急安否システムと安全行動訓練を年 3 回。消防及び避難訓練を半日単位で実施。
【海外教育機関との交流促進等】 1. 国際交流・国際教育事業の推進及び実施。赤十字国際活動論演習(平成 27 年度はモナッシュ大学)、国際保健助産学実習(カンボジア)、国際災害看護学実習Ⅲ(バングラデシュ)、オーストラリア・モナッシュ大学語学研修 2. 大学間交流協定校との交流充実。スウェーデン赤十字大学/スイス、ラ・ソース大学/タイ赤十字看護大学/タイ、チュラロンコン大学/フィリピン大学/ 3. 外国人研究者等の受入・支援。JICA 研修生の受入れ、スウェーデン赤十字大学教員受入れ。 4. 学生の国際交流。学生部会の設置、運営。 5. 国際会議・国際シンポジウムの開催。年 1 回の国際セミナーの開催。 6. その他国際交流活動及び国際事業・協力活動等。日本赤十字社国際部フィリピン台風復興支援事業。	1. タイ王国シリントーン王女様の来訪。モナッシュ大学語学研修学生派遣準備と実施。ラ・ソース大学からの交換学生 2 名と教員 1 名の受け入れ及び学生 2 名、教員 2 名の派遣実施。 2. スウェーデン赤十字大学交換学生 2 名の受入れと学生 2 名、教員 2 名派遣の実施。国際保健助産学実習の実習施設であるカンボジアの健康科学技術大学との MoU 締結検討。 3. グラスゴー・カレドニアン大学教員の来訪。JICA 看護管理研修生(アジア 9 か国)12 名の受入れ。 5. 国際交流センターキック・オフセミナー実施(11/6)。国際交流センターの設置、規程整備により専任教員 1 名配置。国際交流センター規程整備。	1. スウェーデン赤十字大学とラ・ソース大学の交換学生受入れ及び派遣の実施(スウェーデン受入:10 月 17 日~28 日、ラ・ソース受入:10 月 17 日~11 月 4 日)。モナッシュ大学語学研修の実施(8 月 16 日~9 月 18 日)。 2. スウェーデン赤十字大学 MoU 再締結(5 月)。カンボジア健康科学大学との MOU 締結を進める。グラスゴーカレドニアン大学の視察、今後の交流を検討(7 月下旬~8 月上旬)。 3. スウェーデン赤十字大学教員受入れ(5 月 16 日~20 日)。JICA 研修生の受入れ。 4. 学生部会の活動内容検討。学内 TOEFL の導入検討。 5. 講演会の開催(5 月 19 日)
【保健医療福祉の人材育成】 1. さいたまキャンパスの設立と運営に関する計画立案。 2. 災害看護の専門能力を持つ人材育成。博士課程リーディングプログラムにおける災害看護分野の 人材育成。災害 CNS 育成。JICA 等、海外支援組織との連携による看護関係者の受入れ。	1. さいたまキャンパス準備室設置。さいたまキャンパス準備会議第 1 回開催。 2. DNGL2 学年教育開始。学生 4 名確保。JAICA 受け入れ。	1. さいたまキャンパスの準備室の活動。保健師教育の検証。選抜方法の見直し。教育内容の見直し。国師合格率との関連で検証。 2. 地域を見通す力を持つ看護職育成に向けて各専門領域での教育内容を検証する。赤十字の活動一タイのプリンスオブソンクラ大学との災害共同研究・実習を企画検討。フィリピンでの長期(6 週間程度)のインターンシップを企画検討。ハワイ大学との学生交流を企画検討。
【赤十字ネットワークとの連携】 1. 防災訓練における日本赤十字社医療センター、東京都支部との相互	1. 医療センター、総合福祉センターとのケアリング・フロン	1. 医療センター、総合福祉センター、とのケアリング・フロ

協力。医療センター、総合福祉センターとのケアリング・フロンティア広尾連携会議の推進。 2. 幹部看護師研修センター研修企画（ファースト、サード、セカンド研修）への本学教員派遣等による協力体制の推進。	ティア広尾連携会議の開催。 2. 幹部看護師研修センター研修企画への本学教員派遣。	ンティア広尾連携会議の開催（年 3 回）。支部及び本社とのインターンシップの実施。支部、病院の防災活動への参加。 2. 幹部看護師研修センター研修企画への本学教員派遣。
【教育課程の改善】 1. 教学マネジメントシステムの構築。 2. 平成 27 年度で完成年度となるため、28 年度中にカリキュラム評価を実施する。カリキュラム・ポリシーの作成。データ収集：学生アンケート、卒業生アンケート、看護管理職アンケートの実施。教員の声（フォーカスグループ）を収集。データ分析を行い課題を抽出する（平成 28 年夏まで）。改善策（カリキュラム改正案作成（平成 27 年から 28 年））。 3. アクティブ・ラーニングに向けての教員の意識と教育方法の向上、改善を図る。年 1 回アクティブ・ラーニングの FD を企画実施（教育技法：PBL、GW 等含め）。 4. 教育評価の結果を生かす方法の改善。授業評価の結果公開（上位 20）。授業評価結果の低い講義の授業改善案の提示（学部長に）。授業参観、授業案作成等の教員スキルの共有。授業評価とコメント欄の活かし方の循環を評価する。 5. 実習に関する評価。実習指導体制。指導方法。病院との連携。情報共有の方法。総合実習と関連させて各時期の実習の検証・ 6. 大学院教育の評価。教育理念の明確化。大学院 FD の実施。	1. 教学マネジメント会議の開催。 2. 新カリキュラム評価プロジェクトの立ち上げ、年 5 回会議開催。問題の分析整理→学年配当問題の改善。平成 28 年から実施。 3. 授業内容・方法の改善。 4. 授業評価、学生の到達度評価、満足度評価のアンケート実施。授業評価上位 20 位、必須選択・演習別の上位科目の学内公表。授業参観の制度検討。シラバス記入方法の整備。 5. 医学系科目教育の充実。医療センター医師の講義を展開するための準備。 5. 学年制導入に関する検討（年 3 回会議開催）。学年制導入に際しての方法及び問題点の抽出。GPA の導入（1 年生から）。講師会の開催（隔年）。保健師選抜方法の検討。選抜時期の変更（3 年生から 2 年生へ）と編入生の面接方法。実習ポートフォリオの実施。 6. 大学院の AP の整備	1. 教学マネジメントの会議の規定、位置づけの整備。 2. 新カリキュラム評価の実施。データ収集（教員、学生、卒業生）の計画立案。データ整理分析。教学マネジメント会議での本学の教育課題と対策の検討。AP、DP、CP の検証。 3. 授業内容・方法の改善。アクティブ・ラーニングの FD を 1 回開催。 4. 授業評価の結果の公表方法の検討と活かし方の検討。シラバスに関する FD を 1～2 回開催。GPA の活用方法の検討 5. 総合実習の目的・方法・成果等の評価と課題分析。ポートフォリオ導入に向けての検討。 6. 大学院の CNS コース等の検証。方向性の検討。データ収集（各コースの院生数、論文審査数）。
【主体的に学ぶ学生の教育推進】 1. アクティブ・ラーニングによる教育方法の推進。アクティブ・ラーニングの教育環境整備。実習室のビデオ教育環境整備。iPad、パソコン環境整備、グループワーク環境整備。グループワークによる授業の推進。予習復習のための課題設定の推進。アクティブ・ラーニングの方法の実施状況調査。授業時間数・時間割等の見直し。 2. アクティブ・ラーニングの具体的な展開方法の理解。FD で年 1 回、アクティブ・ラーニングセミナーを開催。	1. 平成 28 年 3 月に大学院 FD を開催し、大学院生のアンケート結果をもとに、教育方法を検討した。 2. 学長裁量経費により 1 領域（助産）において Team Based Learning 教育方法の開発と評価研究を実施した。これを元に次年度の全学的 FD を実施する準備を行った。	1. 実習室の IT 化促進（寄付金活用）。予習・復習のための課題設定と周知・明示（シラバスのさらなる充実を図る）。ポータルサイトへの掲載。 2. 大学院 FD を充実させ、大学院生一人ひとりに合わせた履修計画についての検討をはかる。

【国家試験対策の強化】 1. 国家試験対策に伴う学生との個別面談、ガイダンス、補講等の強化。 ①国家試験対策部会の活動継続 ②下位の学生への教育強化計画の立案と実施 ③模試の参加を増やす 2. 国家試験合格率 98%以上前後の維持。 3. 卒前スキルアップセミナーの継続、参加者を増やす。 4. 1 年時からの国家試験対策。医学系科目の力をつける。国家試験の得点の弱い知識を定着化する方法の検討。	1. 模擬試験全員受験に向けての勸奨、低学年模試の実施継続。国家試験対策講座の強化。全領域の協力体制の強化。成績不良者の支援(強化クラス)の充実。国家試験対策に対するアンケートからの対策。定期的なオフィスアワーの設置。卒業生による学習支援。	1. 模擬試験全員受験に向けての勸奨。低学年模試の実施継続。国家試験対策講座の強化。全領域の協力体制の強化。成績不良者の支援(強化クラス)の充実。国家試験対策に対するアンケートからの対策。定期的なオフィスアワーの設置。卒業生による学習支援。
【大学院修士課程の充実】 1. AP、CP、DP の見直し。 2. 大学院の夜間・土日開講の検討(一部開講の実態調査)。多様な履修形態の評価。 3. 大学院組織 (CNS コース等) の評価と再編。 4. FD の充実(1 回/年の開催)。 5. 大学院授業評価の実施と公開。 6. 大学院生指導計画の立案と実施に向けての計画検討。どのように進めていくかの課題整理と計画。 7. 大学院教員組織の選考課程の明確化(論文指導教員、論文審査教員と科目担当教員の選考基準)。 8. 修士論文審査の厳密性の確保のための審査委員の基準作成。	1. AP を修士課程と博士課程にわたる取り組みを行い、研究科委員会で 2 回にわたり、吟味した。結果、AP のみならず、CP、DP も含めて、統合的な見直しが必要とされ、次年度早々に検討することとなった。 4. 次年度 TBL 等教育方法改善のための FD 準備を行った。(アクティブ・ラーニング参照)	1. 修士課程と博士課程にわけて AP, CP, DP を見直し確定する。 2. 大学院の夜間・土日開講の検討(一部開講の実態調査)。多様な履修形態の評価。 4. FD の充実(1 回/年の開催)。 5. 大学院授業評価の実施と公開。 6. 大学院生指導計画の立案と実施に向けての計画検討。どのように進めていくかの課題整理と計画。 7. 大学院教員組織の選考課程の明確化(論文指導教員、論文審査教員と科目担当教員の選考基準)。 8. 修士論文審査の厳密性の確保のための審査委員の基準作成。
【大学院博士課程の充実】 1. AP、DP の見直し。 2. 3 年での学位取得者数の増加。 3. 大学院生指導計画に関する実施計画の立案と運用(次期の大学評価基準に盛り込まれる予定)。 4. 博士審査会の審査委員の基準の再検討と確定。	4. 博士審査委員会の審査委員の基準を検討していて、次年度に向けて、申し送りの作成に取り組むこととなった。	3. 大学院生指導計画に関する実施計画の立案。 4. 博士審査会の審査委員の基準の再検討と確定。
【大学の連携強化】 1. 単位互換の促進。遠隔教育システムを使える教育環境整備。	1. 赤十字看護大学大学間での単位互換の準備のために、開講可能な科目を調査・設定した(研究科委員会で報告済)。	1. 赤十字看護大学大学間での単位互換の準備。遠隔 TV 教育システムの運用と評価。
【入学選抜方法の改善】 1. アドミッション・ポリシーの策定と入試方法との関連の検証。 2. 高等学校到達度テスト導入の検討及びセンター試験利用の見直し(2018 年度問題等に対応)。入試科目・入試方法の検討。面接方法の	(学部) 2. 推薦および一般入試に面接点の得点化を導入。 4. 支部長推薦入試支部担当者説明会実施。 (研究科)	(学部) 1. 文部科学省のガイドラインに基づいた現状のアドミッション・ポリシーの見直し。文部科学省が公表した「学力の 3 要素」の評価方法と、アドミ

見直し。 3. 大学院修士課程個別資格審査制度実施の継続と評価。 4. 支部長推薦入試の方法の改善。 5. 大学院入試問題作成の検証。 6. 大学院修士課程入試(第2希望の選択の検討)。 7. 外国人に対応できる入試問題の作成。	2. 入試実施回数の増加(修士課程看護学専攻:3回→4回、博士後期課程:2回→4回)。 修士課程国際保健助産学専攻実践コースに学内推薦入試を新設。修士課程入試に特別選考(日本赤十字社・実習施設職員対象)を新設。 3. 大学院修士課程個別入学資格審査制度の実施回数の増加(2回→7回)。	セッション・ポリシーおよび入試方法との関連の検証(面接評価基準の見直し等)。 2. 推薦入試における指定校。障がいのある受験生への個別対応方法の拡充および周知。センター試験利用型入試の選択科目追加による出願者の確保。 4. 準指定校(支部長推薦)の見直し。 (研究科) 1. 修士課程、博士後期課程のアドミッション・ポリシーの公表。 2. 修士課程、博士後期課程、5年一貫制博士課程の出願者数増への取組および優秀な学生の確保に向けた入試方法の検証。 7. 外国人に対応できる入試問題作成および入試方法の検討。
【奨学金制度・特待生制度の拡充】 1. 学業を奨励するための特待生制度の見直し。 2. 寄付金(の積み重ね)による奨学金の検討。	1. 奨学金対象者の拡大(交換留学対象校の拡大)の実行。大学院生への奨学金・海外活動への奨学金制度創設に向けた規程作成。 2. 特別奨学金制度の創設及び規程作成。同窓会奨学金の募集時期を春期に加えて秋期を創設。	1. 大学院生への奨学金・海外活動への奨学金制度の運用。奨学金の受給および貸与を受けている学生のフォローアップの継続。 2. 特別奨学金制度の運用。
【きめ細かな学生支援】 1. 学生支援方針を明文化する。 2. 学生実態調査、学生の意見を把握するための会合やアンケート調査の実施。 3. クラス担当教員による担当学生の履修状況を把握、少人数学生支援体制の充実強化。 4. 人権倫理相談員の研修実施→相談体制の充実化。 5. 共同災害看護学専攻学生への奨励金の充実。 6. HP内の学生専用ページの拡充。 7. 図書館のラーニング・コモンズとしての機能の充実と環境整備及び学生の主体的参加。 8. 実習室の環境整備。 9. その他	2. 学生生活・学修状況実態調査の実施や学生自治会との意見交換会(年2回)。 3. クラス担当教員による担当学生の履修状況・成績の把握。 7. 図書館ラーニング・コモンズ対応した機材・環境整備(一部)。 9. 病院説明会、就職ガイダンスの継続、就職セミナー(個別相談含む)開催(4年生対象)。24時間ところとからだの電話相談の利用状況の確認と広報活動。大学院生の利用促進として学生相談室でのランチの会の継続。学生の主体的な参加運営を促すために大学祭開催を秋に変更して実施。地域関連施設からの出店・参加の受入。指定学生会館の契約。推薦入学予定者に	2. 学生生活・学修状況実態調査の実施や学生自治会との意見交換会。 3. クラス担当教員による担当学生の履修状況・成績の把握と個別相談。 7. 図書館ラーニング・コモンズ対応した機材・環境整備継続。 9. 病院説明会の継続、就職ガイダンス・継続就職セミナー(個別相談含む)の学年別開催(ガイダンス期間中)。24時間ところとからだの電話相談の利用拡大。大学祭の秋開催における学生の主体的な参加運営の支援と地域関連施設からの参加の促進。指定学生会館の広報活動。障害者差別解消法施行に伴う教育環境の整備の検討。

	対する懇談会の内容を検討し実施後にアンケート評価。 大学院生復学者に対する継続的な個別支援。	
【研究の充実強化と社会への還元】 1. 大学アーカイブおよび大学リポジトリの構築・運用による図書館機能の充実と研究活動の促進及び研究成果の社会への還元。 2. 大学としての戦略的研究活動。 3. 各教員の研究活動計画の確認と評価。 4. 研究日の確保等、研究重視の組織風土の醸成。 5. 研究費配分と成果の検証 6. 科学研究費補助金等の獲得と支援体制。 7. 外部資金獲得へ文部科学省・厚生労働省・学園研究助成等に教職員の積極的な応募。 8. 外部資金獲得に向けた計画書・申請書作成のための研修会継続実施及び研究環境の整備。 9. 科研費の申請率を上げる(80%)。	1. 大学アーカイブおよび大学リポジトリシステム構築→リポジトリ掲載項目数強化。 7. 外部資金獲得へ文部科学省・厚生労働省・学園研究助成等に教職員の積極的な応募(40%)。 8. 外部資金獲得に向けた計画書・申請書作成のための研修会(8月)。研究倫理講習会実施(5月)。研究不正防止講習会実施(9月)。研究倫理外部委員(専門家1名、一般1名)の委嘱。	1. 大学アーカイブおよび大学リポジトリシステム構築継続。 2. 平成28年11月を目途に方針案を経営会議から教授会等へ提議(平成28年度内に決定し教職員へ共有)。平成28年3月を目途に管理運営機構図の改正。センターごとの取組の明確化、センター間の協力体制の取組の明確化、責任主体がわかる組織化、PDCAサイクルを回し検証プロセスの機能化。 7. 外部資金獲得へ文部科学省・厚生労働省・学園研究助成等に教職員の積極的な応募。 8. 外部資金獲得に向けた計画書・申請書作成のための研修会継続実施、申請書のレビューサービス及び研修環境の整備。不正防止、研究倫理講習会継続実施。研究倫理外部委員の招聘。
【地域社会との連携強化】 1. 地域連携・フロンティアセンターとケアリング・フロンティア広尾の連携。 2. 渋谷区との連携(広尾高校等の小中高との連携)、語り合いの場の設定。 3. 広尾地域防災と渋谷区の中での役割形成。 4. 近隣大学(聖心女子大学、国学院等)との連携(防災対策等)。 5. 渋谷区、広尾、地域住民の健康増進教育の企画と実施(生き生き教育)。 6. 日本赤十字社本社との共同事業であるいわき市居住の浪江町民の健康支援事業の継続。	4. 青山学院大学、青山学院女子短期大学、聖心女子大学、実践女子大学図書館との相互利用協継続。国連大学図書館、帝京短期大学図書館との相互利用協定。	4. 青山学院大学、青山学院女子短期大学、聖心女子大学、実践女子大学図書館、国連大学図書館、帝京短期大学図書館との相互利用協継続。私立大学協会加盟大学図書館等との相互利用協定推進。
【大学ガバナンスの強化】 1. 学長・学部長及び専門スタッフによる教学マネジメント体制の確立、IR部会設置・運営、規定の見直し。	1. 学長・学部長及び専門スタッフによる教学マネジメント会議設置・運営。	1. 教学マネジメント会議のあり方・内容の精査、教育課程への取り組み、検証へのサイクル化。平成28年3月を目途に管理運営機構図の改正。センターごとの取組の明確化。センター間の協力体制の取組の明確化。責任主体がわかる組織化。PDCAサイクルを回し検証プロセスの機能化。

【広報活動の充実強化】 1. SNS (Facebook, LINE, Twitter 等) の導入により、情報の拡張性、速報性の強化。 2. 大学案内、大学院案内の年度ごとの内容見直し。 3. オープンキャンパス、大学院説明会の年度ごとの内容見直し。 4. 時代に即したホームページの運用。	1. LINE の導入。 2. 大学案内と大学院案内の合冊。 3. オープンキャンパス (3 回→4 回)、大学院説明会 (2 回→5 回) の実施回数増加により参加者の増加 (オープンキャンパス+192 名、大学院説明会+50 名)。出張オープンキャンパスの試行実施 (1 病院)。 4. ホームページの全面リニューアル (10 月～)。	1. Twiter の導入による情報の拡張性・速報性の強化。 2. 学部生及び大学院生、教員の魅力をよりアピールした案内の作成。現教育課程に対応した大学・大学院案内 (英文) の作成 (協定大学等海外機関関係者向け)。 3. オープンキャンパス、大学院説明会の内容充実及び学内外の周知方法の検討。出張オープンキャンパスの実施 (第2ブロック支部内3病院予定)。 4. ホームページリニューアル後の運用に対する評価。
【財政基盤の確立】 1. 平成27年度から5年程度かけて収支均衡となるための経営基盤の強化を図る。①教職員の定数化と人件費支出の見直し、②将来へ建物・構築物の財源の積み立て、③寄附金の制度構築、④徹底的なコスト削減、ランニングコストの削減。	1. 優先課題に基づき、裏づけのある計画、実施、精査。	1. 寄附金募集 (サポーター募金の強化)。優先課題に基づき、裏づけのある計画、実施、精査等のサイクル化を構築。予算・決算の分析。大学としての外部資金獲得、永年的な寄付獲得の実効性のある計画を作成し外部資金を獲得。
【人材の確保と育成】 1. 人権倫理委員会による相談体制の見直し及び研修会の実施。全教職員に対して教職員モラル・人権意識の向上を目指した FD・SD での研修実施。 2. 職員育成に伴うキャリアパスの構築化の一貫として、外部研修への参画。	1. 人権倫理委員会による相談体制の見直し及び研修会の実施。 2. 私立大学協会、学校経理研究会等の外部研修に参加。	1. 人権倫理委員会による相談体制の見直し及び研修会の実施。 2. 平成 28 年度から 3-5 年計画で、体系的なキャリアパス・研修制度を策定し、事務職員の資質向上・実務能力の向上を充実させる。SD のキャリアパス図 (SD 図) の制定。勤務評価での単年度、中期 (5 年) でのキャリアパスを構築した内容を記載、年度末に上司との面談を実施。
【危機管理体制】 1. 危機管理体制として、新危機管理マニュアルの実施・評価 (緊急安否システムの構築等)。 2. 海外演習・研修などの際の危機管理対策の検討。 3. 情報セキュリティ対策の検討。	1. 防災訓練での緊急安否システムの構築 (学生・教職員対象)。アクションカードを使用した防災訓練の実施。防災ハンドブック作成・配付 (学生、教職員)。 2. 海外演習・研修などの際の危機管理対策のマニュアル・規程整備。学生へのガイダンス実施。 3. セキュリティ効果の高いクラウド化のメールシステムを採用。	1. 緊急安否確認システム構築の完成 (年数回実施)。消防署の協力を得た防火防災訓練の実施。教職員の防火防災意識向上 (FD の実施、アクションカードの更新)。ホームページによる防災意識向上。 2. 現状に即したセキュリティ対策の検討 (サーバ侵入・アクセス制限等)。
【質保証システム】 1. 平成 27 年度大学基準協会による	1. 平成 27 年度大学基準協会に	2. 外部委員の選出。平成 28 年 3

大学評価を受審する。実施体制と事務局内の体制強化。 2. 内部質保証のシステム整備。外部委員の導入。	よる大学評価を受審し結果を受領。 2. 平成 26 度大学評価報告書と年報を本学 HP で公開。外部委員の検討。	月を目途に管理運営機構図を改正。機構に基づいた PDCA サイクルの定着化。学園中期計画→単年度事業計画→単年度事業実施→単年度事業報告→学園中期計画の精査へと繋げる。 ・平成 27 年度年報の発行と HP での公開。
【校友ネットワークの強化】 1. 大学同窓会連携会議の継続。本学教職員の同窓会総会への出席。保護者会との連携。 2. 学部卒業生・大学院修了生を対象としたホームカミング・デーの実施と同窓会活動の充実。	1. 大学同窓会連携会議の継続。本学教職員の同窓会総会への出席。保護者会との連携。保護者懇談会の内容見直し及びアンケート実施。 2. 学部卒業生・大学院修了生を対象としたホームカミング・デーの実施と同窓会活動の充実。	

日本赤十字看護大学 年報
2015(平成 27)年度
自己点検・評価報告書

2016(平成 28)年 8 月発行
発行者 日本赤十字看護大学

〈広尾キャンパス〉

〒150-0012 東京都渋谷区広尾 4-1-3

TEL 03(3409)0875(代表)

〈武蔵野キャンパス〉

〒180-8618 東京都武蔵野市境南町 1-26-33

TEL 0422(39)7546